

北区一般廃棄物処理基本計画 2020

～未来へつなぐ、持続可能なごみゼロのまちづくり～

令和2年3月

 北 区

北区一般廃棄物処理基本計画 2020 の策定にあたって

令和 2 (2020) 年に、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会が開催されます。東京 2020 大会では、国連サミットで採択された「持続可能な開発目標 (SDGs)」に貢献するため、再使用できる物品や再生資源の活用などにより資源の使用量を減らしたうえで、3R (リデュース・リユース・リサイクル) を徹底する等、持続可能な資源利用の取り組みが行われます。



北区においても、国際的な目標である「持続可能な開発目標 (SDGs)」との整合性を図り、より一層のごみ減量や資源化促進、適正処理を推進し、将来世代に継承できる持続可能な循環型社会の形成を目指していくため、本計画では「未来へつなぐ、持続可能なごみゼロのまちづくり」を基本理念としました。その中でプラスチックごみの削減や食品ロス対策など、新たな社会的課題への取り組みを重点事業として掲げるとともに、今後 10 年間の区民 1 人 1 日あたりのごみ減量目標を設定しています。

将来世代に向けて、区民・事業者の皆さまとともに、地域への愛着を持つことができる魅力あふれる北区を目指して、リサイクル清掃事業を実施してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

令和 2 年 3 月

東京都北区長 花川 與惣太

『目 次』

第1章 計画策定の基本的事項	1
1 計画策定の主旨と目的	1
2 計画の位置付け	2
3 計画の期間	3
4 計画の構成	3
5 用語の定義	4
第2章 廃棄物を取り巻く現状と課題	5
1 人口とごみの排出の現状と課題	5
(1) 人口及び世帯数の現状	5
(2) ごみの排出の現状	6
(3) ごみ処理の課題	8
2 人口及びごみ量の将来予測	11
(1) 人口及び世帯数の将来予測	11
(2) ごみ量の将来予測	12
第3章 ごみ処理基本計画	13
1 基本理念	13
2 基本方針	14
3 ごみ減量の目標	15
(1) 前計画の目標達成状況	15
(2) 新たなごみの減量目標の設定	16
(3) ごみ減量の年度別目標値	17
4 体系図	18
5 個別計画	20
方針1：区民・事業者・区の協働による3Rを推進します	20
方針2：さらなるごみの減量化と資源の有効利用を推進します	22
方針3：安全で安心なごみの適正処理を推進します	25
6 ごみの減量化に向けて取り組む重点事業	29
第4章 生活排水処理基本計画	32
1 生活排水処理の現状	32
(1) し尿・汚泥処理状況	32
(2) し尿収集量の推移	32
2 計画期間	33
3 基本方針	33
4 収集運搬及び処理・処分計画	33

※用語の解説

本文中の右肩に「*」印の表記がある語句は、五十音順に資料編の「用語の解説」で説明しています。

第1章 計画策定の基本的事項

1 計画策定の主旨と目的

北区では、平成27年3月に策定した「北区一般廃棄物処理基本計画2015」に基づき、循環型社会*の形成を目指して、2R（リデュース・リユース）に重点をおいた普及啓発事業等の様々な施策を展開してきました。しかし、前計画の策定から5年が経過し、この間、循環型社会の形成をめぐる社会情勢は大きく変化しています。

国際的な動向では、2015（平成27）年9月の国連サミットで、2016（平成28）年から2030（令和12）年までの国際目標である「持続可能な開発目標（SDGs）」が示されました。このうちゴール12の「持続可能な消費と生産のパターンを確保する」には、2030（令和12）年までに食品ロス*を半減するという目標が掲げられています。さらにゴール14には「海洋と海洋資源を持続可能な開発に向けて保全し、持続可能な形で利用する」という目標が掲げられ、海洋生物等への影響が懸念されている海洋プラスチックごみへの対応が喫緊の課題となっています。

国では、平成30年6月に「第四次循環型社会形成推進基本計画」が閣議決定されました。この中では、重要な方向性として、①地域循環共生圏形成による地域活性化、②ライフサイクル全体での徹底的な資源循環、③適正処理の更なる推進と環境再生などが掲げられています。令和元年5月に公布された食品ロスの削減の推進に関する法律では、区市町村は、国の方針を踏まえた食品ロス削減推進計画の策定に努めることとされました。また、同日に策定されたプラスチック資源循環戦略では、重点戦略としてレジ袋の有料化をはじめとするリデュースの徹底が掲げられています。

東京都では、平成28年3月に「東京都資源循環・廃棄物処理計画」が策定されました。この計画は、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会とその後を見据え、企業、関係団体、自治体等との連携を強化し、東京の活力を力強く維持・発展させていくため、東京都「持続可能な資源利用」に向けた取組方針（平成27年3月策定）を具体化するものです。

北区においても、循環型社会の形成に向けた取り組みを推進してきました。しかし、区民1人1日あたりのごみ排出量は減少しているものの、人口の増加や景気の回復基調による事業系ごみの増加などにより、ごみ総排出量の減少幅は鈍化しつつあります。このような状況を踏まえて、平成31年1月、東京都北区資源循環推進審議会から、「今後のリサイクル清掃事業のあり方について」の答申を受けました。この答申では「ごみの減量」を基本としつつ、北区災害廃棄物処理計画を踏まえた運用ルールの方針策定、区民の意識改革、家庭ごみの有料化や戸別収集*の地域拡大を視野に入れた、コストや情報の「見える化」など、具体的な提言をいただきました。

以上のような社会情勢の変化に的確に対応し、資源循環型社会の形成を着実に進めていくために、東京都北区資源循環推進審議会の答申を踏まえ、「北区一般廃棄物処理基本計画2020」（以下「本計画」という。）を策定します。

2 計画の位置付け

本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）（以下「廃棄物処理法」という。）第6条第1項に定める「当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画」であるとともに、東京都北区廃棄物の処理及び再利用に関する条例（平成11年12月東京都北区条例第28号）第32条に定める「一般廃棄物の処理に関する計画」に位置付けられます。なお、本計画は、国の「第四次循環型社会形成推進基本計画」、東京都の「資源循環・廃棄物処理計画」等の各種計画及び北区の上位計画である「北区基本計画2020」を踏まえて策定しました。

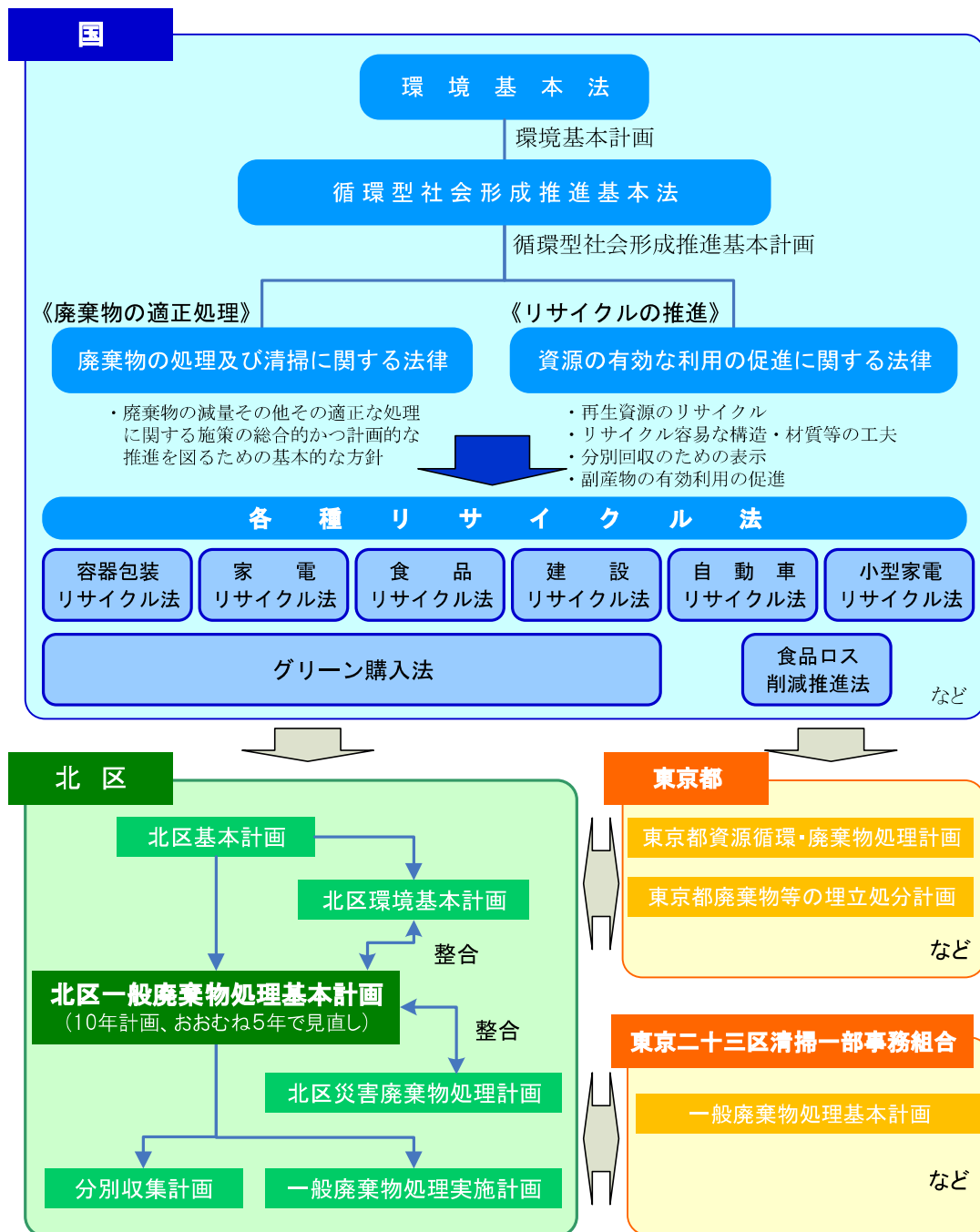


図1-1 本計画の位置付け

3 計画の期間

本計画の計画期間は、令和2年度を計画初年度とし、令和11年度を計画最終(目標)年度とした10年間とします。また、令和2年度～令和6年度を前期、令和7年度～令和11年度を後期と定めます。

なお、本計画はおおむね5年ごとに改定するほか、計画策定の前提となっている諸条件に大きな変化があった場合には見直しを行います。

計 画 期 間

令和2(2020)年度～令和11(2029)年度(10年間)

前期：令和2(2020)年度～令和6(2024)年度

後期：令和7(2025)年度～令和11(2029)年度

計 画 初 年 度：令和2(2020)年度

計画最終(目標)年度：令和11(2029)年度

4 計画の構成

本計画は、ごみ処理基本計画(第3章)及び生活排水処理基本計画(第4章)の2つの計画で構成されています。

第1章で本計画策定の主旨・目的・期間等の基本的事項を示し、第2章で廃棄物を取り巻く現状と課題を把握し、第3章で本計画の基本理念、基本方針、数値目標を設定し、目標達成のための各種施策・事業を個別計画として示しました。最後に第4章で生活排水処理基本計画について、生活排水に係る施策を示しました。なお、本計画の背景となる北区の概況や、北区のごみ処理の現状の詳細は巻末の資料編にまとめました。

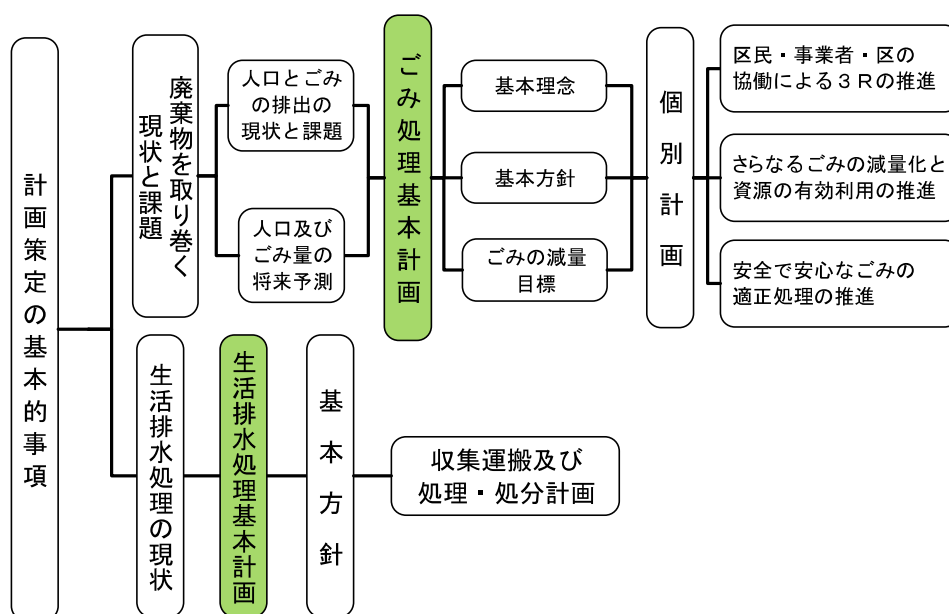


図1-2 本計画の構成

5 用語の定義

本計画で使用する用語の定義を図1-3に示します。

本計画では、北区内で発生する量の把握が困難な潜在ごみ（事業所独自で処理・リサイクル等を実施しているものや区民による自家処理（生ごみの減量化等）を含めた全ての不要物を「ごみ発生量」とします。なお、「ごみ発生量」の中に含まれる潜在ごみは、量の把握が困難であるため、本計画内では数値化しないこととします。

「ごみ発生量」から潜在ごみを除いたものを「ごみ総排出量」とし、「ごみ総排出量」から「集団回収*」及び「資源（区が回収）」を除いたものを「ごみ排出量」とします。「ごみ排出量」のうち、家庭から排出されるものを「家庭ごみ」、事業所から排出される一般廃棄物*を「事業系ごみ」とします。「家庭ごみ」とは、区が収集した「可燃ごみ」、「不燃ごみ」、「粗大ごみ」のことを、「事業系ごみ」とは、区が事業系有料ごみ処理券の貼付により収集した「可燃ごみ」、「不燃ごみ」と区の許可を受けた一般廃棄物収集運搬業者（以下「許可業者」という。）等により持ち込まれる「持込ごみ」のことを指します。この「持込ごみ」とは、許可業者及び排出事業者自らが、清掃工場や不燃ごみ処理センター*へ搬入する事業系一般廃棄物のことです。

潜在ごみ(量の把握が困難なもの)				
※事業所独自の処理・リサイクル、家庭での自家処理(生ごみの減量化)等				
ごみ発生量	総資源化量	集団回収		
		資源(区が回収)		
	ごみ総排出量	ごみ排出量	可燃ごみ(区が収集)	家庭ごみ
			不燃ごみ(区が収集)	
			粗大ごみ(区が収集)	
		持込ごみ(許可業者等による収集)	事業系ごみ	
		可燃ごみ(区が収集)		
不燃ごみ(区が収集)				

図1-3 用語の定義

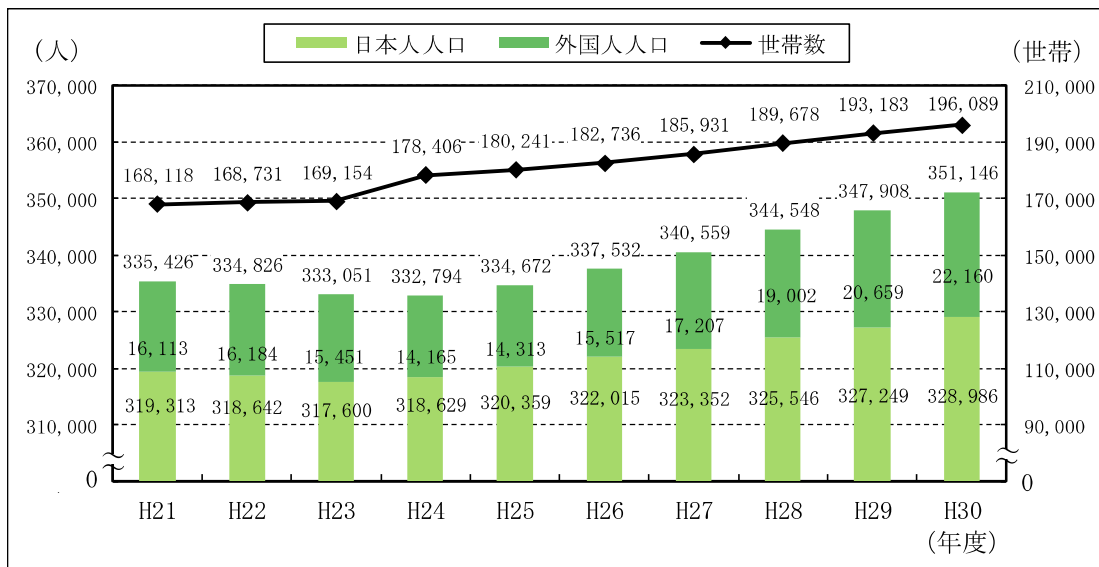
第2章 廃棄物を取り巻く現状と課題

1 人口とごみの排出の現状と課題

(1) 人口及び世帯数の現状

北区の過去10年間の人口及び世帯数の推移を図2-1に、高齢者人口及び1世帯あたりの人口の推移を図2-2に示します。北区の人口は、約33万人～35万人の間で推移しています。

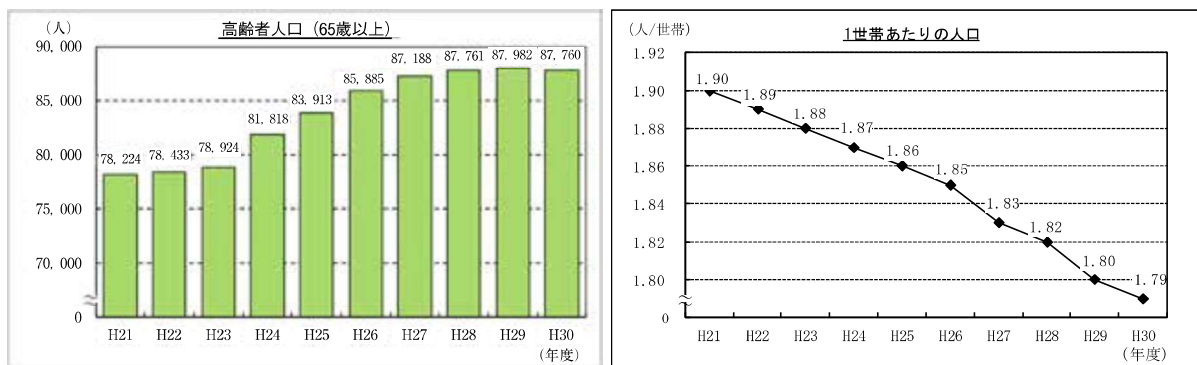
北区の総人口は、平成24年度まで毎年減少していたものの、平成25年度以降は増加に転じ、10年間で約1万5千人増加しています。平成26年度以降は外国人人口が急増しており、10年間で約6千人増加しています。



注) 1. 各年度10月1日現在 (出典：住民基本台帳)
2. 平成24年7月の住民基本台帳法の改正に伴い、平成24年度の世帯数から外国人世帯を含む。

図2-1 人口及び世帯数の推移

北区の65歳以上の高齢者人口は、北区人口の約25%を占めており、これは、特別区の中でも最も高い値です。また、世帯数は年々増加しており、1世帯あたりの人口は平成21年度の1.90人から、平成30年度には1.79人となっています。



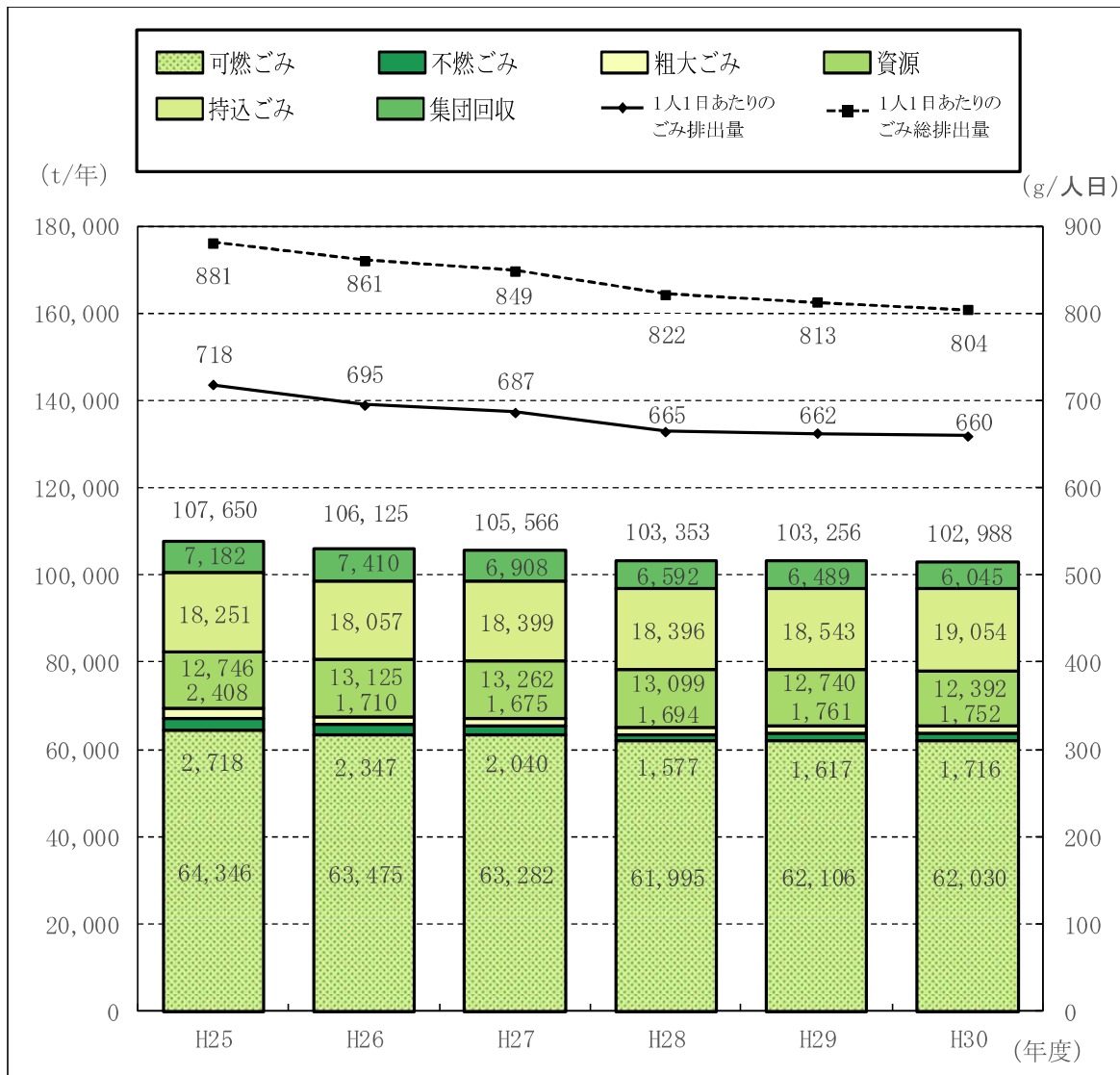
注) 1. 高齢者人口は各年度1月1日現在、平成24年度から外国人を含む (出典：北区行政資料集)。
2. 1世帯あたりの人口は、各年度10月1日現在 (出典：住民基本台帳)。
3. 平成24年7月の住民基本台帳法の改正に伴い、平成24年度の世帯数から外国人世帯を含む。

図2-2 高齢者人口及び1世帯あたりの人口の推移

(2) ごみの排出の現状

北区のごみ総排出量ならびに1人1日あたりのごみ排出量の推移を図2-3に示します。

北区のごみ総排出量ならびに1人1日あたりのごみ排出量は、ともに減少傾向にあり、平成30年度のごみ総排出量は、102,988 t/年となっています。また、1人1日あたりのごみ排出量は660 g/人日で、特別区の平均(797 g/人日)を下回っています。



- 注) 1. 端数処理により、総量は各数値の合計と一致しない場合がある。
 2. 「1人1日あたりのごみ排出量」は、「可燃ごみ」、「不燃ごみ」、「粗大ごみ」、「持込ごみ」の合計を人口と365日で除した数値。
 3. 「1人1日あたりのごみ総排出量」は、「可燃ごみ」、「不燃ごみ」、「粗大ごみ」、「持込ごみ」の合計に「資源」と「集団回収」を加えた量を人口と365日で除した数値。

図2-3 ごみ総排出量ならびに1人1日あたりのごみ排出量の推移

次に、令和元年度に実施した北区のごみの排出原単位調査*から推計される世帯人数別のごみ排出量ならびに家庭ごみと事業系ごみの割合を図2-4に示します。また、同調査での資源化可能物及び不適正分別の割合を図2-5に示します。

世帯人数別のごみ排出原単位の平均は、可燃ごみは242.1g、不燃ごみは13.9gです。北区のごみ排出量における家庭ごみ及び事業系ごみの割合を推計すると、40.3%が家庭ごみ、59.7%が事業系ごみとなります。

可燃ごみの中には、資源化可能物が13.8%、不燃ごみが0.4%、合計で14.2%の分別不適物が混入しています。不燃ごみの中には、資源化可能物が25.8%、可燃ごみが8.3%、合計で34.1%の分別不適物が混入しています。さらなるごみ減量と適正処理を進めるためには、資源化可能物のリサイクルや、可燃ごみと不燃ごみの分別の徹底が必要です。

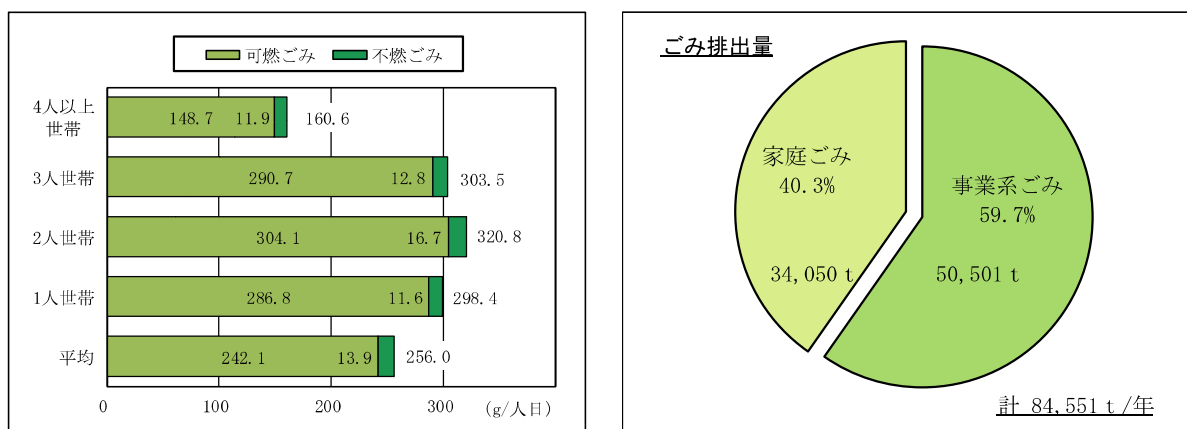


図2-4 世帯人数別のごみ排出量ならびに家庭ごみと事業系ごみの割合 (推計)

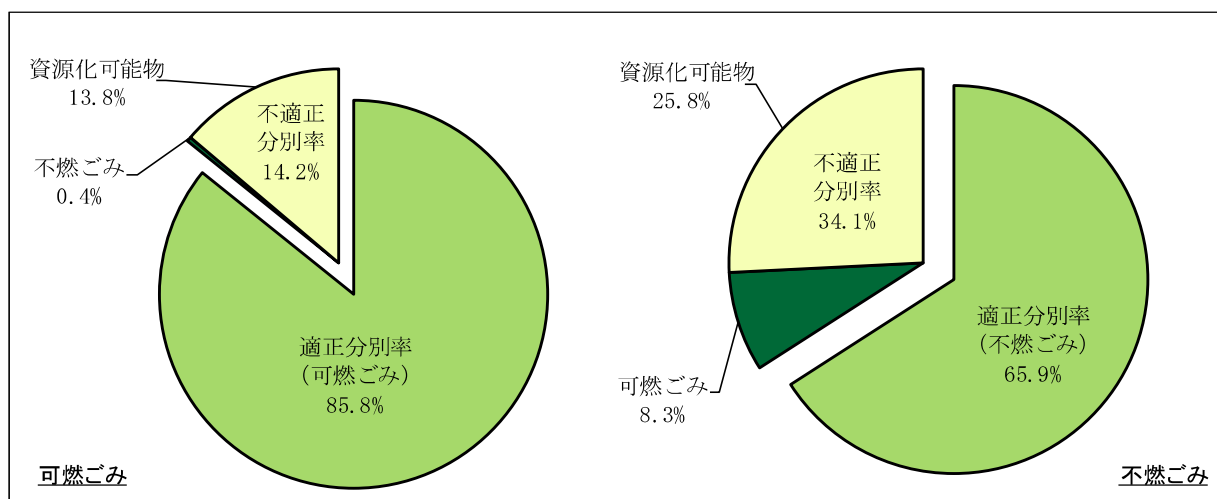


図2-5 資源化可能物及び不適正分別の割合

(3) ごみ処理の課題

(3) - 1 : 発生・排出抑制及び資源化の課題

① ごみの発生抑制・排出抑制

北区のごみ総排出量は、これまで減少傾向で推移してきました。その要因として、区の施策に対する区民・事業者の理解が深まり、発生抑制・排出抑制の取り組みが進んだこと、古紙の発生量が減少していること、耐久消費財や容器包装の軽量化・小型化が進んでいることなどが考えられます。

しかし、近年は、人口の増加や事業系ごみの増加等により、ごみ総排出量の減少幅は鈍化し、下げ止まりの傾向が見られます。今後も、限りある天然資源の消費を抑制し、環境への負荷をできる限り低減していくために、より一層のごみ減量が求められます。また、食品ロスやプラスチックごみなどの新たな社会的課題に対応するため、区民・事業者・区の三者が積極的に協働してさらなるごみの発生抑制・排出抑制に取り組んでいくことが必要です。

《家庭ごみに対する課題》

家庭ごみの減量化に向けては、可燃ごみの約 36%を占める生ごみの対策が課題です。S D G sにおいても、2030年までに食品ロスを半減するという目標が掲げられています。しかし、北区における食品ロスは生ごみの約 21%を占めており、まだ食べられるにもかかわらず多くの食品が捨てられているのが現状です。

プラスチックについては、日用品や容器包装として広く用いられていますが、不法投棄等により海洋に流出した場合、生態系への悪影響が懸念されることから、国が定めるプラスチック資源循環戦略では、2030年までに使い捨てプラスチックを 25%排出抑制するとしています。北区においても、プラスチックごみは可燃ごみの約 18%を占めており、発生抑制・排出抑制への取り組みが課題となっています。

このような家庭ごみの課題に対する取り組みは、高齢者や単身世帯、外国人の増加傾向を踏まえ、排出者の動向や地域特性などを考慮しながら展開していく必要があります。

また、家庭ごみの有料化については、導入自治体でのごみ減量実績からも、非常に有用なごみ減量施策と考えられます。そのため、周辺自治体の動向を注視しつつ、将来的な導入を視野に検討を進める必要があります。

《事業系ごみに対する課題》

北区では、事業系ごみのごみ排出量の約 6割を占めていると推計され、景気の回復基調から今後も増加していくことが予想されます。廃棄物処理法は、排出事業者が事業系ごみを自らの責任で処理することを求めており、区は排出事業者の規模や業種に合わせた指導・助言を行うことにより事業系ごみの減量を働きかけていく必要があります。

北区は小規模な事業所が多く、自ら処理をすることが困難な従業者数 20人以下の事業所

に対しては、少量の可燃ごみ、不燃ごみ、古紙に限って区による収集を行っています。しかし、事業系ごみの処理は、自己処理が原則であることから、小規模事業者の排出実態を把握し、許可業者による収集へ移行するよう働きかける必要があります。

事業用途延床面積 3,000 m²以上の大規模事業者については、条例により区への届出が義務付けられており、立入検査、指導・助言を行っています。事業系ごみのさらなる減量を進めるためには、区への届出義務がない 3,000 m²未満の事業者についても、事業系ごみの排出実態の把握とそれに基づく指導の強化が必要です。

② 資源の回収

ごみの中には、資源として利用できるものも混入しており、その割合は可燃ごみで 13.8%、不燃ごみで 25.8%となっています。廃棄物の中に混入している資源を有効に利用するためには、分別の徹底を周知・啓発するとともに、資源化を行う品目の拡大についても検討する必要があります。

拡大生産者責任*に基づいて行われている資源の回収については、製造事業者や販売事業者に回収場所の拡大などを働きかけ、事業者による自主的な回収を強化するとともに、区民への周知を進めていく必要があります。

③ 集団回収の推進

集団回収は、区民の自主的なリサイクル活動であり、区の資源回収と比較して少ない経費で質の高い資源を回収することができるだけでなく、地域のきずなづくりやごみ減量への意識啓発、環境学習の場としても有効な取り組みです。しかし、活動団体の高齢化による担い手不足や古紙の市況価格による不安定性などの課題があるため、今後も区民が安心して集団回収を継続できる仕組みづくりを検討する必要があります。

④ 情報発信・普及啓発の充実

北区では、単身世帯や外国人世帯が増加しています。また、高齢者人口は、人口の約 25% を占めています。これらの人々に的確に情報を伝えるため、多様な広報媒体を組み合わせ、多言語にも対応したきめ細かな広報活動に取り組む必要があります。また、ごみの減量に向けては、区民への情報発信だけでなく、区民参加型の普及啓発が重要です。今後も保育園や小学校、エコ広場館などを活用した環境学習や普及啓発に努めるとともに、エコ広場館や再生資源事業者との連携によるフリーマーケットの支援を継続し、特に 2R（リデュース・リユース）の普及啓発に重点をおいた取り組みを充実させていく必要があります。

(3) - 2 : 収集・運搬の課題

① 環境負荷の低減・ごみ処理経費の削減

ごみ収集では、毎日多くの車両が稼働しており、燃料の使用により二酸化炭素を発生さ

せるなど、環境に負荷を与えています。低炭素社会*の実現に向けて積極的に低公害車を導入していくことや、効率的な作業により走行距離を最小限にしていくことが必要です。

北区のごみ処理経費は、清掃工場が区内にあることからごみを運搬するための経費が少ないため、特別区の平均より低くなっていますが、今後も事業の外部委託化や作業の効率化などを進めて、経費の削減を図らなければなりません。また、ホームページや広報紙を通じて積極的に清掃事業経費などの情報を区民に公開し、区民と区が互いにコスト意識を持つことが重要です。

② 収集方式の検討

高齢化が進行している中で、ごみ集積所へのごみ出しが困難な世帯が増加することが予想されます。これらの世帯を対象に玄関先までごみを取りに行く訪問収集*を実施していますが、今後も、訪問収集を継続するとともに、びん・缶類などの収集品目の拡大についても検討する必要があります。

また、ごみ集積所と資源回収ステーション*の管理や運営に関して、排出ルール違反や不法投棄、資源の持ち去りなどの課題が生じていることについても検討が必要です。

なお、現在、滝野川地区全域で戸別収集を行っていますが、地域の拡大については、収集運搬経費や区民ニーズ等を考慮して慎重に検討する必要があります。

③ 有害・危険な廃棄物の適正処理

水銀を含む廃棄物の取り扱いについては、これまでも蛍光灯や水銀体温計などの水銀使用製品の混入が原因と見られる清掃工場の停止がたびたび起きており、分別の周知徹底が課題となっていました。平成 29 年 8 月の「水銀に関する水俣条約」の発効後は、水銀の取り扱いについて関係法令が整備され、水銀を含む廃棄物の適正な回収が求められています。

現在、一般家庭に広く普及しているエアゾール缶やコンロ用カセットボンベは、不適切に廃棄されると収集運搬車の火災事故につながります。また、在宅医療の普及により、一般家庭における注射針等の使用が増えており、家庭ごみに混入して排出されると針刺し事故等の原因となります。

これらの有害なごみ、危険なごみを安全かつ適切に処理するために、事業者や関係機関と連携を図るとともに、区民に対する普及啓発に努めていく必要があります。

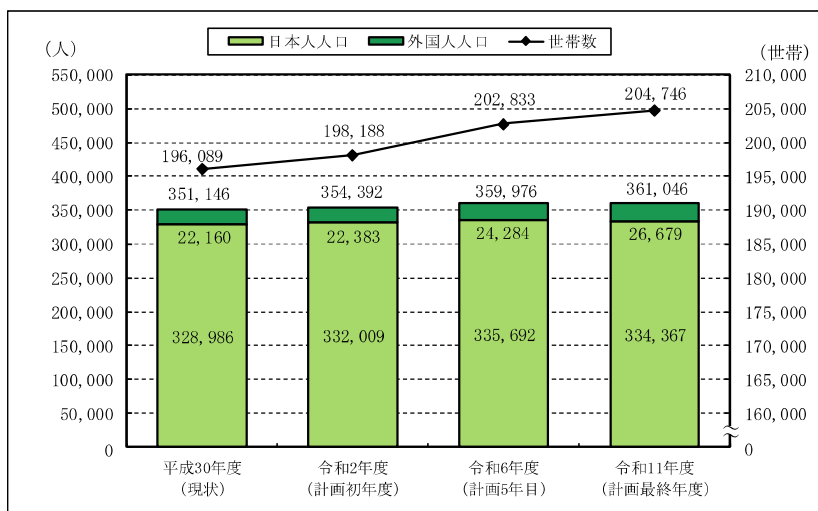
④ 災害廃棄物の処理

災害発生後の早期復旧、復興のためには、膨大な量の災害廃棄物を迅速かつ適正に処理する必要があります。また、災害時であっても日常生活から発生する家庭一般廃棄物、事業系一般廃棄物、生活排水について、円滑に処理できる体制を平素から築いておくことが重要です。北区では、東日本大震災の教訓も踏まえ、平成 31 年 3 月に、「北区災害廃棄物処理計画」を策定しました。今後はこの計画に基づいて、具体的なルールを定める等、実効性を高める取り組みを進める必要があります。

2 人口及びごみ量の将来予測

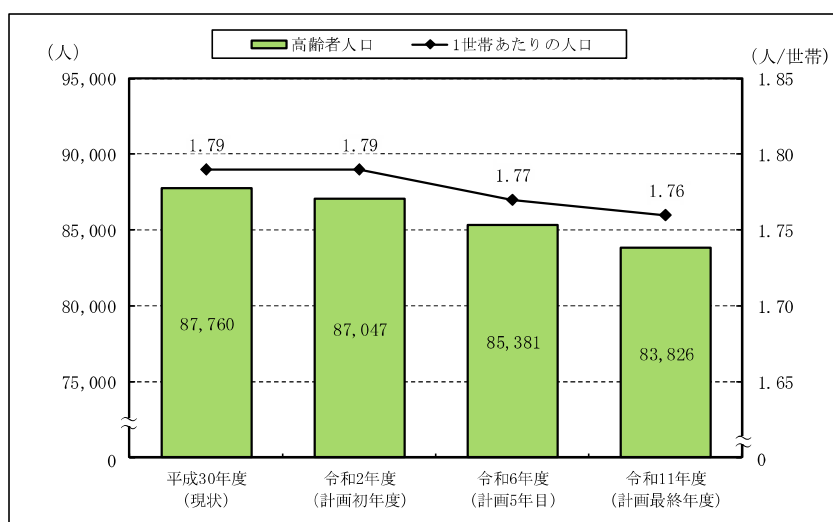
(1) 人口及び世帯数の将来予測

将来の人口及び世帯数の予測を図2-6に、高齢者人口及び1世帯あたりの人口の予測を図2-7に示します。計画期間内の将来人口については、総人口及び日本人人口は令和9年度まで増加し、その後減少に転じる見込みですが、外国人人口は年々増加していくと予測されます。また、高齢者人口は、令和2年度をピークに年々減少していき、1世帯あたりの人口も減少していくと予測されます。



- 注) 1. 平成30年度の人口及び世帯数は10月1日現在 (出典: 住民基本台帳)
 2. 令和2年度以降の人口は1月1日現在 (出典: 北区人口推計調査報告書 (平成30年3月))
 3. 令和2年度以降の世帯数は各年度1月1日現在 (外国人を含む。) (出典: 北区人口推計調査報告書 (平成30年3月))

図2-6 人口及び世帯数の将来予測



- 注) 1. 高齢者人口は各年度1月1日現在 (外国人を含む。)
 (出典: 北区人口推計調査報告書 (平成30年3月))
 2. 平成30年度の1世帯あたりの人口は10月1日現在 (外国人を含む。)
 (出典: 住民基本台帳)
 3. 令和2年度以降の1世帯あたりの人口は1月1日現在 (外国人を含む。)
 (出典: 北区人口推計調査報告書 (平成30年3月))

図2-7 高齢者人口及び1世帯あたりの人口の将来予測

(2) ごみ量の将来予測

北区の将来のごみ総排出量は、緩やかに減少することが予測されます。理由としては、日本人と外国人を含めた人口は増加するものの、資源として回収している容器等の軽量化による回収重量の減少や新聞・雑誌の購読数の減少などが挙げられます。事業系ごみについては、平成 25 年度以降は国内総生産と 23 区の持込ごみ量に相関が見られることから、近年の景気の回復基調の持続により増加することが予想されます。

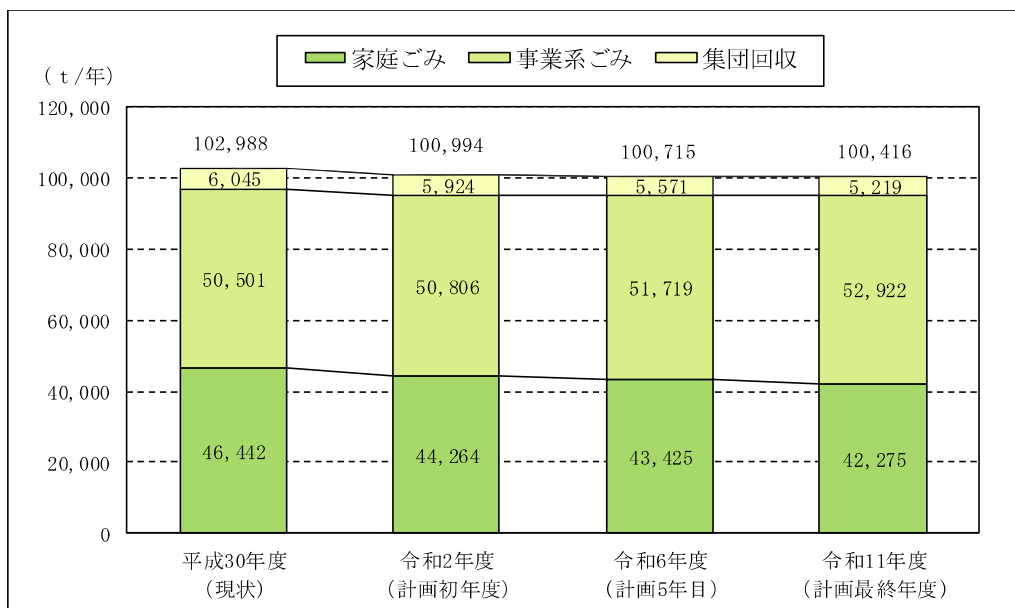
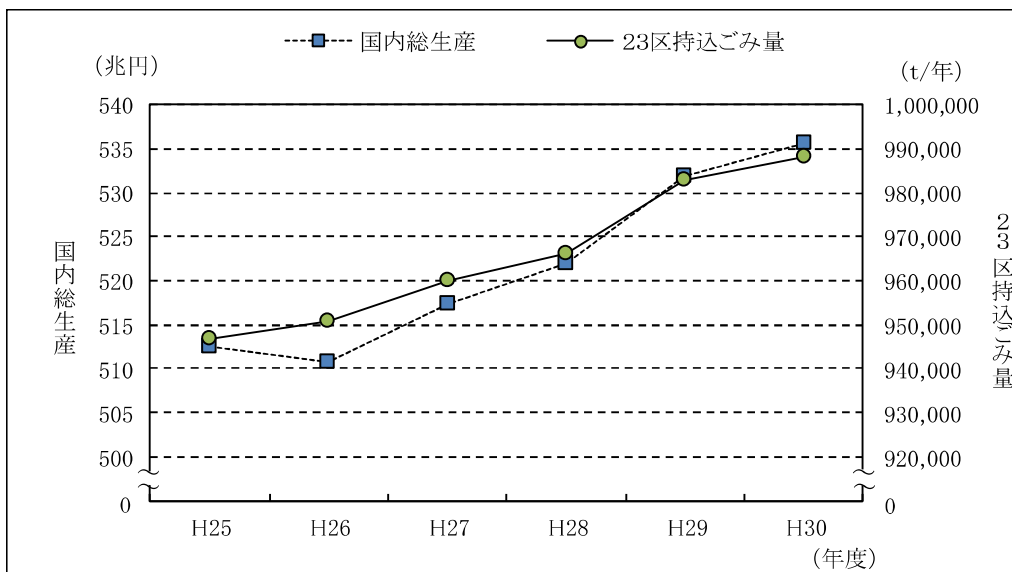


図 2-8 ごみ総排出量の将来予測
(現状施策のまま推移した場合)



注) 国内総生産は、実質国内総生産 (平成 23 暦年連鎖価格)
出典：国内総生産：内閣府統計データ、23区持込ごみ量：東京二十三区清掃一部事務組合データ

図 2-9 国内総生産と 23 区の持込ごみ量の推移

第3章 ごみ処理基本計画

1 基本理念

～ 未来へつなぐ、持続可能なごみゼロのまちづくり ～

北区では、「北区一般廃棄物処理基本計画 2015」に基づき『～ごみをつくらない、ごみをださないから始まるごみゼロのまちづくり～』を基本理念として掲げ、3R（リデュース・リユース・リサイクル）の中でも特にごみ減量の効果が高い2R（リデュース・リユース）の推進へ施策の重点化を行うことで、リサイクルの質にも着目した循環型社会の形成に取り組んできました。これにより、北区の区民1人1日あたりのごみ排出量は、過去5年間で着実に減少してきており、2Rの考え方が一定程度浸透してきていると考えられます。

一方で、アジア各国による廃棄物の禁輸措置等の影響により、日本国内では、行き先を失った廃プラスチックが滞留し、廃棄物処理施設が逼迫したり、古紙の供給量が需要量を大きく上回り、市況価格が下落するなど、国外の動向が国内における廃棄物の処理やリサイクルに直接的な影響を与えるような状況も発生しています。今後はより幅広い視野と長期的な展望をもって、資源循環型社会の形成に取り組んでいく必要があります。

2015（平成27）年9月の国連サミットでは、2016（平成28）年から2030（令和12）年までの国際目標である「持続可能な開発目標（SDGs）」が採択され、持続可能な社会を構築するために国際社会が協調して取り組むべき目標が示されました。国際社会が目標として掲げている未来のビジョンは、豊かで美しい地球環境が保全された世界です。そして、この未来のビジョンを実現するうえで、ごみの減量や資源の有効利用は重要なテーマです。

北区は、一般廃棄物処理基本計画の策定にあたり、これらの国際的な目標との整合性を図り、未来を見据えた長期的な戦略をもって、将来世代に継承できる持続可能な循環型社会の形成を目指していくため、「未来へつなぐ、持続可能なごみゼロのまちづくり」を新たな基本理念として掲げ、実効性のある取り組みを推進していきます。

2 基本方針

基本理念「～未来へつなぐ、持続可能なごみゼロのまちづくり～」を目指すため、以下の3つの基本方針を掲げます。

方針1 区民・事業者・区の協働による3Rを推進します

区ではこれまで、3Rの推進に向けた施策を展開してきました。新たな課題となっている食品ロスの削減や、レジ袋などのプラスチックごみの削減を推進していくためには、区民の主体的な取り組みが不可欠です。

また、区民による主体的な取り組みが普及していくためには、製品を製造・販売する事業者による拡大生産者責任に基づく取り組みが重要となります。

区は、区民に対して3Rについての周知を行いライフスタイルの転換を働きかけるとともに、事業者に対しても拡大生産者責任に対する取り組みを強く求めていくなど、循環型社会の形成に向けたコーディネータとしての役割が求められています。

区民、事業者、区が、ごみの減量に向けて相互に連携、協力し、それぞれの役割を果たすことにより3Rを推進します。

方針2 さらにごみの減量化と資源の有効利用を推進します

過去5年間で北区の区民1人1日あたりのごみ排出量は着実に減少していますが、その減少幅は鈍化しています。

区ではリデュース（発生抑制）、リユース（再使用）の2Rに重点をおいた取り組みを強化するとともに、プラスチックなど新たな資源化品目の検討、ごみの中に含まれる資源物の回収など、リサイクル（再生利用）の取り組みも強化していく必要があります。また、他自治体においてごみ減量への効果が実証されている家庭ごみの有料化についても検討が必要です。増加する事業系ごみについては、事業者の排出者責任*に基づく発生抑制や、リサイクルによるごみ減量を促進していく必要があります。

家庭ごみ、事業系ごみについて、発生抑制・排出抑制を第一とし、排出された廃棄物については可能な限りリサイクルに努めることで、さらなるごみの減量化と資源の有効利用を推進します。

方針3 安全で安心なごみの適正処理を推進します

区は、区民の生活環境の保全と公衆衛生の向上を図るため、排出されたごみ・資源を遅滞なく収集し、環境への負荷を可能な限り低減させる方法で適正に処理・リサイクルをする必要があります。

有害性、危険性のあるごみについては、環境への流出や事故が発生しないように、安全に処理を行うとともに、ごみ出し困難者へのきめ細かな対応や災害時における円滑なごみ処理を行える体制を構築することにより、安全で安心なごみの適正処理を推進します。

3 ごみ減量の目標

(1) 前計画の目標達成状況

前計画で設定したごみの減量目標の平成30年度における達成状況を表3-1に示します。

指標1：ごみ排出量

ごみ排出量は、平成30年度の目標値80,074トン（8.7%減）に対して、実績値は84,551トン（3.6%減）にとどまり、達成率は41.5%です。

指標2：区民1人1日あたりのごみ排出量

区民1人1日あたりのごみ排出量は、平成30年度の目標値655.4g/人日（8.7%減）に対して、実績値は659.7g/人日（8.1%減）と、達成率は93.1%です。

表3-1 前計画におけるごみの減量目標の達成状況

減量目標・取組指標	平成25年度	平成30年度		平成30年度における達成率
	(実績値)	(実績値)	(計画値)	
指標1 ごみ排出量（トン） （資源を除く）	87,723	84,551 (3.6%減)	80,074 (8.7%減)	41.5%
指標2 区民1人1日あたりのごみ排出量 (g/人日)	718.1	659.7 (8.1%減)	655.4 (8.7%減)	93.1%

指標2の区民1人1日あたりのごみ排出量はほぼ達成していますが、指標1のごみ排出量は目標値を大きく上回っています。この要因としては、区民一人ひとりのごみ減量への取り組みは進んでいるものの、前計画で予測したよりも人口が大きく増加したこと、景気の回復基調の持続に伴って事業系ごみが増加していることが考えられます。今後も、区民一人ひとりの取り組みを着実に推進していくとともに、事業系ごみについても減量を求めていく取り組みが必要です。

(2) 新たなごみの減量目標の設定

前計画では、指標1として「ごみ排出量」を掲げてきました。しかし、計画で予測したよりも人口が大幅に増加したことにより、平成30年度において、指標2の達成率と大きく乖離する結果となっています。また、3Rの中でも優先順位の高い2R（リデュース・リユース）の取り組みを評価するためには、ごみ量だけでなく、ごみと資源の総量を評価する必要があります。

そのため、本計画では次の2つの指標を採用することとし、ごみ量の推移やごみ排出実態調査の分析結果等を踏まえて、令和11年度を目標年度とする新たな目標値を設定します。

指標1：区民1人1日あたりのごみ総排出量

3Rの中でも優先順位の高い2R（リデュース・リユース）の進捗状況を評価するため、2Rによる資源排出量の減量が反映される指標として、区民1人1日あたりのごみ総排出量を新たに設定します。

指標2：区民1人1日あたりのごみ排出量

リサイクルを含めた3Rの進捗を評価するため、引き続き、区民1人1日あたりのごみ排出量を設定します。

目標の指標	数値目標
指標1 区民1人1日あたりのごみ総排出量	104g 減量 （平成30年度比） 804g/人日 → 733g/人日 → 700g/人日 (H30実績) (R6) (R11)
指標2 区民1人1日あたりのごみ排出量	97g 減量 （平成30年度比） 660g/人日 → 592g/人日 → 563g/人日 (H30実績) (R6) (R11)

(3) ごみ減量の年度別目標値

各指標の年度ごとの目標値を図3-1ならびに図3-2に示します。

[指標1] 区民1人1日あたりのごみ総排出量

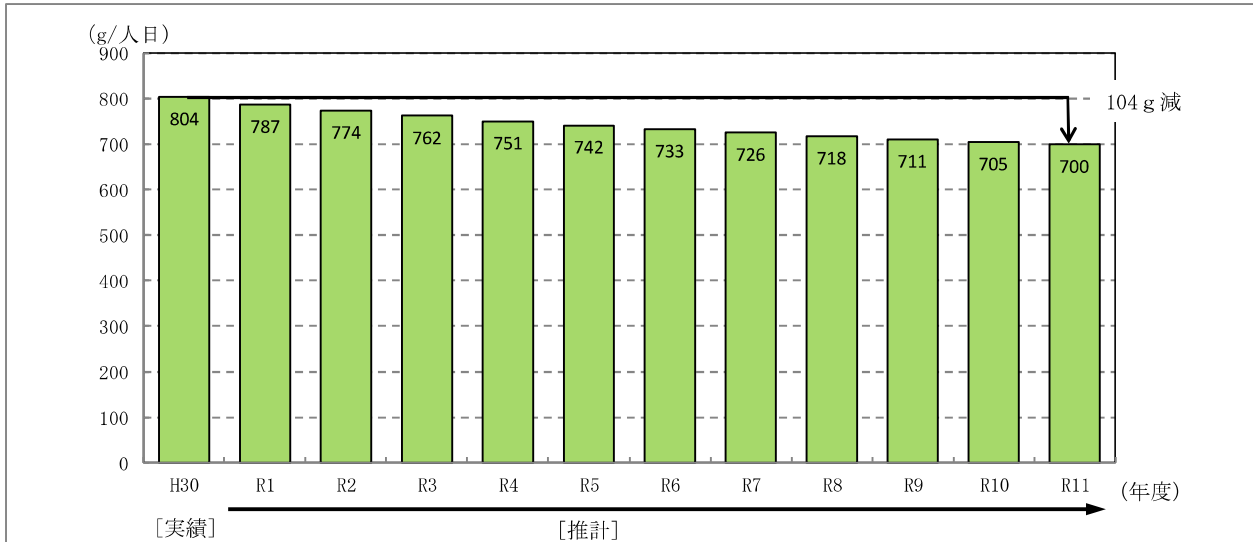


図3-1 区民1人1日あたりのごみ総排出量の目標達成時の将来予測

[指標2] 区民1人1日あたりのごみ排出量

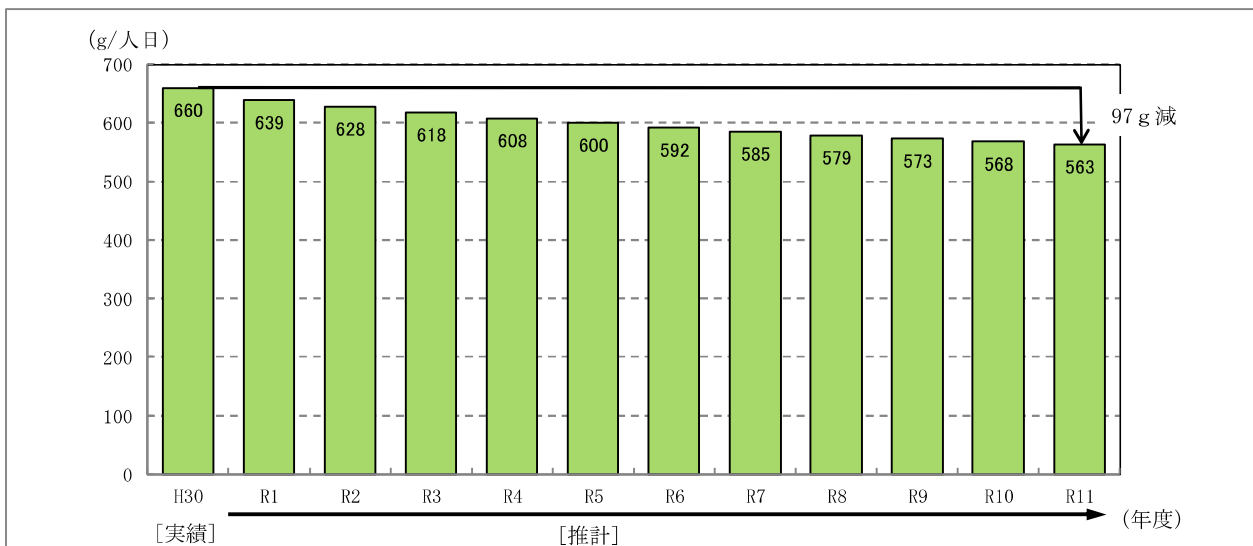
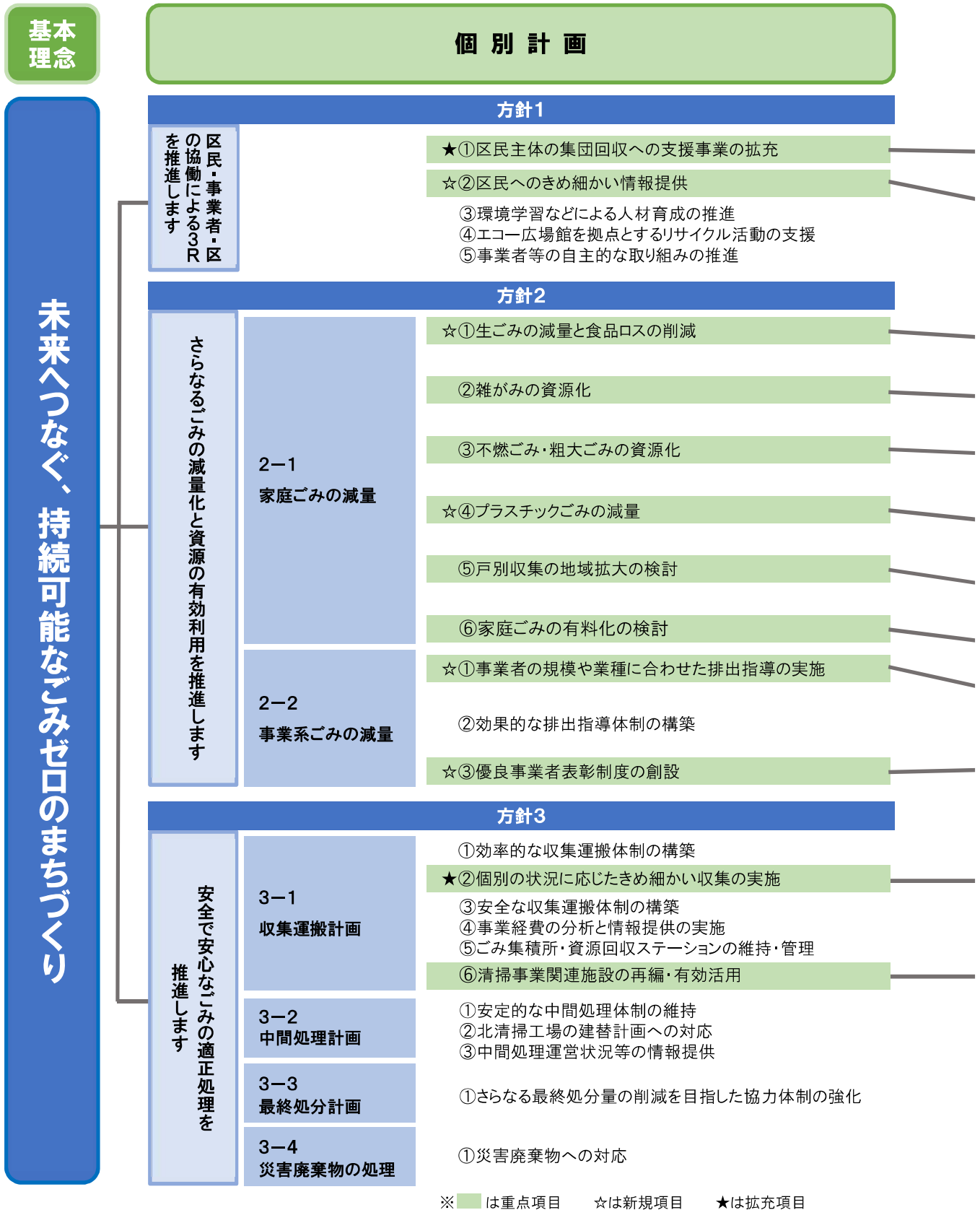


図3-2 区民1人1日あたりのごみ排出量の目標達成時の将来予測



重点事業

方針1

(1) 区民主体の集団回収への支援事業の拡充（方針1-①）
集団回収に対する支援事業を拡充し、区民が安心して集団回収の活動を継続できる環境を整えます。

(2) 区民へのきめ細かい情報提供（方針1-②）
ホームページや広報紙のほか、スマートフォンアプリなどを活用した多様な広報媒体により、区民へのきめ細かい情報提供を行います。

方針2

(3) 生ごみの減量と食品ロスの削減（方針2-1-①）
生ごみの減量を促進するとともに、食品ロス削減推進法に基づく計画を策定し、食品ロスの削減に取り組みます。

(4) 雑がみの資源化（方針2-1-②）
分別の徹底など啓発活動を通じて、雑がみの資源化を促進します。

(5) 不燃ごみ・粗大ごみの資源化（方針2-1-③）
不燃ごみ全量を対象とした資源化を推進するとともに、金属系粗大ごみの資源化を推進します。

(6) プラスチックごみの減量（方針2-1-④）
発生抑制・排出抑制を第一とし、使い捨てプラスチックを使用しないライフスタイルへの転換を促進します。プラスチック類の資源化については、環境面・経済面など様々な観点から資源化の方法を引き続き検討します。

(7) 戸別収集の地域拡大の検討（方針2-1-⑤）
一人ひとりが責任をもってルールどおりにごみを排出することができる戸別収集の地域拡大について引き続き検討します。

(8) 家庭ごみの有料化の検討（方針2-1-⑥）
ごみの減量に有効な施策である家庭ごみの有料化について、導入のための制度設計・導入時期等について引き続き検討します。

(9) 事業者の規模や業種に合わせた排出指導の実施（方針2-2-①）
小規模事業者の実態を把握し、排出指導を強化します。

(10) 優良事業者表彰制度の創設（方針2-2-③）
ごみの減量化に向けた事業者の活動を表彰するための表彰制度を創設します。

方針3

(11) 個別の状況に応じたきめ細かい収集の実施（方針3-1-②）
ごみ出しが困難な世帯に対して実施している訪問収集やふれあい訪問収集について、回収品目を追加するなど制度の拡充を図ります。

(12) 清掃事業関連施設の再編・有効活用（方針3-1-⑥）
清掃事業関連施設の再編や有効活用について検討します。

リデュース・リユース・リサイクル、3つのRの順番には、意味があります。
まずはごみを減らすことが大切です。そしてくり返し使い
最後は資源をリサイクルしましょう。



5 個別計画

基本理念の実現に向けて、3つの基本方針に基づき、以下の施策・事業を展開します。

方針1：区民・事業者・区の協働による3Rを推進します

(施策一覧)

- ① 区民主体の集団回収への支援事業の拡充
- ② 区民へのきめ細かい情報提供
- ③ 環境学習などによる人材育成の推進
- ④ エコ広場館を拠点とするリサイクル活動の支援
- ⑤ 事業者等の自主的な取り組みの推進

① 区民主体の集団回収への支援事業の拡充

集団回収は、区民の3Rに対する意識の向上や地域のきずなづくりに有効です。さらに、区が回収するよりも少ない経費で質の高い資源回収ができることから、費用対効果の面でも大きな利点があります。

しかしながら、国外における廃棄物の禁輸措置の影響等により資源の需給について不透明感が増していること、活動団体の担い手が高齢化していることから、区民が安心して集団回収を継続できる環境を整える必要があります。

そのため、活動団体を運営面から支えることを目的として平成28年度から導入している集団回収事業者認定制度について、今後はさらに認定事業者数を増やしていきます。

また、資源回収事業者の収入は、資源の売却金が大きな割合を占めることから、市況価格の下落により、活動団体との契約を継続できなくなる状況を回避するため、資源の市況価格に左右されない事業者支援の枠組みについて検討します。

このほか、良好な取り組みをしている活動団体を広く区民に紹介することで、他の活動団体を刺激するとともに、北区内における集団回収の認知度を高めていきます。そして、活動団体の増加と担い手の発掘に努めることにより、集団回収事業を拡充していきます。

② 区民へのきめ細かい情報提供

区民及び事業者に対して、ごみ処理やリサイクル事業にかかる経費や処理の状況など、引き続きホームページや広報紙により情報提供を行い「見える化」することで、ごみの減量に理解と協力を求めます。情報提供にあたっては、特に発生抑制・排出抑制を中心とした2R（リデュース・リユース）の取り組みについて重点的に提供します。

ごみの排出原単位調査を継続的に実施し、調査結果を区民に公開することで、さらなるごみの減量に向けて理解を求めます。

ごみ・資源の分別方法について、「家庭ごみ・資源の分け方出し方」冊子を定期的に作

成し、配付することでごみの減量と適正な分別を周知していきます。また、増加傾向にある外国人に向けて、広報媒体の多言語化や「やさしい日本語」の活用を検討します。

スマートフォンアプリなどのICT（Information and Communication Technology（情報通信技術））の活用や、チャットロボットによる問い合わせへの対応など、新たな視点による情報発信に取り組みます。

③ 環境学習などによる人材育成の推進

ごみの減量に向けては、区民への情報発信だけではなく、区民参加型の環境学習が重要です。

北区では、小学生を対象とした環境学習用の教材を作成し、小学校に配付したり、清掃車を改良したスケルトン車を活用した環境学習の機会を保育園などに提供しています。

親子施設見学会である「エコエコツアー」では、清掃工場等の施設見学や区内のエコ広場館でリサイクルの体験学習や見学を実施しています。

今後も環境学習の内容を充実させ、将来を担う子どもたちが環境に対して興味を持ち、ごみや資源の問題に対して理解を深め、自ら考える機会を提供することで、循環型社会の形成を担う人材育成を推進します。

また、町会・自治会単位で組織される清掃協力会と連携し、施設見学会や地域のリサイクル・清掃問題について懇談会を開催するなど意見交換を行い、積極的にごみの減量に取り組みます。

④ エコ広場館を拠点とするリサイクル活動の支援

区民・事業者・区が連携しながら、多様な活動に取り組むことができる地域の拠点として4カ所のエコ広場館を設置しており、NPO法人北区リサイクラー活動機構が指定管理者として管理運営しています。

エコ広場館は、各種リサイクルに関する情報収集及び区民等への情報提供、リサイクル活動団体の交流、リサイクル工房、フリーマーケット、3Rなど環境に関する展示などを実施しています。

今後も区民のリサイクル活動を支援する地域の拠点として、情報発信を行うとともに資源の身近な回収場所としての機能を維持します。

⑤ 事業者等の自主的な取り組みの推進

事業者は自ら排出したごみ・資源の適正処理やリサイクルに責任を持つと同時に、拡大生産者責任に基づいて、自らが製造販売した製品が不要になったものについても責任を負う必要があります。

事業者（スーパーマーケット等）で実施しているびん・缶・ペットボトル、紙パック、発泡トレイなどの店頭回収について、回収場所や回収品目を区民に周知するなど、事業者による自主的な回収活動を支援します。

その他、製造・販売事業者が回収しているスマートフォン、携帯電話、小型充電式電池、インクカートリッジや、ボランティア活動で回収しているペットボトルキャップ、NPO法人が回収している入れ歯などについても広く周知し、区民に協力を促します。

また、法律でリサイクルが義務付けられているパソコンや家電製品4品目（エアコン、テレビ、冷蔵・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機）は、今後も引き続き区民に情報提供を行うなど、事業者によるリサイクルを促進します。

なお、古紙の排出量が少ない小規模事業者向けに北区独自のシステムとして「北区事業系古紙リサイクルシステム*」があります。システムの普及啓発など引き続き支援を行い、事業系古紙のリサイクルを促進します。また、古紙以外の事業系資源も、安易にごみとして排出されないよう、区内の再生資源事業者との連携により、自ら処理することが困難な排出事業者からの回収システムの構築を支援します。

方針2：さらなるごみの減量化と資源の有効利用を推進します

2-1：家庭ごみの減量

(施策一覧)

- ① 生ごみの減量と食品ロスの削減
- ② 雑がみの資源化
- ③ 不燃ごみ・粗大ごみの資源化
- ④ プラスチックごみの減量
- ⑤ 戸別収集の地域拡大の検討
- ⑥ 家庭ごみの有料化の検討

① 生ごみの減量と食品ロスの削減

令和元年度に実施したごみの排出原単位調査結果では、生ごみは可燃ごみの約36%を占めており、そのうち約21%が食品ロスと推計されます。生ごみ、食品ロスの削減に向けて、引き続き、大学と連携したリデュースクッキング（ごみを出さない料理）のレシピの作成や、各家庭における生ごみの乾燥や水切りの徹底など発生・排出抑制に重点を置いた啓発・周知活動を推進していきます。また、ホームページやイベントを通じて、賞味期限・消費期限の正しい知識や、冷蔵庫の管理など無駄な消費をなくするための工夫等について普及啓発を推進します。食品ロス削減推進法では、市区町村が食品ロス削減推進計画を策定することが努力規定として定められています。北区では、国が定める基本方針を踏まえ、食品ロスの削減に向けた計画を策定することとし、その中で「食品ロス削減協力店」の登録制度や、フードドライブ等の具体的な施策について検討していきます。

② 雑がみの資源化

雑がみ*は、可燃ごみの7.6%を占めており、現状では、分別が十分に浸透しているとは言えません。したがって、区民に対しては、引き続き「雑がみ」はリサイクル可能な紙資源であることをホームページ等で周知するとともに、雑がみの認知度の向上や分別回収の増加に向けて、イベントなどを通じて雑がみ回収袋を利用した回収方法の普及啓発を図ります。また、集団回収事業者や事業系資源回収業者などに対しても、雑がみ回収の仕組みを周知し、協力を要請します。

③ 不燃ごみ・粗大ごみの資源化

不燃ごみについては、平成26年10月から小型家電*を含む金属類の排出方法を変更し、分別して回収することで資源化を図ってきましたが、令和元年度には、不燃ごみ全量を対象とした資源化事業を開始しました。今後も引き続き資源化率90%以上を目標として、不燃ごみの資源化に取り組んでいきます。また、粗大ごみについては、平成26年4月から金属類を選別して資源化事業者へ引き渡すことで資源化を図ってきましたが、今後も資源化率の向上に取り組んでいきます。

④ プラスチックごみの減量

海洋プラスチックごみが国際的な課題となっており、国内においても関心が高まっています。国が導入を予定しているレジ袋の有料化の動向を踏まえ、ホームページやイベントを通じて、マイバッグやマイボトルの使用を推奨するなど、使い捨てプラスチックを使用しないライフスタイルへの転換を促します。また、拠点回収を行っている発泡トレイについては、引き続き回収場所の拡充や区民周知に努めていきます。

なお、プラスチックの回収は、現時点ではサーマルリサイクル*を原則としています。しかし、限りある資源を循環させるためにも、プラスチック類の資源化について、マテリアルリサイクル*やケミカルリサイクル*を前提に、効率的な収集運搬や中継施設を含めた処理ルート、区民に分かりやすい分別方法など、引き続き環境負荷や処理経費を含め総合的に検討します。

⑤ 戸別収集の地域拡大の検討

戸別収集は、一人ひとりが責任をもってルールどおりにごみを排出することができる収集方式ですが、ごみ集積所による収集方法と比較して、収集・運搬経費が増大します。北区では、平成14年2月より滝野川地区全域をモデル地区として指定し、戸別収集を実施しています。王子・赤羽地区への戸別収集の拡大については、区民ニーズや費用対効果、狭小路地が多い地区への対応、集合住宅の増加傾向など、北区の現状を踏まえたうえで、効果的・効率的な収集方法を引き続き慎重に検討します。

⑥ 家庭ごみの有料化の検討

家庭ごみの有料化は、全国で約6割の市町村が導入し、東京都多摩地域の市においてはほとんどの自治体が導入しており、大きなごみの減量効果をあげています。

家庭ごみのさらなる削減を目指すため、家庭ごみの有料化について、他の特別区の動向を踏まえて導入を検討します。

検討に際しては、清掃事業の効率化とサービスの向上を図ることを前提とし、①料金体系や料金水準、手数料徴収方法、手数料の用途と運用などの有料化の仕組み、②住民説明会の開催など、有料化の導入までのプロセスや運用方法、③有料化導入後の評価と見直しなどについて、有料化導入自治体の事例などを考慮したうえで検討を行います。

有料化の導入に向けては、区民の理解を得られるように、有料化によるごみ減量の効果や徴収した手数料の用途について、十分な説明責任を果たすとともに、積極的な普及啓発に取り組みます。

2-2：事業系ごみの減量

(施策一覧)

- ① 事業者の規模や業種に合わせた排出指導の実施
- ② 効果的な排出指導体制の構築
- ③ 優良事業者表彰制度の創設

① 事業者の規模や業種に合わせた排出指導の実施

事業者は、廃棄物処理法でその事業活動に伴って発生する廃棄物を自らの責任において適正に処理する責務があることから、事業者の処理責任を明確にし、ごみの減量及び適正処理に向けた助言・指導を行います。

現在、延べ床面積 3,000㎡以上の事業用建築物の所有者に対しては、「廃棄物管理責任者*の選任と届出」と「再利用計画書*の作成と提出」を義務付け、新任の廃棄物管理責任者への講習会を行うとともに定期的に立入検査を実施し、ごみの削減や適正処理について助言や指導を行っています。今後は、届出義務のない延べ床面積 3,000㎡未満の事業者に対しても、排出指導基準の見直しを含め、排出状況等の実態を正確に把握できる枠組みを検討し、ごみの減量及び適正処理に向けた助言・指導を強化します。

従業員数が20人以下で、ごみの排出が日量10kg未満の小規模な排出事業者対策で実施している、事業系有料ごみ処理券の利用による排出については、許可業者による収集への移行も含め、事業系ごみの適正排出についての的確な指導を実施できるように、対象となる事業者の登録制度の導入を検討します。

② 効果的な排出指導体制の構築

事業系ごみ・資源の排出状況は、事業者の規模や業種によって多様であり、排出指導に

関係する法令や通知は多岐にわたります。清掃分野の職員を活用するなど、専門性を有する人員を計画的に配置することで、廃棄物行政に関する知識と経験を蓄積し、より効果的な排出指導を継続的に行える体制を構築します。

③ 優良事業者表彰制度の創設

ごみの減量について、優良な取り組みを行っている事業者に対して表彰を行うなど、事業者のごみ減量に対する意識向上を図る制度の創設を検討します。特にごみ減量に功績のあった取り組みや先進的な取り組みは、他の事業者の参考となるように、ホームページ等で広く情報発信を行い、優良な取り組みを普及させていくことで、事業系ごみのさらなる減量化を促進します。

方針 3 : 安全で安心なごみの適正処理を推進します

3-1 収集運搬計画

(施策一覧)

- ① 効率的な収集運搬体制の構築
- ② 個別の状況に応じたきめ細かい収集の実施
- ③ 安全な収集運搬体制の構築
- ④ 事業経費の分析と情報提供の実施
- ⑤ ごみ集積所・資源回収ステーションの維持・管理
- ⑥ 清掃事業関連施設の再編・有効活用

① 効率的な収集運搬体制の構築

ごみ収集と資源回収（びん・缶・ペットボトル等）事業の一体的運営により、区民にとって分かりやすく、利便性の高いリサイクル清掃事業を目指します。

また、環境負荷を低減するために収集運搬車の更新時は、低公害車の導入を推進するとともに、地域の開発計画やごみの減量に応じて、定期的に収集ルートの見直しを行うなど、低炭素社会にも配慮した効率的な収集運搬体制を構築します。

② 個別の状況に応じたきめ細かい収集の実施

ごみの排出が困難な高齢者等が増加していることから、現在実施している「訪問収集」及び安否確認も併せて行う「ふれあい訪問収集*」を引き続き実施するとともに、びん・缶類など、これまで回収対象から外れていた品目についても追加することを検討します。また、粗大ごみの排出が困難な区民に対しても、事業者・NPO等と連携し、排出者の適切な負担で処理が可能となるように円滑な収集運搬体制の実現を図ります。

③ 安全な収集運搬体制の構築

蛍光灯や水銀体温計などの水銀を含む廃棄物は、不燃ごみの日に正しい方法で排出するように区民への周知を行うとともに、水銀が環境中に飛散、流出しないように収集、運搬し、適正に処理を行います。

水銀混入ごみが原因と考えられる清掃工場の停止や、エアゾール缶やコンロ用カセットボンベによる収集運搬車の火災事故を防止するため、区民や事業者に対して、正しい排出方法を周知します。

一般家庭から発生する在宅医療廃棄物については、正しい排出方法を周知するとともに、区では回収できない使用済み注射針は、関係機関と連携して、安全な回収ルートによる処理を推進します。また、医療機関に対して、廃棄物の性状や発生状況等に応じた処理方法について周知することで、医療廃棄物の適正な処理を促進します。

今後、様々な製品が開発される中で、有害性や危険性のある廃棄物が新たに発生する可能性があります。処理技術の進歩や環境負荷等の点に留意しながら、適切な回収方法や処理方法を検討し、安全な収集運搬事業に取り組んでいきます。

④ 事業経費の分析と情報提供の実施

北区における清掃事業のさらなる効率化を目指すため、廃棄物処理原価*の算定等、清掃関連事業の経費分析の実施とホームページ等による経年実績の公表を行います。また、清掃事業で要した年間経費や得られた収益などの情報から、部門ごとや種類ごとなどに費用を分析し、現状施策の効率性の検証や今後検討・実施する施策などの判断材料として役立て、効率的・効果的な事業を推進します。

⑤ ごみ集積所・資源回収ステーションの維持・管理

ごみ集積所や資源回収ステーションについては、排出ルール違反や不法投棄、資源物の持ち去りなど、管理運営上の問題が発生しています。

排出ルール違反については、看板の設置や警告シールの貼付、ふれあい指導等によりきめ細かい指導を行います。また、カラス等によるごみの散乱対策として、防鳥ネットの貸し出しを行うなど、ごみ集積所や資源回収ステーションの改善に努めていきます。

不法投棄については、現在、パトロールや警告書の交付等による対応を行っていますが、不法投棄は、深夜・早朝に発生しやすく、根本的な解決には困難な面があります。引き続き北区だけではなく、東京都や他の特別区、警察とも連携を図り、対策を強化します。

また、資源物の持ち去りについては、平成20年10月に「東京都北区廃棄物の処理及び再利用に関する条例」の改正を行い、古紙等の資源物の持ち去り行為を禁止し、罰則規定を設けました。引き続き、区民からの持ち去りに関する情報提供をもとに、委託及び職員による持ち去りパトロールを実施し、事業者や他の特別区など関係者と情報を共有しながら、連携して持ち去り防止の対策を強化します。

⑥ 清掃事業関連施設の再編・有効活用

平成 12 年の東京都からの清掃事業移管以後に、区が保有する清掃事業関連施設*については、ごみの減量や資源化などの作業計画や委託の進捗状況を見極め、計画的に施設の更新、再編を検討します。検討にあたっては、事業継続を念頭に置き、清掃作業従事者の労働環境に配慮します。また、令和 4 年度から北清掃工場の建替えが計画されているため、積み替え作業場の確保など、建替え期間中の収集運搬体制を考慮して適正に対応します。また、施設再編の中で、区民による粗大ごみの持ち込み施設の設置について検討します。

3-2 中間処理計画

(施策一覧)

- ① 安定的な中間処理体制の維持
- ② 北清掃工場の建替計画への対応
- ③ 中間処理運営状況等の情報提供

① 安定的な中間処理体制の維持

東京二十三区清掃一部事務組合*（以下「清掃一組」という。）と連携し、安定的な中間処理*体制の推進を図ります。特に清掃工場の点検等においては、必要に応じて近隣区の清掃工場に搬入先が変更されるため、収集運搬体制に影響がないように清掃一組と連携を密に行い対応します。また、清掃工場が安定して操業するためにも搬入基準を満たさないものや水銀等有害物質がごみの中に混入しないように、区民、排出事業者、許可業者に広く周知を行います。

② 北清掃工場の建替計画への対応

平成 10 年から稼働している北清掃工場は、令和 4 年度からの建替えが計画されており、工期はおおむね 6 年程度の予定となっています。

新たな清掃工場については、環境保全の観点から、高度な公害防止設備の導入により排ガスに含まれる環境負荷物質を最小限に抑えることはもとより、循環型社会の形成を推進するため発電効率を高めることが求められます。また、災害時には災害応急対策の活動拠点としての役割を果たすことが期待されることから、震災や風水害に対する強靱性を確保することが重要です。このような清掃工場に求められる機能や役割を踏まえ、清掃一組と協力、連携して建替事業を進めていきます。

北清掃工場の建替え期間中は、可燃ごみの全量を区外の清掃工場に搬入することとなるため、必要な人員機材を確保し、区民生活に影響が出ないように収集運搬体制を構築します。

③ 中間処理運営状況等の情報提供

北清掃工場の運営状況や環境測定など、清掃一組から提供を受けた情報をホームページや広報紙等により区民へ周知します。また、区の普及啓発事業や排出事業者を対象とする講習会、北清掃工場が実施している普及啓発イベントなどの機会をとらえて、区と清掃一組の協力体制のもと、区民や事業者に向けて、ごみ処理の状況を周知し、開かれた清掃事業を目指します。

3-3 最終処分計画

(施策一覧)

さらなる最終処分量の削減を目指した協力体制の強化

北区から排出されたごみの最終処分は、清掃一組で中間処理した後、東京都に委託して東京港にある最終処分場で埋立処分を行っています。

東京港内に新たな処分場を確保することは、河川等への影響や船舶航路の点からも極めて困難な状況となっています。限りある最終処分場を延命化し、将来に引き継ぐため、最終処分場の現状を区民に周知し、ごみの減量を促すとともに、今後も他の特別区や清掃一組と協力・連携し、埋立処分量のさらなる削減を目指します。

3-4 災害廃棄物の処理

(施策一覧)

災害廃棄物への対応

大規模自然災害で発生する膨大な量の災害廃棄物と併せて、日常生活から発生する家庭一般廃棄物、事業系一般廃棄物、生活排水も円滑に処理できる体制を平素から築いておくことが重要です。区では、平成31年3月に主に地震災害を対象とした「北区災害廃棄物処理計画」を策定しました。

区は、災害廃棄物の収集・運搬を行い、中間処理は清掃一組が管理するごみ処理施設や民間の処理施設で行います。最終処分は東京都の処分場のほか、一般廃棄物の受け入れが可能な産業廃棄物処分場で行うことを想定しており、特別区、清掃一組、東京都で連携して処理を行います。また、特別区で共同処理しきれない場合は、都を窓口として、他府県での広域処理を実施します。

災害廃棄物対策を実効性のあるものにするため、災害廃棄物対応マニュアルの作成、職員への教育・訓練の継続的な実施、関係機関との連携強化、災害が発生した場合を踏まえた区民への周知を実施します。また、風水害を踏まえた計画の見直しについても検討します。

6 ごみの減量化に向けて取り組む重点事業

方針1：区民・事業者・区の協働による3Rを推進します

(1) 区民主体の集団回収への支援事業の拡充

集団回収に対する支援事業を拡充し、区民が安心して集団回収の活動を継続できる環境を整えます。

計画目標	前期（令和2～6年度）	後期（令和7～11年度）
事業者認定制度の拡充	推進	推進
事業者支援の枠組みの構築	検討・推進	推進

(2) 区民へのきめ細かい情報提供

ホームページや広報紙のほか、スマートフォンアプリなどを活用した多様な広報媒体により、区民へのきめ細かい情報提供を行います。

計画目標	前期（令和2～6年度）	後期（令和7～11年度）
多様な広報媒体による情報提供	検討・推進	推進

方針2：さらなるごみの減量化と資源の有効利用を推進します

(3) 生ごみの減量と食品ロスの削減

生ごみの減量を促進するとともに、食品ロス削減推進法に基づく計画を策定し、食品ロスの削減に取り組みます。

計画目標	前期（令和2～6年度）	後期（令和7～11年度）
生ごみの減量	促進	促進
食品ロス削減推進計画の策定	検討・策定	推進

(4) 雑がみの資源化

分別の徹底など啓発活動を通じて、雑がみの資源化を促進します。

計画目標	前期（令和2～6年度）	後期（令和7～11年度）
雑がみの資源化	促進	促進

(5) 不燃ごみ・粗大ごみの資源化

不燃ごみ全量を対象とした資源化を推進するとともに、金属系粗大ごみの資源化を推進します。

計画目標	前期（令和2～6年度）	後期（令和7～11年度）
不燃ごみの資源化	推進	推進
粗大ごみの資源化	推進	推進

(6) プラスチックごみの減量

発生抑制・排出抑制を第一とし、使い捨てプラスチックを使用しないライフスタイルへの転換を促進します。プラスチック類の資源化については、環境面・経済面など様々な観点から資源化の方法を引き続き検討します。

計画目標	前期（令和 2～6 年度）	後期（令和 7～11 年度）
使い捨てプラスチックの発生抑制・排出抑制	検討・促進	促進
プラスチック類の資源化	調査・検討	調査・検討

(7) 戸別収集の地域拡大の検討

一人ひとりが責任をもってルールどおりにごみを排出することができる戸別収集の地域拡大について引き続き検討します。

計画目標	前期（令和 2～6 年度）	後期（令和 7～11 年度）
戸別収集の地域拡大	滝野川地区と赤羽・王子地区との比較検証継続	滝野川地区と赤羽・王子地区との比較検証継続

(8) 家庭ごみの有料化の検討

ごみの減量に有効な施策である家庭ごみの有料化について、導入のための制度設計・導入時期等について引き続き検討します。

計画目標	前期（令和 2～6 年度）	後期（令和 7～11 年度）
家庭ごみの有料化	調査・検討	調査・検討

(9) 事業者の規模や業種に合わせた排出指導の実施

小規模事業者の実態を把握し、排出指導を強化します。

計画目標	前期（令和 2～6 年度）	後期（令和 7～11 年度）
小規模事業者の実態把握と排出指導の強化	実態把握・指導強化	推進

(10) 優良事業者表彰制度の創設

ごみの減量化に向けた事業者の活動を表彰するための表彰制度を創設します。

計画目標	前期（令和 2～6 年度）	後期（令和 7～11 年度）
優良事業者表彰制度の創設	検討・創設	推進

方針 3 : 安全で安心なごみの適正処理を推進します

(1 1) 個別の状況に応じたきめ細かい収集の実施

ごみ出しが困難な世帯に対して実施している訪問収集やふれあい訪問収集について、回収品目を追加するなど制度の拡充を図ります。

計画目標	前期（令和 2～6 年度）	後期（令和 7～11 年度）
訪問収集・ふれあい訪問収集の 拡充	検討・推進	推進

(1 2) 清掃事業関連施設の再編・有効活用

清掃事業関連施設の再編や有効活用について検討します。

計画目標	前期（令和 2～6 年度）	後期（令和 7～11 年度）
施設の再編及び有効活用	再編	推進

第4章 生活排水処理基本計画

1 生活排水処理の現状

(1) し尿・汚泥処理状況

し尿・汚泥の処理フローを図4-1に示します。北区における下水道普及率は100%であり、し尿を含む生活排水は、公共下水道で処理しています。しかし、一部の一般家庭に下水道に接続していないくみ取り便所が存在しており（平成30年度現在：12戸）、収集運搬は、効率的な運営のため、板橋区に委託しています。収集したし尿は、清掃一組が管理する品川清掃作業所（下水道投入施設）において、適正処理され、下水道に放流されています。

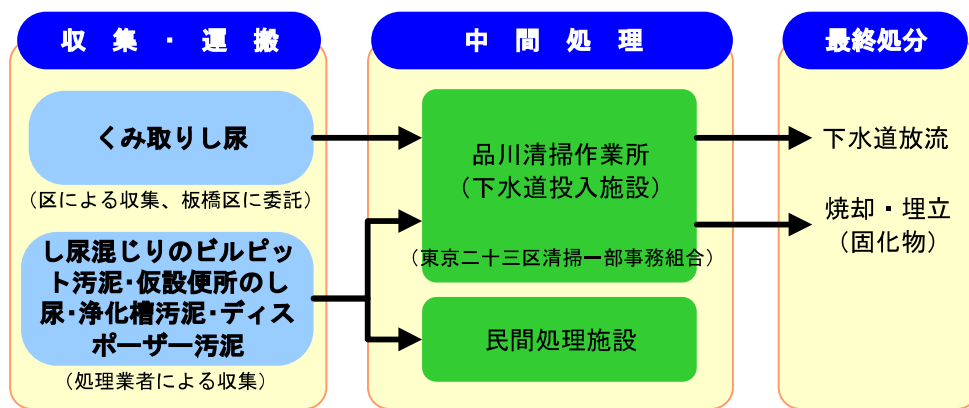
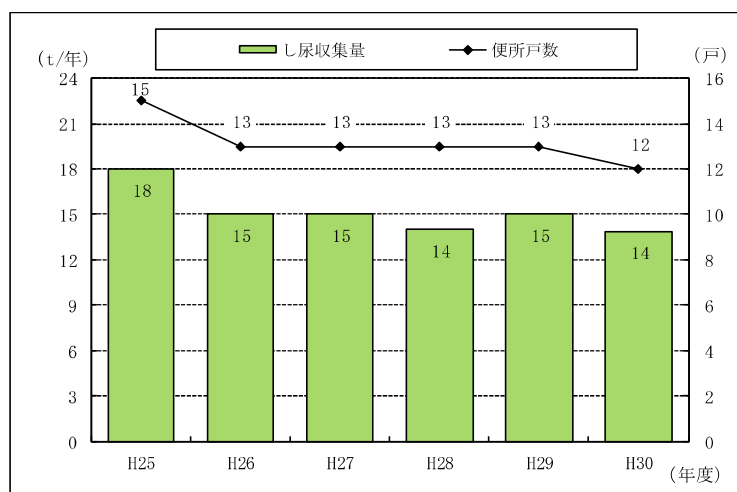


図4-1 し尿及び汚泥の処理フロー

(2) し尿収集量の推移

北区におけるし尿の収集量の推移を図4-2に示します。くみ取り便所戸数の減少傾向に伴い、し尿の収集量は減少傾向にあります。



注) 1. 出典：清掃事業年報（東京二十三区清掃一部事務組合）
2. 北区の収集量は、便所戸数の按分率により算出した推計値

図4-2 し尿収集量（推計値）の推移（北区分）

2 計画期間

計画期間は、令和2年度から令和11年度までの10年間とし、おおむね5年ごとに改定するほか、計画策定の前提となっている諸条件に大きな変化があった場合には見直しを行うこととします。

3 基本方針

下水道法（昭和33年法律第79号）には水洗便所への改造義務が規定されているほか、土地の所有者等に下水道に流入させるための排水設備の設置が義務付けられています。北区では下水道整備が完了しているため、北区内の「し尿を含む生活排水」は、全て下水道処理することを目標とします。

残存する家庭からのくみ取りし尿や浄化槽汚泥は、基本的な区民サービスとして引き続き収集・処理を行い、戸数、立地状況、未改善の理由等の把握に努め、下水道によって処理するよう働きかけます。

また、浄化槽は、廃止するまでの間、定期的な保守点検・清掃・定期検査を徹底するよう指導を行います。

一方、事業活動に伴って排出されるし尿混じりのビルピット汚泥、仮設便所のし尿等は、事業者処理責任に基づき、一般廃棄物処理業の許可業者に委託するなど、適正な処理を行うように排出事業者に周知します。

4 収集運搬及び処理・処分計画

表4-1に示した、現在の収集運搬及び処理・処分体制を今後も引き続き実施します。また、一般廃棄物を収集運搬する許可業者に対しても、引き続き適正な収集運搬が行われるよう、指導を徹底します。

表4-1 し尿及び汚泥の収集運搬及び処分の主体

区 分		収集運搬の主体		処理・処分の主体	
家庭	し尿	北区	無料	東京二十三区清掃一部事務組合	無料
	浄化槽汚泥 ^{※1}				
事業系	し尿	一般廃棄物 収集運搬業者	有料	一般廃棄物処分業者	有料
	し尿混じりの ビルピット汚泥 ^{※2}				

- 注) 1. 東京都下水道局に届出済みのディスポーザー排水処理システムから発生する汚泥を含む。
2. 専ら居住用の建築物から排出されたものとして清掃事務所長が認めたものは、清掃一組で無料で受け入れている。

資 料 編

『目 次』

資料 1	北区の概況	資-1
1	人口及び世帯数の推移	資-1
2	年齢別人口の分布	資-2
3	事業所数及び従業者数の推移	資-3
4	従業者規模別の事業所数	資-4
5	土地利用面積	資-5
6	清掃関連施設の位置	資-7
資料 2	関連計画等	資-8
1	循環型社会の形成の推進のための法体系	資-8
2	第四次循環型社会形成推進基本計画（平成 30 年 6 月）	資-9
3	東京都資源循環・廃棄物処理計画（平成 28 年 3 月）	資-10
4	東京都北区資源循環推進審議会（答申）（平成 31 年 1 月）	資-11
	（1）ごみ減量の具体策の検討	資-11
	（2）今後のリサイクル清掃事業のあり方	資-14
	（3）北区災害廃棄物処理計画の策定に向けて	資-14
資料 3	ごみ処理の現状	資-15
1	ごみ処理事業の沿革	資-15
2	ごみ処理体系	資-16
3	収集運搬の現状	資-17
	（1）北区の分別区分	資-17
	（2）ごみ処理手数料の改定	資-18
4	資源化の現状	資-19
	（1）資源の分別回収及び拠点回収	資-19
	（2）集団回収の支援	資-19
5	中間処理及び最終処分	資-20
6	ごみ処理経費	資-20
資料 4	ごみ量等の実績	資-21
1	ごみ量及びリサイクル率の推移	資-21
2	全国及び特別区とのごみ量及び資源化量の推移の比較	資-23
3	ごみ組成の推移	資-25
4	家庭ごみのごみ排出原単位調査（令和元年度実施）	資-26
	（1）1人1日あたりのごみ量	資-26
	（2）資源化可能物及び不適正な分別の割合	資-28
	（3）家庭ごみと事業系ごみの割合	資-29
資料 5	人口及び世帯数の将来予測	資-30

資料6	ごみ量等の将来予測	資-31
1	現状施策のまま推移した場合のごみ量の将来予測	資-31
2	ごみの減量・資源化目標達成に向けたごみ量の推移	資-35
資料7	近年のごみ処理技術の動向	資-37
1	北清掃工場	資-37
資料8	生活排水処理基本計画	資-38
1	し尿及び汚泥量の実績	資-38
■用語の解説	資-39

資料 1 北区の概況

1 人口及び世帯数の推移

北区における過去 10 年間の人口及び世帯数の推移を表 S 1-1 及び図 S 1-1 に示す。

北区の総人口は約 33~35 万人で推移している。また、外国人人口は近年急増しており、平成 30 年度には 6.3%を占めている。

表 S 1-1 人口及び世帯数の推移

単位：人

	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
日本人人口	319,313	318,642	317,600	318,629	320,359	322,015	323,352	325,546	327,249	328,986
外国人人口	16,113	16,184	15,451	14,165	14,313	15,517	17,207	19,002	20,659	22,160
北区総人口	335,426	334,826	333,051	332,794	334,672	337,532	340,559	344,548	347,908	351,146
世帯数(世帯)	168,118	168,731	169,154	178,406	180,241	182,736	185,931	189,678	193,183	196,089

- 注) 1. 各年度 10 月 1 日現在 (出典：住民基本台帳)
 2. 平成 24 年 7 月の住民基本台帳法の改正に伴い、平成 24 年度の世帯数から外国人世帯を含む。

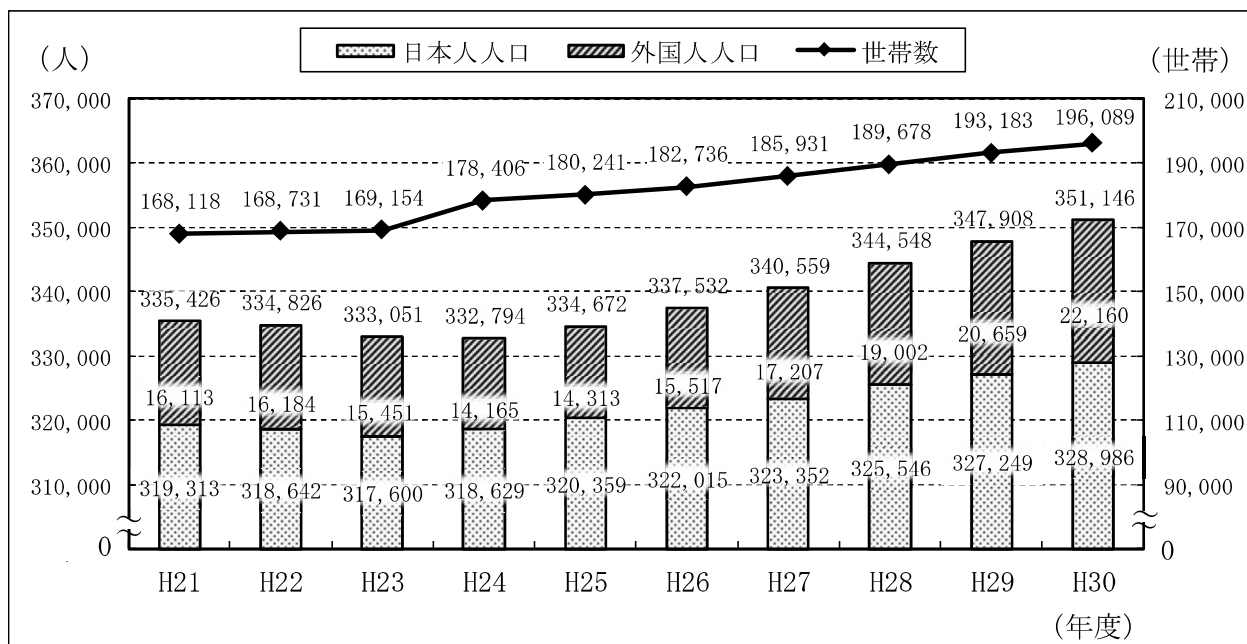
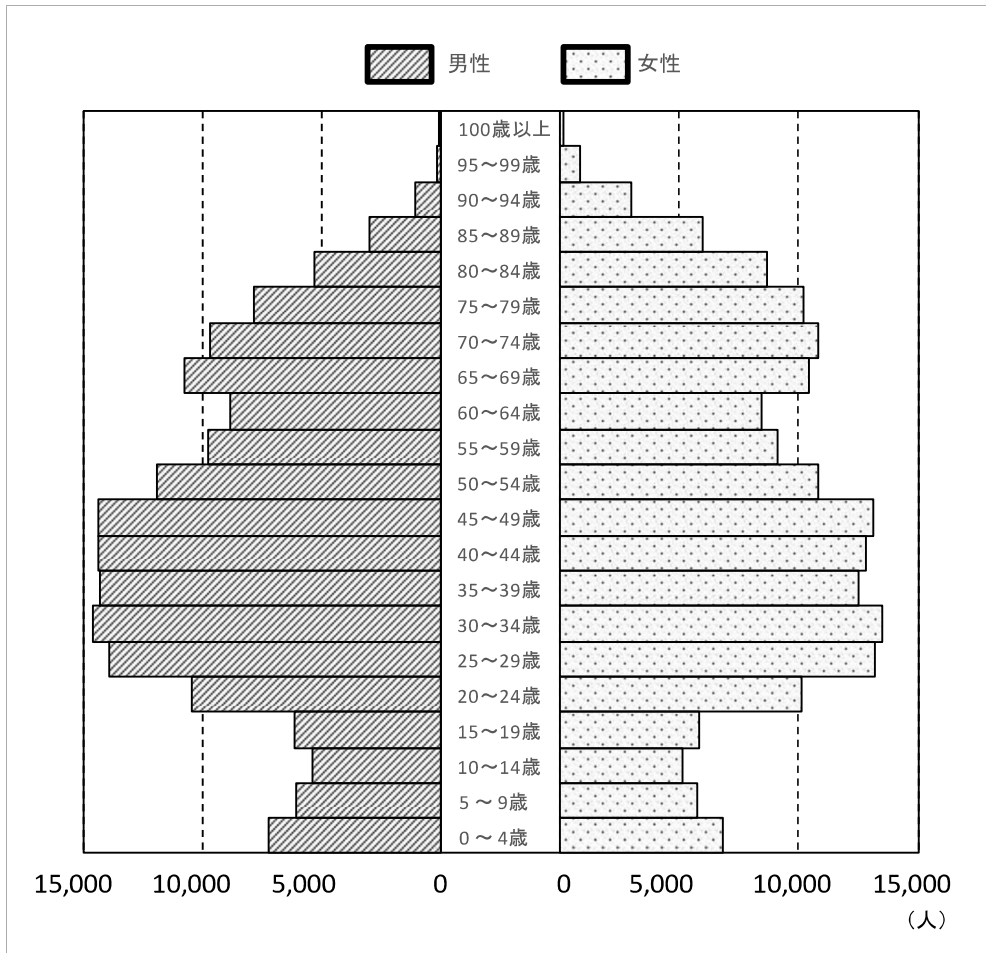


図 S 1-1 人口及び世帯数の推移

2 年齢別人口の分布

北区における、平成31年1月1日現在の年齢別人口の分布を図S1-2に示す。

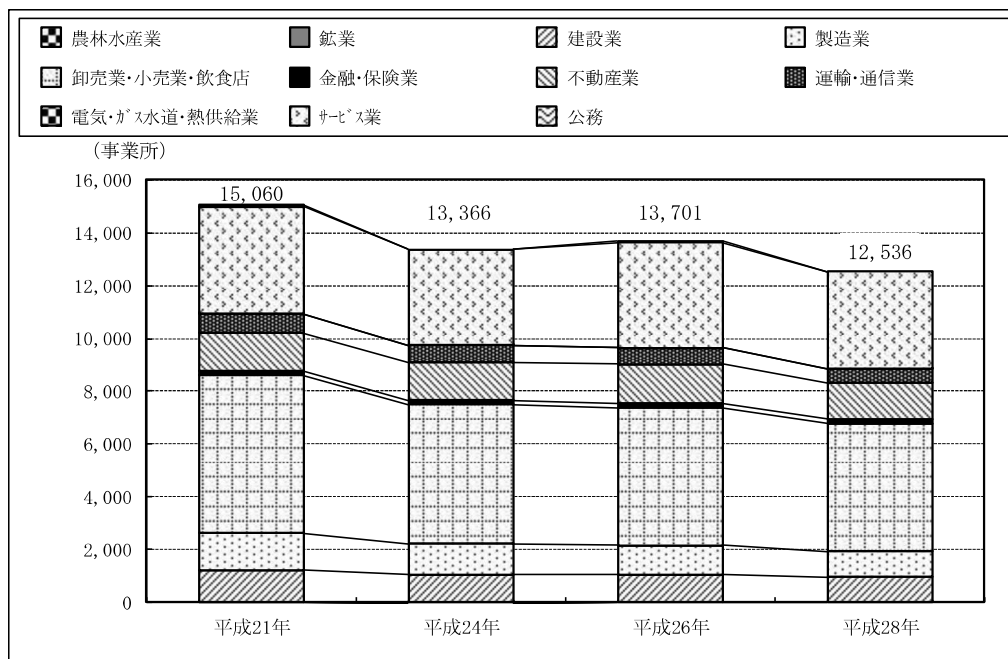


出典：住民基本台帳（平成31年1月1日現在）

図S1-2 年齢別人口の分布

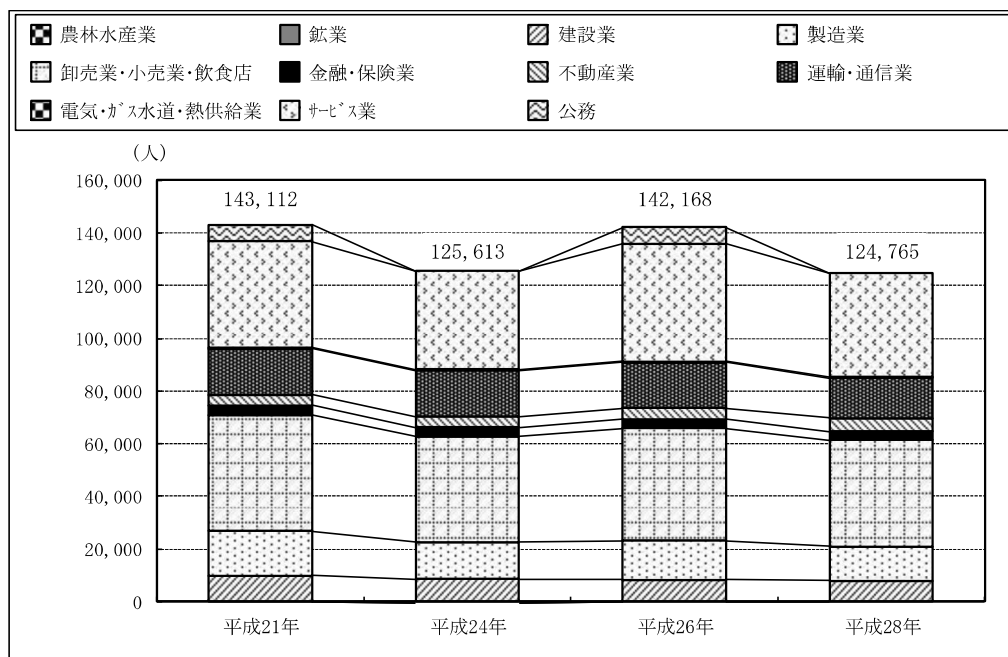
3 事業所数及び従業者数の推移

北区における業種別の事業所数及び従業者数の推移を図S1-3及び図S1-4に示す。事業所数は、卸売業・小売業・飲食店、サービス業などが多く、従業者数は、卸売業・小売業・飲食店、サービス業、運輸・通信業などが多い。



出典：経済センサス基礎調査・活動調査（平成24年度、平成28年度は公務除く）

図S1-3 業種別の事業所数の推移

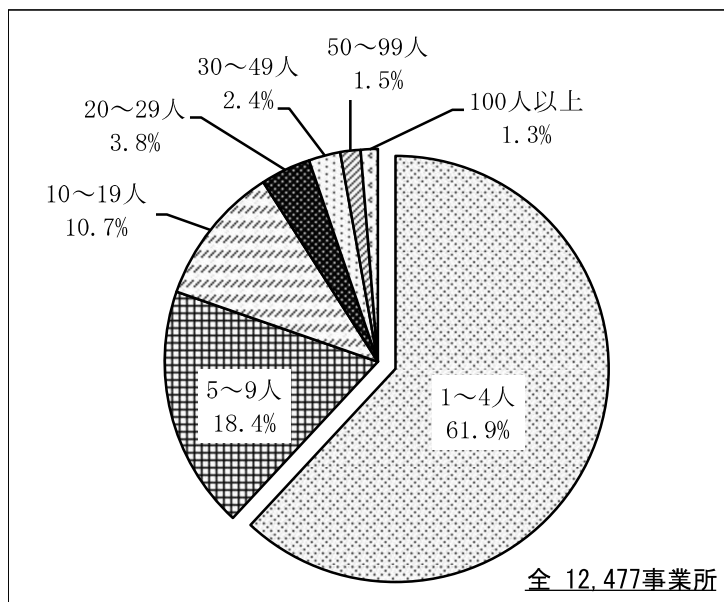


出典：経済センサス基礎調査・活動調査（平成24年度、平成28年度は公務除く）

図S1-4 業種別の従業者数の推移

4 従業者規模別の事業所数

北区の平成 28 年の従業者規模別の事業所数を図 S 1 - 5 に示す。従業者数が 1~4 人の小規模事業所が約 62%、10 人未満の事業所が約 80% を占め、中小規模の事業所が多い。



出典：平成 28 年経済センサス（全事業所 12,477 には「出向・派遣従事者のみの事業所」の 59 事業所を含まない）

図 S 1 - 5 従業者規模別の事業所数（平成 28 年）

5 土地利用面積

北区の土地利用面積の推移を表S 1-2に、平成30年度の内訳を図S 1-6に示す。また、用途地域状況を表S 1-3及び図S 1-7に示す。

表S 1-2 土地利用面積の推移

単位：m²

区分	年度	H26	H27	H28	H29	H30
行政区域面積		20,610,000	20,610,000	20,610,000	20,610,000	20,610,000
固定資産税課税対象面積		10,440,600	10,474,600	10,484,600	10,480,600	10,475,500
宅地	商業地区	212,300	212,500	213,300	213,300	203,000
	工業地区	671,400	660,900	660,700	660,900	594,100
	住宅地区	8,645,800	8,695,100	8,698,700	8,694,300	8,767,200
	小計	9,529,500	9,568,500	9,572,700	9,568,500	9,564,300
	田畑等	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
	雑種地	895,100	890,400	896,300	896,200	895,500
	免税点未満	6,000	5,700	5,700	5,900	5,700
固定資産税課税対象外面積		10,169,400	10,135,400	10,125,400	10,129,400	10,134,500
課税対象面積比率 (%)		50.7%	50.8%	50.9%	50.9%	50.8%
課税対象外面積比率 (%)		49.3%	49.2%	49.1%	49.1%	49.2%

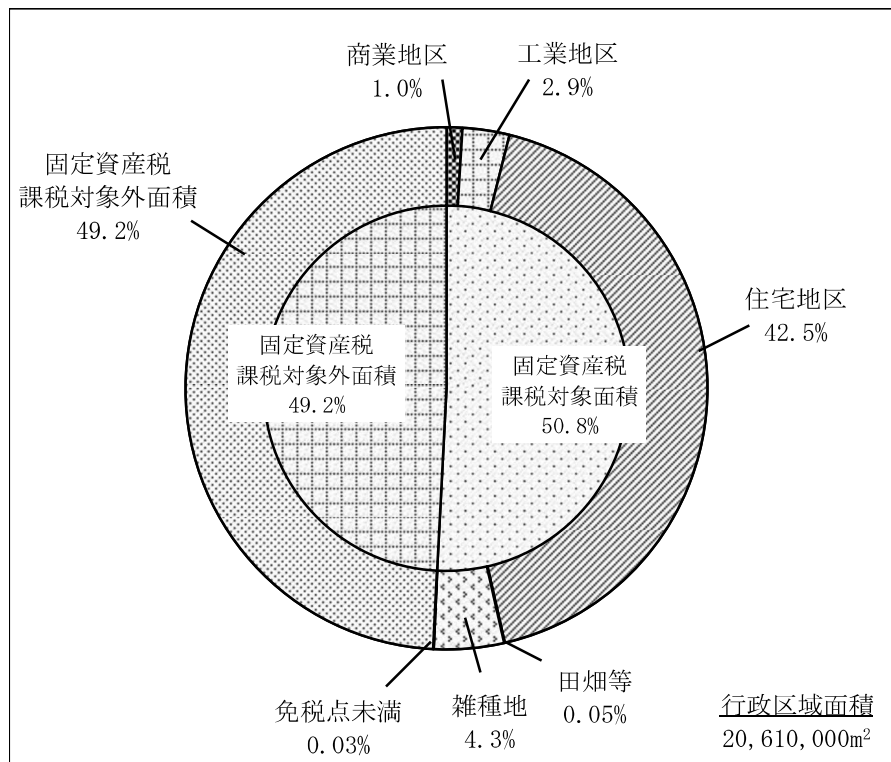
注) 1. 出典：北区行政資料集 (R1.9)

2. 各年1月1日現在のデータ (行政区域面積のみ各年10月1日現在)

3. 田畑等には山林、原野、池沼を含む

4. 雑種地とは野球場、テニスコート、運動場、高圧鉄塔敷地等をいう

5. 免税点未満とは課税標準となるべき額が30万円に満たないものである



図S 1-6 土地利用面積の内訳 (平成30年度)

表 S 1 - 3 用途地域状況

単位：ha

種 類	面 積	割 合
第二種低層住居専用地域	21.6	1.2%
第一種中高層住居専用地域	503.6	27.6%
第二種中高層住居専用地域	3.4	0.2%
第一種住居地域	426.7	23.4%
第二種住居地域	36.4	2.0%
近隣商業地域	241.6	13.3%
商業地域	169.4	9.3%
準工業地域	320.0	17.6%
工業地域	99.4	5.5%
市街化区域 合計	1,822.1	100.0%

注) 1. 出典：北区行政資料集 (R1.9)

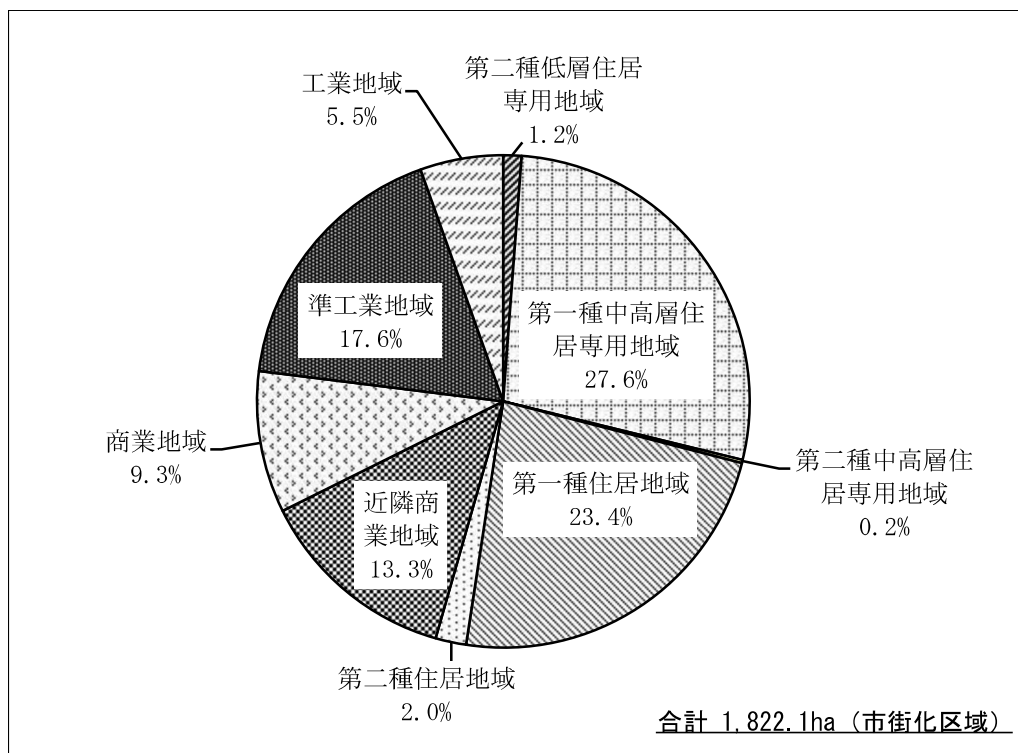


図 S 1 - 7 用途地域状況

6 清掃関連施設の位置

区内の清掃関連施設の位置を図S 1－8に示す。



図S 1－8 清掃関連施設の位置

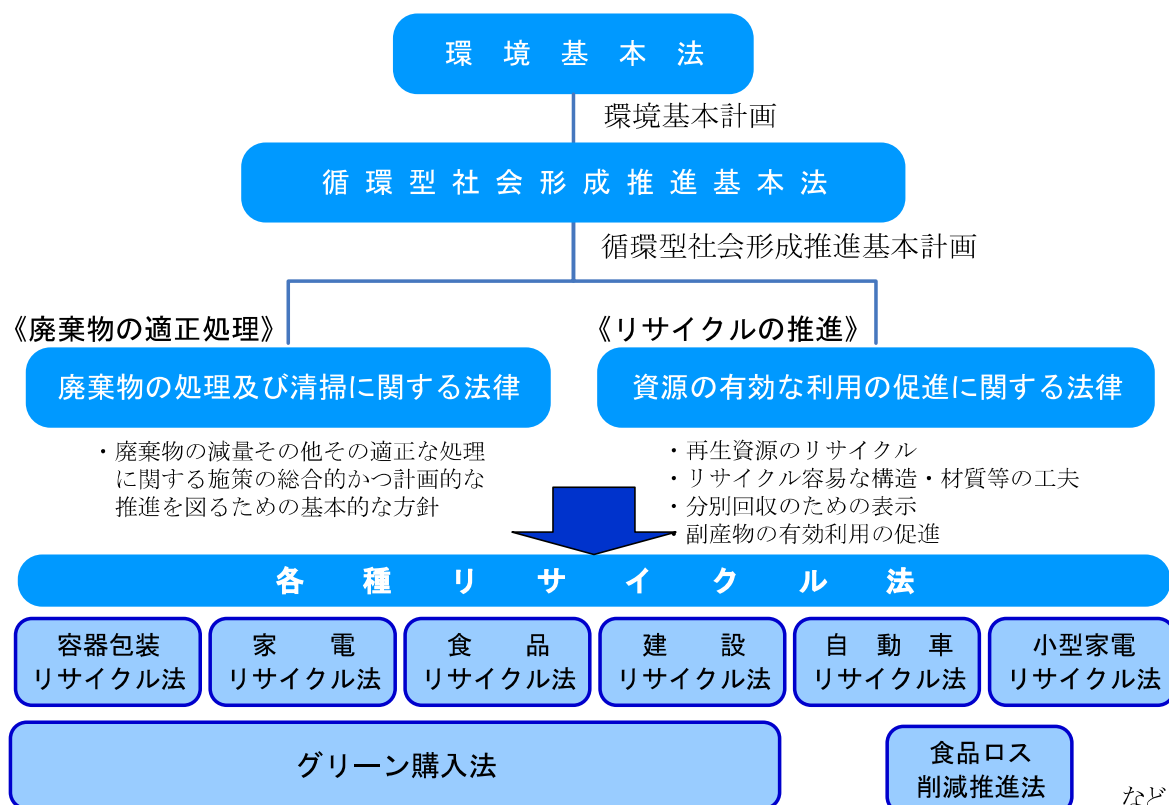
資料2 関連計画等

1 循環型社会の形成の推進のための法体系

平成5年に制定された「環境基本法」では、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築等を基本理念とし、環境の保全に関して、国、地方公共団体、事業者、国民の各主体が果たすべき責務について定められた。しかし、廃棄物の発生量が高水準で推移していること、一層のリサイクル推進の必要性、廃棄物処理施設の立地の困難性などが大きな課題となっていた。そこで、平成12年には、「循環型社会形成推進基本法」が、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会から脱却し、「循環型社会」を形成する枠組となる法律として制定された。

循環型社会を形成するため、廃棄物の適正処理については「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、再生利用の推進については「資源の有効な利用の促進に関する法律」、個別の品目に対応するために「各種リサイクル法」、国が率先して再生品などを調達する「グリーン購入法」が整備されている。

令和元年10月には、国際的にも大きな課題となっている食品ロスに対応するため、「食品ロス削減推進法」が施行された。



2 第四次循環型社会形成推進基本計画（平成 30 年 6 月）

我が国では、従来の大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会を見直し、環境負荷の低い循環型社会を確立するため、平成 13 年 1 月に循環型社会形成推進基本法が施行された。

その後、同法を受け、平成 15 年に「第一次循環型社会形成推進基本計画」が策定され、同計画に基づき様々な施策が展開されてきた。策定から 5 年ごとに計画を見直し、平成 30 年 6 月に「第四次循環型社会形成推進基本計画」が策定された。この計画では、重要な方向性として、①地域循環共生圏形成による地域活性化、②ライフサイクル全体での徹底的な資源循環、③適正処理の更なる推進と環境再生などを掲げている。

将来像

地域循環共生圏形成による地域活性化

ライフサイクル全体での徹底的な資源循環

適正処理の推進と環境再生

災害廃棄物処理体制の構築

適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開

国の取組

地域循環共生圏形成による地域活性化

- 地域循環共生圏の形成
 - ・課題の掘り起こし
 - ・実現可能性調査への支援
- コンパクトで強靱なまちづくり
- バイオマスの地域内での利活用

ライフサイクル全体での徹底的な資源循環

- 開発設計段階での省資源化等の普及促進
- シェアリング等の 2 R ビジネスの促進、評価
- 素材別の取組等
 - ・プラスチック戦略
 - ・バイオマス
 - ・金属(都市鉱山の活用)
 - ・土石・建設材料
 - ・太陽光発電設備
 - ・おむつリサイクル

適正処理の推進と環境再生

- 適正処理
 - ・安定的・効率的な処理体制
 - ・地域での新たな価値創出に資する処理施設
 - ・環境産業全体の健全化・振興
- 環境再生
 - ・マイクロプラスチックを含む海洋ごみ対策
 - ・空き家・空き店舗対策
- 東日本大震災からの環境再生

災害廃棄物処理体制の構築

- 自治体
 - ・災害廃棄物処理計画
 - ・国民へ情報発信、コミュニケーション
- 地域
 - ・地域ブロック協議会
 - ・共同訓練、人材交流の場、セミナーの開催
- 全国
 - ・D.Waste-Netの体制強化
 - ・災害時に拠点となる廃棄物処理施設
 - ・IT等最新技術の活用

適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開

- 国際資源循環
 - ・国内外で発生した二次資源を日本の環境先進技術を活かし適正にリサイクル
 - ・アジア・太平洋 3 R 推進フォーラム等を通じて、情報共有等を推進
- 海外展開
 - ・我が国の質の高い環境インフラを制度・システム・技術等のパッケージとして海外展開
 - ・災害廃棄物対策ノウハウの提供、被災国支援

3 東京都資源循環・廃棄物処理計画（平成 28 年 3 月）

東京都では、平成 14 年 1 月に、一般廃棄物と産業廃棄物を合わせた計画として「東京都廃棄物処理計画」を策定し、社会情勢に応じて改定を行ってきた。

平成 27 年 3 月には、平成 26 年 12 月に公表した「東京都長期ビジョン」に基づき、東京の資源循環施策に関する基本的考え方と推進に向けた主な取組を明らかにした『東京都「持続可能な資源利用」に向けた取組方針』を策定した。この取組方針を具体化するため、「持続可能な資源利用への転換」、「良好な都市環境の次世代への継承」を基本的考え方として、2016（平成 28）年度から 2020（令和 2）年度までの 5 年間を計画期間とする「東京都資源循環・廃棄物処理計画」を策定した。

計画目標

計画目標 1 資源ロスの削減

計画目標 2 「持続可能な調達」の普及

計画目標 3 循環的利用の推進と最終処分量の削減

- 一般廃棄物の再生利用率 2020年度 27% 2030年度 37%
- 最終処分量（一般廃棄物・産業廃棄物計）
2020年度 2012年度比14%削減
2030年度 2012年度比25%削減

計画目標 4 適正かつ効率的な処理の推進

計画目標 5 災害廃棄物の処理体制

主要な施策

資源ロスの削減

- 食品ロス問題に取り組む企業や NGO/NPO 等と連携し、家庭や店舗等における消費期限前の食材を効果的に消費するなどの取組を推進
- 使い捨て型ライフスタイルの見直し（リユース容器、レジ袋対策等）

など

エコマテリアルの利用と持続可能な調達の普及の促進

- 建設工事におけるエコマテリアルの普及促進（持続可能な木材利用、再生砕石・再生骨材コンクリート、建設泥土改良土の利用促進等）
- 「持続可能な調達」を中小企業を含め広く都内の事業活動に普及

廃棄物の循環的利用の更なる促進（高度化・効率化）

- 区市町村と連携した事業系廃棄物のリサイクル（3R）のルールづくり
- 都市鉱山の活用（小型家電のリサイクル）
- 焼却灰のリサイクル促進等による最終処分場の更なる延命化
- リサイクル・廃棄物処理システムの最適化に向けた制度の合理化等

など

廃棄物の適正処理と排出者マナー向上

- 区市町村への技術的支援の強化
- 遺品整理、在宅医療廃棄物等、超高齢化・人口減社会に対応したごみ処理システムの検討
- 海ごみ対策、ごみの散乱防止・街の美化（主要繁華街で美化活動を推進）
- 古紙持ち去りの根絶に向け、区市町村を支援
- 廃家電等の違法処理を防止するため、不用品回収業者等への指導・健全なリサイクル事業者の育成

など

健全で信頼される静脈ビジネスの発展

- 優良な処理業者が市場で優位に立てるよう、第三者評価制度を普及促進、排出事業者にも周知
- スーパーエコタウン事業に関する情報発信

など

災害廃棄物対策

- 首都直下地震等に備え、東京都災害廃棄物処理計画を2016年度に策定

4 東京都北区資源循環推進審議会（答申）（平成 31 年 1 月）

（1）ごみ減量の具体策の検討

① 区民主体の集団回収への支援事業の拡充

集団回収は、リサイクルの推進と地域のきずなの強化につながる活動であり、団体が安定して活動を継続できる環境を整えることを要望する。

○活動団体を運営面から支えている集団回収事業者認定制度の拡充を図る。

○事業者が市場経済に左右されず、区民とともに集団回収活動を継続できる事業者支援の枠組みを検討する。

○行政から積極的に情報発信を行い、活動団体の増加と担い手の発掘に努めていく。

② 雑がみの資源化の充実

区民・事業者に対して、「雑がみ」が資源であることを知ってもらうことが最も重要であり、行政として普及啓発などの周知活動に取り組むことを求める。

○「雑がみ」はリサイクルできる資源であるということを、区民・事業者・区職員に周知徹底する。

○イベントやホームページで周知するなど、分別意識を変える啓発活動を推進する。

○集団回収で「雑がみ」回収を実施できるように集団回収事業者への啓発や支援を行う。

○事業系古紙を排出する事業者へ雑がみ回収の仕組みを周知し、協力を要請する。

③ 金属系不燃ごみ・粗大ごみの資源化の推進

1) 不燃ごみの資源化

水銀条約への対応や堀船作業所（船舶中継）の休止を機に、平成 31 年度から不燃ごみの全量を対象に民間で資源化し、9 割以上の資源化を実現する。

2) 粗大ごみの資源化

粗大ごみに含まれる資源化可能な金属類は分別し、金属の再資源化を行う事業者に売却する。

○不燃ごみは、資源化経費を節約するため、分別方法を変更せずに、区民の協力を経て、金属資源（小型家電等を含む）とその他不燃（ガラス・陶器など）を別袋で回収する。

○使用済み小型家電はレアメタルや金を含んだ貴重な資源であるという啓発を推進する。

○家電量販店での自主回収等、民間が実施しているリサイクルの取り組みを積極的に活用するよう周知する。

○粗大ごみから分別した金属類は、原則、売却により資源化するが、市場経済の影響を受け売却による資源化が困難な場合は、適正に処理できる事業者で処分する。

④ 廃プラスチック類の資源化

発生抑制を第一とし、現状では原則サーマルリサイクル（焼却による熱回収）で処理を行うことが妥当であるとする。今後、廃プラスチックの処理は、様々な品目について、定期的（廃棄物処理計画の見直し時など）に環境面・経済面など、様々な観点で検討し、北区に合った廃プラスチック類のリサイクル方法を選択することを要望する。

(リサイクル手法を総合的に判断する上での着眼点)

- 区民にとって分かりやすく負担とならない分別方法を基本とする。
- 廃プラスチック類の分別収集は、軽量で容積が大きいことから運搬車両増による環境負荷や経費増が発生する。処理方法の検討に当たっては、運搬時の環境負荷や運搬・選別コストを含めて総合的に検討する必要がある。
- 廃プラスチック類のリサイクルは、「容器包装プラスチック」や「製品プラスチック」など、一般の区民にとって分かりにくい。区民がわかりやすいようにホームページ等で周知し、理解を深められるよう継続的な周知や広報が必要である。

⑤ 戸別収集の地域拡大と高齢者向けの訪問収集の継続・拡大

戸別収集は、高齢化が進行している中で、排出がしやすく、一人ひとりが責任を持ってルールどおりにごみを出すことができる高齢化社会にふさわしい収集方法であるが、「経費負担が増加する。」ことや「集合住宅が対象とならない。」という点や、「集積所はコミュニティ形成の大切な場所であり、集積所収集の継続を求める。」という意見もあった。

引き続き戸別収集への十分な普及啓発を行い、区民の合意を得ることができるよう、行政には、区民ニーズの把握、他自治体の動向を踏まえ、実施について慎重な検討を継続するよう求める。

高齢者や障害者などのごみ出し困難者を対象とする訪問収集は、事業の継続を原則とし、びん・缶などの資源も対象として追加するよう検討を求める。

- 戸別収集におけるメリットとデメリットの把握、定期的に費用対効果の検証を行う必要がある。
- 戸別収集の対象は戸建て住宅とし、集合住宅は、建物ごとの収集が妥当である。
- 狭小路地が多い地域や集合住宅が半数を占める地域など、地域の特徴を踏まえた収集方法を検討する必要がある。
- 可燃ごみと不燃ごみについては戸別収集が妥当であるが、資源回収については、町会・自治会と協働で資源ステーションによる回収を行っており、びん・缶の売却金を町会自治会連合会に還元していることから検討が必要となる。
- 戸別収集に関わらず、ごみ出しが難しい高齢者などを対象とした訪問収集事業は、住民要望も強い。今後も事業を継続し、資源を収集対象に追加するなど、事業拡大の検討を求める。
- 訪問収集の品目拡大(びん・缶など)については、町会・自治会と協働で実施している資源回収と十分に調整して実施すること(びん・缶回収の資源売却金が町会自治会連合会単位で還元されているため。)

⑥ 家庭ごみの有料化

家庭ごみの有料化は、導入自治体での有料化後のごみ減量実績からも、非常に有効なごみ減量施策であると言える。

有料化により発生した財源は、戸別収集に係る費用や集団回収の報奨金増額など、区の清掃事業のサービス向上に使い、原則として、区民に還元できる仕組みを検討する。

将来的な導入を視野に入れ検討を進めるとともに、周辺自治体(23区)の動向を注視し

つつ、区民にきめ細やかな説明を行い、理解を得る必要がある。

有料化の実現に向けては、区民の理解を得るよう、有料化によるごみ減量の効果について十分な説明責任を果たすとともに、積極的な普及啓発を行うことを求める。

○全国的に家庭ごみの有料化の導入が進展している。

○23区で導入している自治体はないが、仮に他の区で有料化を導入し、ごみ減量が進むと、ごみの量で清掃工場（東京二十三区清掃一部事務組合）の経費（分担金）を負担していることから、北区がより多くの経費を負担することとなる。他の区に遅れることなく積極的に導入の検討を要望する。

○有料化による歳入は、清掃事業のサービス向上を目的に、戸別収集の実現、集団回収の報奨金の増額、集合住宅の保管場所整備費の一部助成など、区民へ還元する仕組みとすることを求める。

○ごみ処理経費の一部を見えるようにすることで、ごみの排出に経費がかかることを明らかにし、排出量に応じた公平な負担を求めることで、ごみ減量への意識付けを行う。

○新たなごみ減量施策に対する区民の理解を深めるため、ごみの排出実態を明らかにする調査を充実し、周知するとともに、戸別収集の仕組みの説明など、区民への情報提供を充実させ、理解を深められるよう情報発信を行う。

⑦ 大規模事業者排出指導基準の見直し、小規模事業者の実態把握と排出指導の徹底

専門性を有する人員を計画的に配置し、効果的な排出指導を行うとともに、事業者の実態を正確に把握し、その規模や業種に合わせたごみ減量の普及啓発に努めることを要望する。

○廃棄物行政に関する知識と経験を蓄積し、より効果的な指導業務を継続的に行える体制を確保する。

○優良な取り組みを行っている事業者に対して表彰を行うなど、さらに取り組みを充実させるような制度の導入を検討する。

○北区による収集の対象となる小規模事業者については、登録制度の導入を検討し、北区として事業者の規模や業種を正確に把握できるように制度の見直しを図っていく。

⑧ 生ごみの減量と食品ロス対策の推進

区民一人ひとりや事業者が、日常的に生ごみの減量や食品ロスに取り組めるような支援や普及啓発を求める。

事業者の取り組みに対して協力店等の認定制度、表彰などの支援を要望する。

○食品ロス削減協力店などの登録制度を導入し、区のホームページに公表するなど、PRを行う。

○賞味期限、消費期限が示す意味の普及啓発、冷蔵庫の管理など、無駄な消費をなくするための普及啓発を実施する。

○各家庭の食品ロスを調べる区民モニター募集や、生ごみ処理容器（キエーロ）の区民モニター募集など、新しい着眼点での普及啓発を実施する。

⑨ その他の具体策

1) 効果的な啓発活動の実施

ごみの減量化・資源化には、区民に気づいてもらえる普及啓発が重要である。

環境教育など既存の普及啓発を継続しつつ、新しい視点で情報発信に取り組む必要がある。若い世代や外国人に対して、スマートフォンのアプリを活用するなどICTを活用した取り組みを行うよう要望する。

○若い世代や外国人にも知ってもらえるスマートフォンアプリを実現する。

○キャラクターや漫画を活用した新しい普及啓発事業を実施する。

○既存の環境学習などの継続と事業の拡充を行う。

2) 清掃事業関連施設の再編・有効活用

清掃事業が継続して実施できるように計画的に施設の更新、再編を行うこと。

なお、計画にあたっては、委託先の従業員の労働環境も十分配慮することを求める。

○清掃事業に従事する作業員は、直営、民間を問わず休憩場所や作業前の待機場所などで苦慮している。休憩場所などを十分に配慮して施設整備を検討する必要がある。

(2) 今後のリサイクル清掃事業のあり方

① 内容の充実や新たに取り組む必要がある事業

○区民主体の集団回収への支援事業の拡充

○雑がみの資源化の充実

○金属系不燃ごみ・粗大ごみの資源化の推進

○高齢者向けの訪問収集の継続・拡大

○大規模事業者排出指導基準の見直し、小規模事業者の実態把握と排出指導の徹底

○生ごみの減量と食品ロス対策の推進

○効果的な啓発活動の実施

○清掃事業関連施設の再編・有効活用

② 継続して検討する必要がある事業

○廃プラスチック類の資源化

○戸別収集の地域拡大

○家庭ごみの有料化

(3) 北区災害廃棄物処理計画の策定に向けて

早期の復旧、復興のためには、災害廃棄物の迅速かつ適正な処理が必要である。地域を熟知し現場をまとめる区の清掃職員や、必要な機材等を確保し、災害時には区民、事業者、行政をはじめとした全ての関係者が協力して迅速な災害廃棄物処理に取り組むべきである。

また、災害廃棄物処理や再資源化にあたっては、被災者の雇用創出や地域経済の復興といった側面も十分考慮したうえで処理を行う必要がある。今後、計画に基づき具体的なルールの策定や区民周知などを進めるよう求める。

資料3 ごみ処理の現状

1 ごみ処理事業の沿革

北区のごみ処理事業の沿革を表S3-1に示す。

表S3-1 北区のごみ処理事業の沿革

年	北 区		東 京 都【都】 東京二十三区清掃一部事務組合【一組】	国
H12	3月	古着・古布拠点回収開始 「北区一般廃棄物処理基本計画(エコプラン2011)」策定	4月【一組】「一般廃棄物処理基本計画」策定	4月 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進に関する法律(容器包装リサイクル法)完全施行
	4月	清掃事業が東京都から各区へ移管 ふれあい訪問収集開始		
H13	4月	ふれあい訪問収集開始	3月【都】「東京都溶融スラグ資源化指針」策定	1月 循環型社会形成推進基本法完全施行
				4月 資源の有効な利用の促進に関する法律(資源有効利用促進法)全面改正施行 特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)完全施行 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン購入法)施行
				5月 食品循環資源再利用促進法(食品リサイクル法)完全施行
H14			12月【一組】すべての清掃工場のダイオキシン類削減対策終了	5月 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)完全施行
H15	4月	王子清掃事務所と滝野川清掃事務所を統合し北区清掃事務所発足 乾電池拠点回収を水銀入りのみに限定	4月【都】「東京都溶融スラグ資源化指針」改定	3月 第一次循環型社会形成推進基本計画
				10月 資源の有効な利用の促進に関する法律(資源有効利用促進法)一部改正による家庭系パソコンリサイクル実施
H17	10月	特別区長会で廃プラスチックのサーマルリサイクル実施決定		1月 使用自動車の再資源化等に関する法律(自動車リサイクル法)完全施行
H18	4月	「東京都北区一般廃棄物処理基本計画(エコプラン2015)」策定	1月【一組】「一般廃棄物処理基本計画」策定	6月 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進に関する法律(容器包装リサイクル法)一部改正改正項目ごとに平成18年12月以降順次施行
			9月【都】「東京都廃棄物処理計画」策定	
H19	6月	ペットボトルステーション回収開始		12月 食品循環資源再利用促進法(食品リサイクル法)一部改正 施行
	8月	廃プラスチック等のサーマルリサイクルモデル実施(滝野川地区)		
H20	1月	「東京都北区資源循環推進審議会」答申		3月 第二次循環型社会形成推進基本計画
	4月	廃プラスチック等のサーマルリサイクル実施		6月 ごみ処理基本計画策定指針改定
H21	3月	「東京都北区一般廃棄物処理基本計画(エコプラン2018)」策定		
	5月	廃食用油回収開始		
	8月	発泡トレイ回収開始		
H22			2月【一組】「一般廃棄物処理基本計画」改定	12月 廃棄物処理法の基本方針変更
H23			6月【都】「東京都廃棄物処理計画」策定	
H24			2月【都】「廃棄物等の理立処分計画」策定	
H25				4月 小型家電リサイクル法 施行
				5月 第三次循環型社会形成推進基本計画 廃棄物処理施設整備計画
				6月 ごみ処理基本計画策定指針改定
H26	1月	「東京都北区資源循環推進審議会」答申		3月 災害廃棄物対策指針(震災廃棄物対策指針の改定と水害廃棄物対策指針との統合)
	4月	金属系粗大ごみの資源化開始		
	10月	金属系不燃ごみの資源化開始		
H27	3月	「北区一般廃棄物処理基本計画2015」策定	2月【一組】「一般廃棄物処理基本計画」策定	
H28	6月	集団回収事業者認定制度開始	3月【都】「東京都資源循環・廃棄物処理計画」策定	9月 ごみ処理基本計画策定指針改定
H29			2月【都】「廃棄物等の理立処分計画」策定	8月 水銀による環境の汚染防止に関する法律施行
			6月【都】「東京都災害廃棄物処理計画」策定	
H30				3月 災害廃棄物対策指針の改定
				6月 第四次循環型社会形成推進基本計画策定 廃棄物処理施設整備計画策定
H31	1月	「東京都北区資源循環推進審議会」答申		
	3月	「北区災害廃棄物処理計画」策定		
	4月	不燃ごみの資源化事業開始		
R1				5月 プラスチック資源循環戦略策定
				10月 食品ロスの削減の推進に関する法律施行

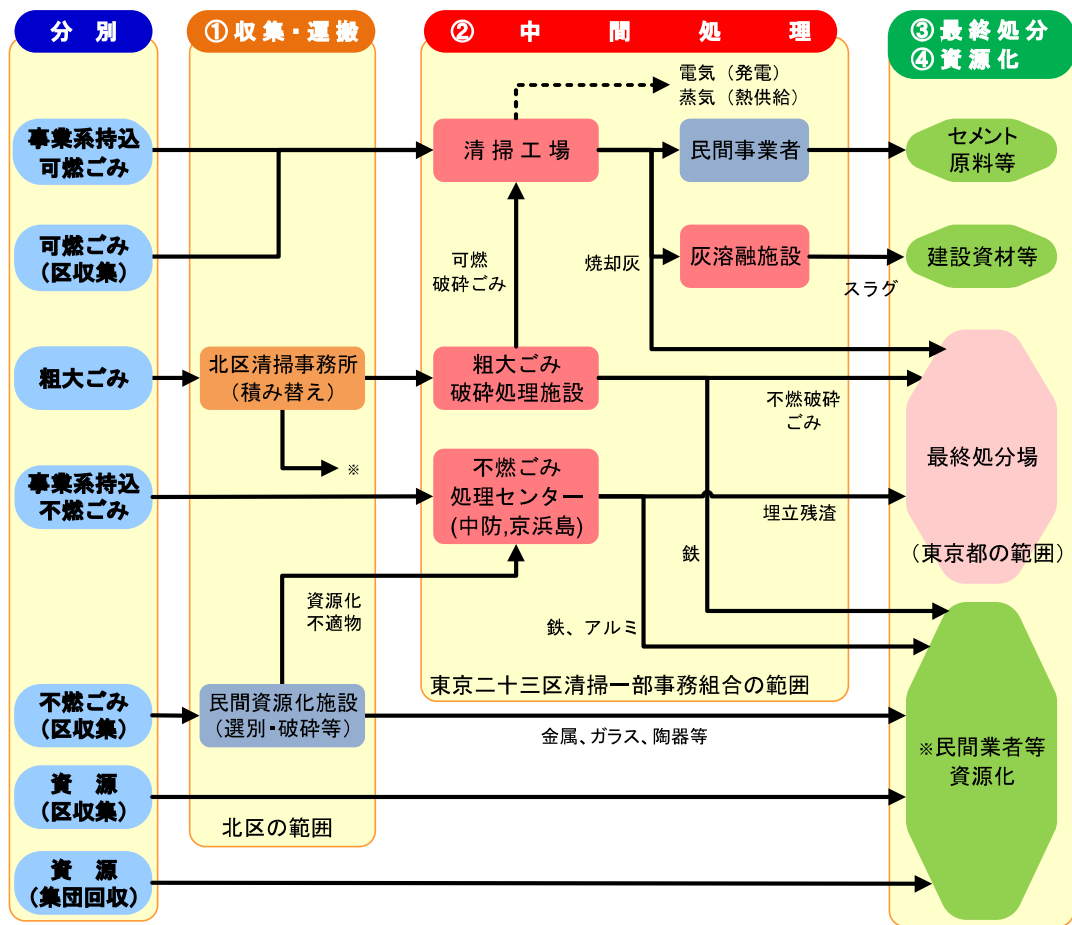
2 ごみ処理体系

令和元年10月現在における北区のごみ処理体系を図S3-1に示す。

ごみ処理の業務範囲は、大きく分けると、①収集・運搬、②中間処理（可燃ごみの焼却処理、不燃ごみの破碎・選別処理、粗大ごみの破碎処理等）、③最終処分（埋立処分等）に分けられる。北区の事業範囲は、①収集・運搬であり、②中間処理は東京二十三区清掃一部事務組合、③最終処分は東京都に委託して実施している。

北区から排出された可燃ごみは、東京二十三区清掃一部事務組合の清掃工場に搬入され焼却され、焼却により生じた焼却灰は、大半が東京都の最終処分場に埋立処分される。また、最終処分場の延命化を目的に、焼却灰の一部を民間事業者の工場に運搬し、セメント原料等として利用されるほか、東京二十三区清掃一部事務組合の灰溶融施設へ搬入・溶融処理*を行い、生成される溶融スラグ*は建設資材等に利用される。

粗大ごみは、北区清掃事務所で金属類とその他の粗大ごみに選別され、金属類は資源化事業者へ引き渡され、その他の粗大ごみは大型車両に積み替えて粗大ごみ破碎処理施設に搬入される。不燃ごみは、小型家電を含む金属類とその他不燃ごみに分別排出されたものと同じ車両に分けて積載する方法で収集を行い、民間の資源化施設に搬入される。選別された資源は資源化事業者へ引き渡され、残渣は不燃ごみ処理センターへ搬入される。



*：民間業者等 金属類等の資源化

図S3-1 ごみ処理の主な流れ（令和元年10月現在）

3 収集運搬の現状

(1) 北区の分別区分

北区の分別区分を表S 3-2に示す。

プラスチック類やゴム・皮革製品は、平成20年度以降、サーマルリサイクルの実施により、不燃ごみから可燃ごみに分別区分を変更した。また、不燃ごみのうち、小型家電を含む金属類は、平成26年10月以降、金属資源として分別区分を変更した。

表S 3-2 分別区分表

分別項目	具体的品目	排出場所	排出方法	収集頻度	
可燃ごみ	生ごみ、衣類、少量の枝葉(50cm以下)、資源にできない紙、皮製品、ゴム・ビニール製品(50cm以下)、発泡スチロール、プラスチック類、ビデオテープ・CD・MDなど、ラップ・レジ袋、竹串(紙などに包む)、食用油(固めたもの)	集積所または決められた場所	容器または中身の見える丈夫な袋	2回/週	
不燃ごみ	その他の不燃ごみ ガラス、陶磁器類、割れたびん(紙などに包んでキケンと表示)、はさみ・包丁(紙などに包んでキケンと表示)、アルミホイル、蛍光灯・電球(紙のケースに入れる)、薬・油・塗料の空缶、薬・油・化粧品のびん、かさ、乾電池、ライター・スプレー缶・カセットボンベ(中身を使い切る、他の不燃ごみとは別の袋に入れる)			2回/月	
	金属資源 小型家電(ドライヤー、時計、デジカメ、ゲーム機、携帯電話、電話機など)、金属類(ハンガー、金属製のナベ、ヤカン、電気コード)				
粗大ごみ	おおむね一辺が30cm角以上のもの(タンス、ガスレンジ、ストーブ、椅子、電子レンジ、ふとん、扇風機など)	自宅または決められた場所	申込制	随時	
資源	古紙類 ・新聞/折込チラシ ・雑誌/書籍 ・段ボール ・雑がみ	集積所または決められた場所	ひもでしぼる紙袋に入れる	1回/週	
	びん	ステーション	黄色のコンテナ		
	缶		青色のコンテナ		
	ペットボトル		青または緑色の回収用ネット		
	廃食用油	使用済み天ぷら油	公共施設などの決められた場所	回収時間中に手渡し	1回/月
	紙パック	牛乳パック	公共施設などのサンクルポスト	洗浄後、開いてポストへ入れる	随時
	発泡トレイ	肉や魚、野菜、菓子など食品が入っていた発泡トレイ		洗浄後、乾かしてポストへ入れる	
	古布	古着(布団や毛布、皮・ビニール・ゴム製品は回収不可)	公共施設などの決められた場所	洗濯後、ポリ袋に入れる	
	乾電池	水銀入り乾電池	リサイクル清掃課 北区清掃事務所 滝野川清掃庁舎	窓口	
		ボタン電池、ニカド・ニッケル水素等の小型充電式電池	スーパーや電気店などの店舗	回収ボックス	
ペットボトルキャップ	ペットボトルのキャップ	公共施設などの決められた場所	回収ボックス		
インクカートリッジ	プリンターのインクカートリッジ				

※令和元年10月現在

(2) ごみ処理手数料の改定

北区におけるごみ処理手数料の一覧表を表S3-3に示す。

北区では、平成29年10月よりごみ処理の手数料を改定した。

表S3-3 ごみ処理手数料の改定

		旧手数料 (H25.10～)	新手数料 (H29.10～)	
家庭ごみ	臨時ごみ	36.5 円/kg	40 円/kg	
	有料粗大ごみ処理券※(A券)		200 円	200 円
	有料粗大ごみ処理券※(B券)		300 円	300 円
	(具体例)	ふとん・いす・掃除機	300 円	400 円
		自転車(16インチ以上)・敷物(大)	700 円	800 円
		学習机	1,000 円	1,200 円
	ソファベッド・オルガン	1,800 円	2,000 円	
	箱物家具(特大)	2,500 円	2,800 円	
事業系ごみ	持込ごみ		36.5 円/kg	40 円/kg
	有料ごみ処理券	特大(70L相当)1セット(5枚)	2,415 円	2,660 円
		大(45L相当)1セット(10枚)	3,100 円	3,420 円
		中(20L相当)1セット(10枚)	1,380 円	1,520 円
		小(10L相当)1セット(10枚)	690 円	760 円

※ 粗大ごみは、品目の重量に応じて設定した額を(A券)と(B券)で組み合わせて手数料としている。

4 資源化の現状

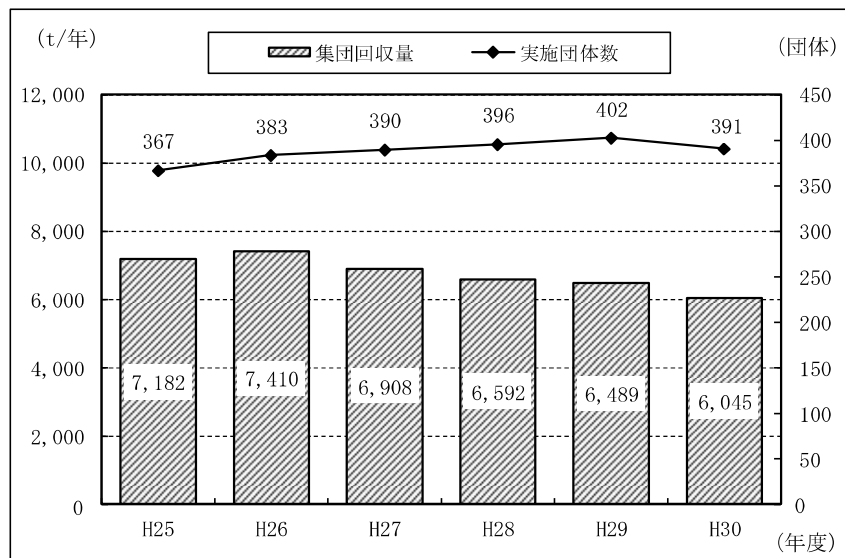
(1) 資源の分別回収及び拠点回収

北区では、資源の分別回収と拠点回収を実施している。分別回収品目は、古紙、びん、缶、ペットボトルの4品目、拠点回収品目は、布類、紙パック、発泡トレイ、廃食油、乾電池（水銀入り）の5品目である。分別回収は、あらかじめ定められた回収場所で週1回の回収を行っている。また、拠点回収は、公共施設などを拠点として、回収用のボックスやコンテナを設置して回収している。

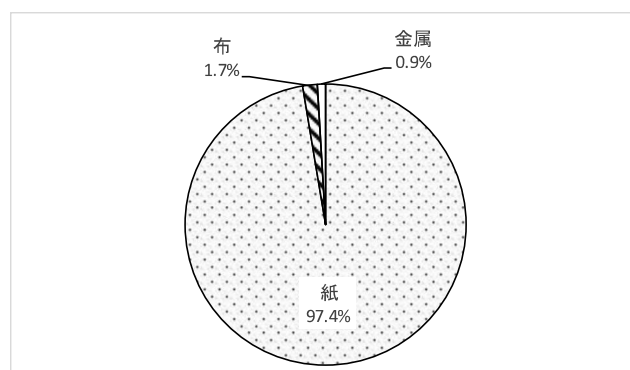
(2) 集団回収の支援

北区は、町会・自治会・マンションの管理組合・PTAなどの10世帯以上の団体による自主的な資源回収活動「集団回収」を支援している。回収品目は、紙類、布類、びん、缶などである。また、集団回収団体として登録された活動団体に対しては、提出された実績報告書及び計量証明書等に基づき、資源の回収量に応じた報奨金（6円/kg）を支給している。

平成30年度の実施団体は391団体、回収量は6,045tとなっており、回収品目の97.4%が紙類である。



図S3-2 集団回収量及び実施団体数の推移



図S3-3 集団回収品目の内訳（平成30年度）

5 中間処理及び最終処分

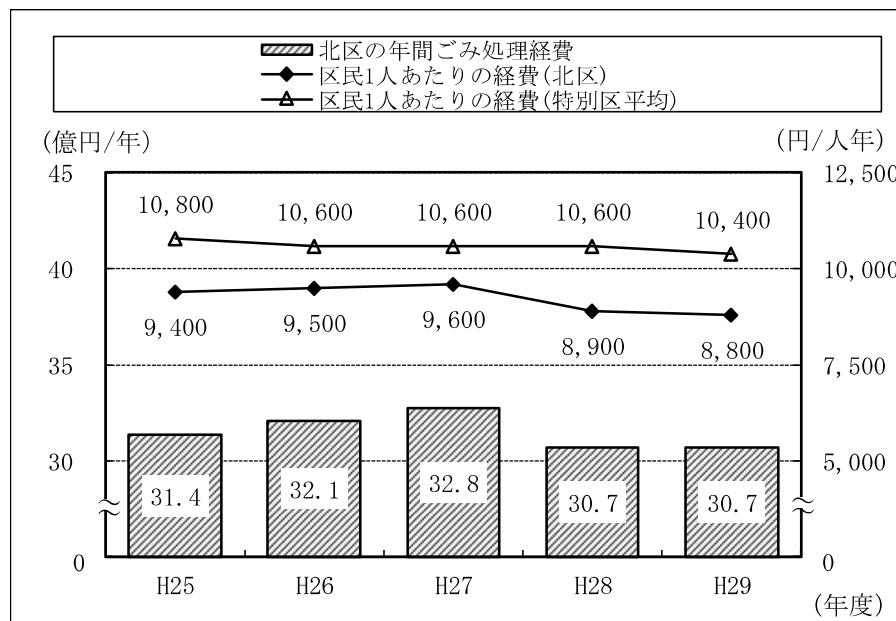
特別区では、東京二十三区清掃一部事務組合が、ごみ・し尿の中間処理を実施している。処理対象ごみは、可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、し尿である。

また、ごみの中間処理後に排出された焼却灰などは、セメントの原料や溶融スラグとして建設資材に利用するなど資源化を行い、残渣等を東京都に委託し、最終処分場で埋立処分している。

6 ごみ処理経費

平成25年度から平成29年度の北区のごみ処理経費は、約31～33億円ほどで推移している。

平成29年度では、約30.7億円かかっており、北区の普通会計決算額の1,390億円程度に占める割合は約2.2%程度である。区民1人あたりの年間経費に換算すると約8,800円となる。



- 注) 1. 区民1人あたりの経費は、「一般廃棄物処理実態調査結果(廃棄物処理事業経費【歳出】)」(環境省)のデータを、北区人口及び特別区人口で除して算出している。
 2. 「ごみ処理経費」とは、ごみ処理とリサイクルにかかる経費の合計であり、東京二十三区清掃一部事務組合への分担金は含まない。
 3. 「一般廃棄物処理実態調査結果(廃棄物処理事業経費【歳出】)」(環境省)については平成29年度分までの公表となっている。

図S3-4 ごみ処理経費の推移

資料4 ごみ量等の実績

1 ごみ量及びリサイクル率の推移

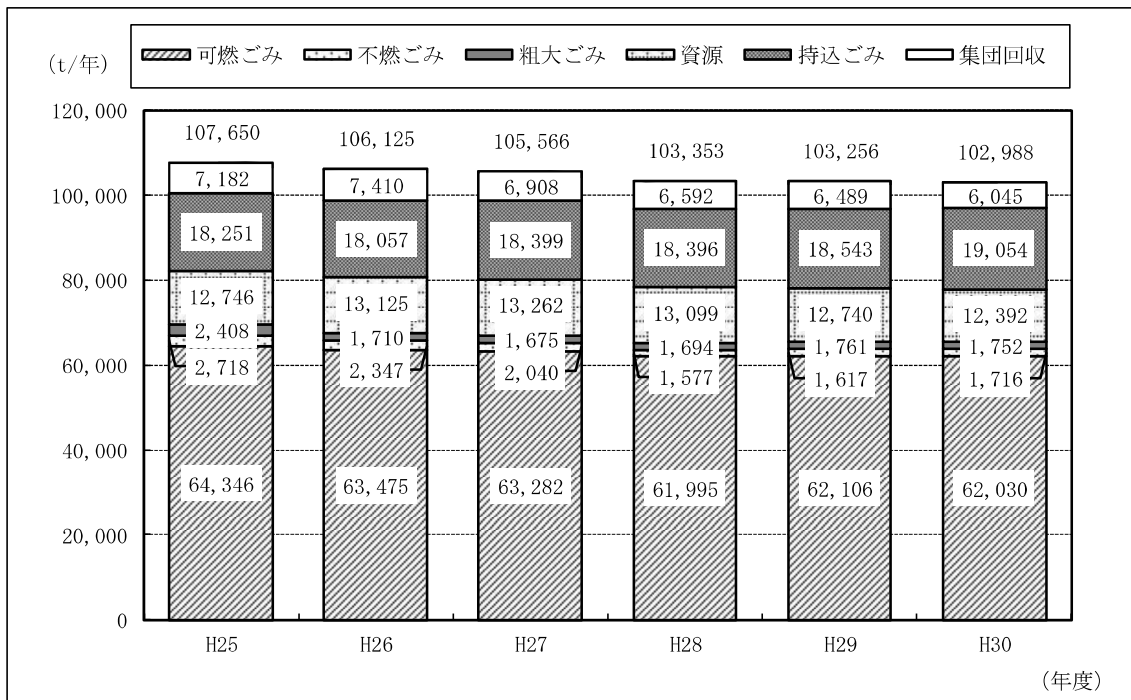
北区におけるごみ量及びリサイクル率*の推移を表S4-1及び図S4-1、図S4-2に示す。

表S4-1 ごみ量及びリサイクル率の推移

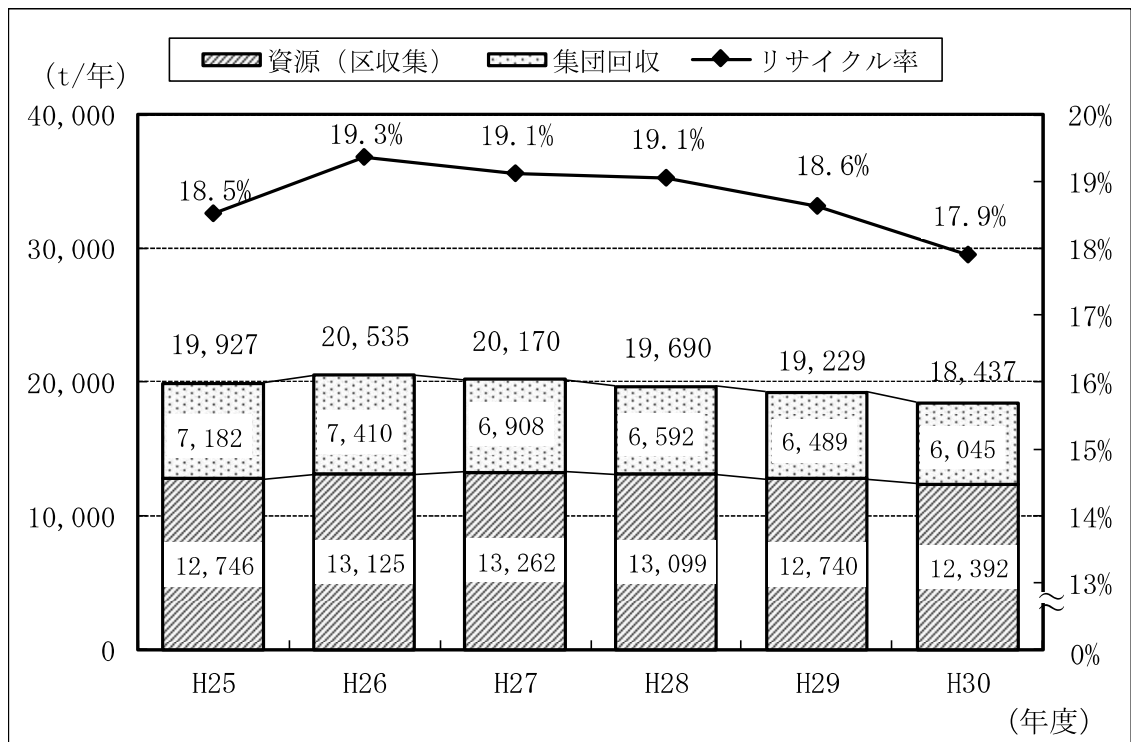
単位：t/年

		H25	H26	H27	H28	H29	H30	
区収集	可燃ごみ (a)	64,346	63,475	63,282	61,995	62,106	62,030	
	不燃ごみ (b)	2,718	2,347	2,040	1,577	1,617	1,716	
	粗大ごみ (c)	2,408	1,710	1,675	1,694	1,761	1,752	
	資源	古紙	7,714	7,373	7,366	7,016	6,739	6,365
		缶	899	853	874	879	875	858
		びん	2,734	2,712	2,765	2,717	2,686	2,602
		ペットボトル(ステーション)	1,129	1,131	1,165	1,216	1,257	1,351
		分別回収 計	12,476	12,069	12,171	11,829	11,558	11,176
		紙パック	25	24	23	22	17	17
		ペットボトル(店頭回収)	150	120	0	0	0	0
		発泡トレイ	2	2	2	2	2	2
		廃食用油	2	3	3	3	3	2
		古布	91	97	105	101	90	104
		水銀入り乾電池	0	0	0	0	0	0
		拠点回収 計	270	247	133	127	112	125
		ピックアップ回収	0	809	958	1,143	1,070	1,091
	計 (d)	12,746	13,125	13,262	13,099	12,740	12,392	
計	82,217	80,658	80,259	78,364	78,225	77,890		
持込ごみ (e)		18,251	18,057	18,399	18,396	18,543	19,054	
集団回収	紙類	7,049	7,266	6,752	6,446	6,333	5,887	
	布類	71	83	96	89	97	101	
	金属類	61	60	59	56	59	58	
	びん類	1	1	0	0	0	0	
	その他	0	0	0	0	0	0	
計 (f)	7,182	7,410	6,908	6,592	6,489	6,045		
ごみ排出量 (g=a+b+c+e)		87,722	85,590	85,396	83,662	84,028	84,551	
ごみ総排出量 (h=g+d+f)		107,650	106,125	105,566	103,353	103,256	102,988	
総資源化量	区収集資源 (d)	12,746	13,125	13,262	13,099	12,740	12,392	
	集団回収 (f)	7,182	7,410	6,908	6,592	6,489	6,045	
	計 (i=d+f)	19,927	20,535	20,170	19,690	19,229	18,437	
リサイクル率 (%) (j=i/h)		18.5%	19.3%	19.1%	19.1%	18.6%	17.9%	

注) 端数処理の関係で合計が一致しない場合がある。



図S4-1 ごみ総排出量の推移



図S4-2 総資源化量及びリサイクル率の推移

2 全国及び特別区とのごみ量及び資源化量の推移の比較

北区、全国、特別区におけるごみ量及び資源化量の推移を表S4-2及び図S4-3に、リサイクル率の推移の比較を図S4-4に示す。

表S4-2 北区、全国、特別区におけるごみ量及び資源化量の推移

項 目			(単位)	H25	H26	H27	H28	H29	H30	
ご み	北区	ごみ排出量	(a)	t	87,722	85,590	85,396	83,662	84,028	84,551
		ごみ総排出量	(b)	t	107,650	106,125	105,566	103,353	103,256	102,988
		人口	(c)	人	334,672	337,532	340,559	344,548	347,908	351,146
		1人1日あたり のごみ排出量	(a/c/365)	g/人日	718	695	687	665	662	660
		1人1日あたり のごみ総排出量	(b/c/365)	g/人日	881	861	849	822	813	804
	全国	ごみ排出量	(d)	千 t	42,291	41,814	41,586	40,899	40,722	-
		ごみ総排出量	(e)	千 t	44,874	44,317	43,981	43,170	42,894	-
		人口	(f)	千人	128,394	128,181	128,039	127,924	127,718	-
		1人1日あたり のごみ排出量	(d/f/365)	g/人日	902	894	887	876	874	-
		1人1日あたり のごみ総排出量	(e/f/365)	g/人日	958	947	939	925	920	-
特別区	ごみ排出量	(g)	千 t	2,817	2,783	2,784	2,754	2,766	2,754	
	ごみ総排出量	(h)	千 t	3,361	3,333	3,336	3,291	3,296	3,280	
	人口	(i)	千人	9,009	9,092	9,190	9,293	9,385	9,473	
	1人1日あたり のごみ排出量	(g/i/365)	g/人日	857	839	828	812	807	797	
	1人1日あたり のごみ総排出量	(h/i/365)	g/人日	1,022	1,004	992	970	962	949	
資 源 化	北区	資源回収量	(j)	t	12,746	13,125	13,262	13,099	12,740	12,392
		集団回収量	(k)	t	7,182	7,410	6,908	6,592	6,489	6,045
		資源量 計	(l=j+k)	t	19,927	20,535	20,170	19,690	19,229	18,437
		ごみ排出量	(m)	t	87,722	85,590	85,396	83,662	84,028	84,551
		ごみ総排出量	(n=l+m)	t	107,650	106,125	105,566	103,353	103,256	102,988
		リサイクル率	(l/n)	%	18.5%	19.3%	19.1%	19.1%	18.6%	17.9%
	全国	市町村等による ごみの資源化量	(o)	千 t	6,685	6,626	6,608	6,523	6,510	-
		集団回収量	(p)	千 t	2,583	2,503	2,394	2,270	2,172	-
		資源量 計	(q=o+p)	千 t	9,268	9,129	9,002	8,793	8,682	-
		ごみの総処理量	(r)	千 t	44,874	44,317	43,981	43,170	42,894	-
リサイクル率	(q/r)	%	20.6%	20.6%	20.4%	20.3%	20.2%	-		
特別区	資源回収量	(s)	t	337,608	347,522	353,905	348,175	349,265	351,751	
	集団回収量	(t)	t	206,559	202,352	197,761	188,481	181,400	173,730	
	資源量 計	(u=s+t)	t	544,167	549,874	551,666	536,656	530,665	525,482	
	ごみ排出量	(v)	千 t	2,817	2,783	2,784	2,754	2,766	2,754	
	ごみ総排出量	(w=u+v)	千 t	3,361	3,333	3,336	3,291	3,296	3,280	
	リサイクル率	(u/w)	%	16.2%	16.5%	16.5%	16.3%	16.1%	16.0%	

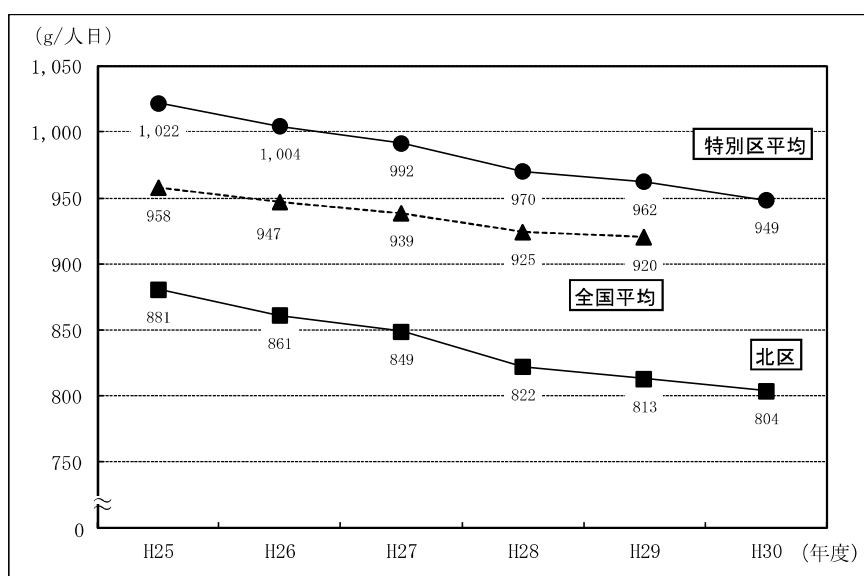
- 注) 1. 出典：全国：日本の廃棄物処理(環境省)、特別区：清掃事業年報(東京二十三区清掃一部事務組合)、清掃事業年報別冊(特別区清掃リサイクル主管課長会リサイクル分科会リサイクル統計作業・検討部会)
 2. 東京都の人口(推計)：東京都の各年度10月1日人口をもとに独自に算出。
 3. 全国のごみ排出量には資源ごみを含む。
 4. 全国の最新データはH29のため、H30データは記載していない。

北区の1人1日あたりのごみ総排出量は減少傾向にあり、平成30年度現在で、ごみ排出量は660g/人日、ごみ総排出量は804g/人日である。

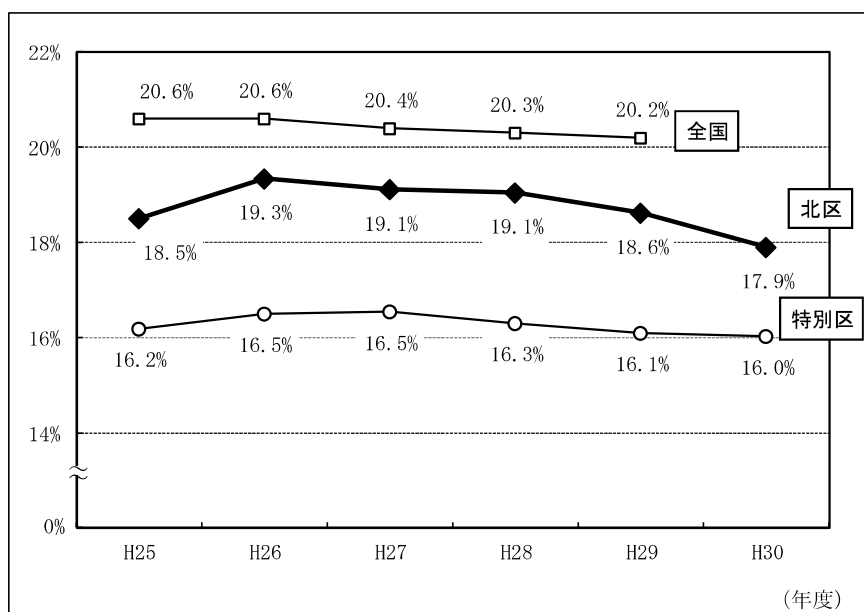
平成29年度の北区の1人1日あたりのごみ総排出量を全国平均と比較すると、全国平均よりも107gほど少ない。

北区のリサイクル率は、平成30年度で17.9%であり、特別区平均の16.0%を上回っている。

なお、北区及び特別区の平均のリサイクル率の算定にあたっては、「中間処理後の再生利用量」は含んでいない。全国平均のリサイクル率は、「中間処理後の再生利用量」が資源化量に含まれるため、前述した定義とは異なっており、北区及び特別区のリサイクル率よりも高く算出されている。



図S4-3 1人1日あたりのごみ総排出量の推移



図S4-4 リサイクル率の推移の比較

3 ごみ組成の推移

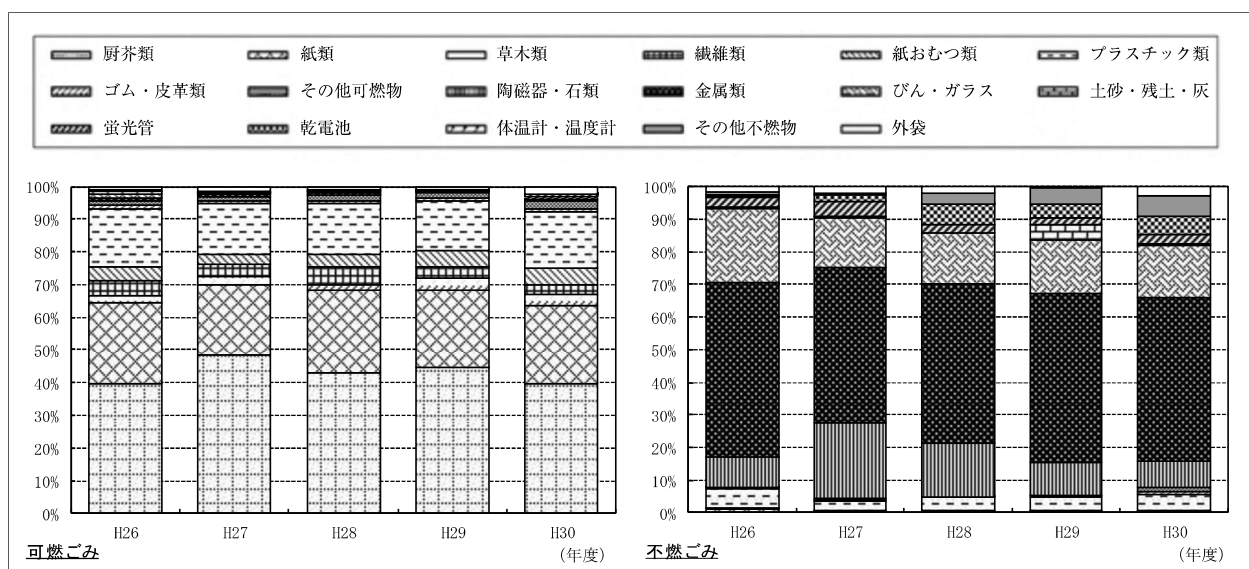
北区において平成26年度から平成30年度までに実施されたごみ組成調査における組成割合の推移を表S4-3及び図S4-5に示す。

表S4-3 ごみ組成の推移

単位：%

可燃ごみ						不燃ごみ					
大分類項目	H26	H27	H28	H29	H30	大分類項目	H26	H27	H28	H29	H30
厨芥類	39.7	48.5	43.1	44.7	39.6	厨芥類	0.0	0.2	0.0	0.2	0.0
紙類	24.6	21.6	25.3	23.5	24.1	紙類	0.9	0.5	0.6	0.2	0.5
草木類	2.5	2.5	1.6	3.9	3.2	草木類	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
繊維類	4.6	3.5	5.4	3.4	2.9	繊維類	0.5	0.0	0.0	0.0	0.0
紙おむつ類	3.9	3.3	3.8	5.0	5.3	紙おむつ類	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
プラスチック類	18.0	15.5	15.6	15.3	17.2	プラスチック類	5.9	2.9	4.1	4.4	5.1
ゴム・皮革類	1.1	0.8	0.8	0.7	0.7	ゴム・皮革類	0.3	0.4	0.0	0.0	0.8
その他可燃物	1.2	1.3	1.7	1.7	2.8	その他可燃物	0.1	0.2	0.2	0.3	1.5
可燃物計	95.6	97.0	97.3	98.2	95.8	可燃物計	7.7	4.2	4.9	5.1	7.9
陶磁器・石類	0.0	0.0	0.1	0.0	0.1	陶磁器・石類	9.5	23.3	16.5	10.4	7.7
金属類	0.8	0.6	0.9	0.3	1.0	金属類	53.5	47.7	49.0	51.7	50.6
びん・ガラス	1.2	0.3	0.1	0.1	0.2	びん・ガラス	22.6	15.3	15.6	16.7	16.0
土砂・残土・灰	1.0	0.3	0.0	0.0	0.0	土砂・残土・灰	0.4	0.2	0.0	4.6	0.4
蛍光管	0.0	0.0	0.0	0.0	0.5	蛍光管	3.1	4.9	2.3	1.8	2.8
乾電池	0.0	0.1	0.1	0.1	0.0	乾電池	0.3	1.9	6.4	4.2	5.6
体温計・温度計	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	体温計・温度計	0.7	0.0	0.1	0.0	0.0
その他不燃物	0.4	0.2	0.3	0.3	0.2	その他不燃物	0.7	0.6	3.1	5.1	6.3
不燃物計	3.4	1.5	1.5	0.8	2.1	不燃物計	90.8	93.9	93.0	94.5	89.4
外袋	1.0	1.5	1.2	1.0	2.1	外袋	1.5	1.9	2.1	0.4	2.7
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

- 注) 1. 出典：北区ごみ組成調査報告書
 2. 端数処理の関係で合計が一致しない場合がある



図S4-5 ごみ組成の推移

4 家庭ごみのごみ排出原単位調査（令和元年度実施）

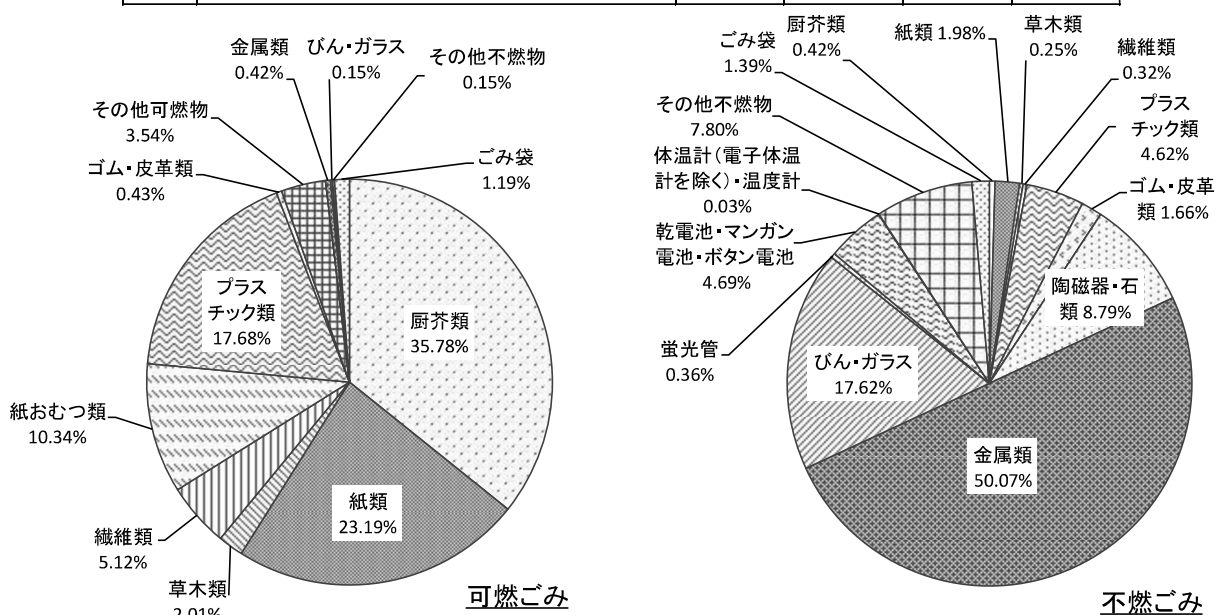
（１） 1人1日あたりのごみ量

北区において令和元年度に実施した、ごみの排出原単位調査結果を表S4-4及び図S4-6に示す。また、細分類項目における、1人1日あたりのごみ量の調査結果を表S4-5に示す。

可燃ごみは、生ごみが35.78%、紙類が23.19%と、合計で全体の約6割を占めている。

表S4-4 ごみの排出原単位調査結果

種別	分類項目（大分類）	可燃ごみ		不燃ごみ	
		原単位	割合	原単位	割合
可燃物	厨芥類	86.57	35.78%	0.06	0.42%
	紙類	56.17	23.19%	0.28	1.98%
	草木類	4.87	2.01%	0.03	0.25%
	繊維類	12.39	5.12%	0.04	0.32%
	紙おむつ類	25.02	10.34%	0.00	0.00%
	プラスチック類	42.82	17.68%	0.64	4.62%
	ゴム・皮革類	1.04	0.43%	0.23	1.66%
	その他可燃物	8.57	3.54%	0.00	0.00%
不燃物	陶磁器・石類	0.00	0.00%	1.22	8.79%
	金属類	1.02	0.42%	6.95	50.07%
	びん・ガラス	0.36	0.15%	2.44	17.62%
	土砂・残土・灰	0.00	0.00%	0.00	0.00%
	蛍光管	0.00	0.00%	0.05	0.36%
	乾電池・マンガン電池・ボタン電池	0.00	0.00%	0.65	4.69%
	体温計（電子体温計を除く）・温度計	0.00	0.00%	0.00	0.03%
	その他不燃物	0.36	0.15%	1.08	7.80%
外袋	ごみ袋	2.88	1.19%	0.19	1.39%



図S4-6 可燃ごみ及び不燃ごみの組成（令和元年度調査結果）

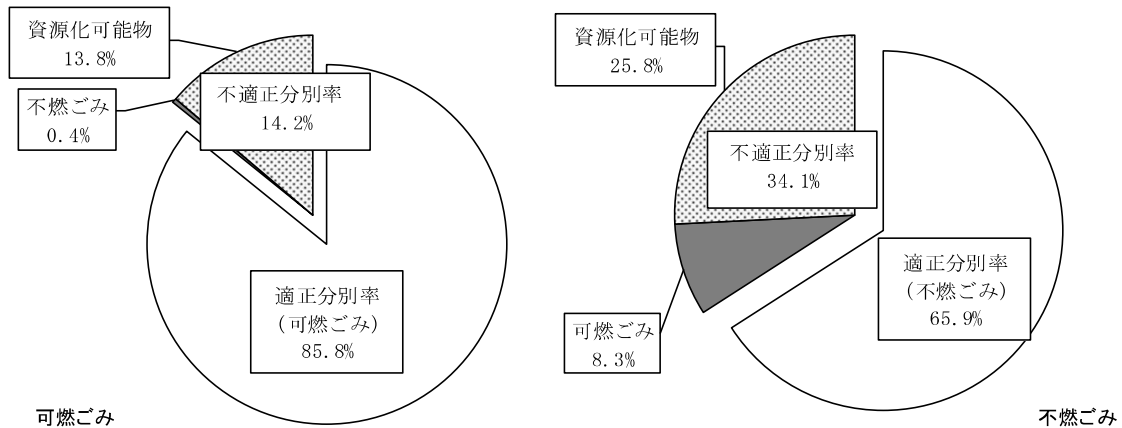
表S4-5 1人1日あたりのごみ量の調査結果(細分類項目)

種別	分類項目			No.	可燃ごみ		不燃ごみ	
	大分類	中分類	細分類		原単位 (g/人日)	割合	原単位 (g/人日)	割合
可燃物	厨芥類		調理くず	1	60.12	24.85%	0.01	0.08%
			直接廃棄(100%残存)	2	4.82	1.99%	0.05	0.34%
			直接廃棄(50%以上残存)	3	0.26	0.11%	0.00	0.00%
			直接廃棄(50%未満残存)	4	0.79	0.33%	0.00	0.00%
			食べ残し	5	12.03	4.97%	0.00	0.00%
			その他	6	8.55	3.53%	0.00	0.00%
	紙類	容器包装	段ボール	7	2.09	0.86%	0.09	0.63%
			資源紙パック	8	2.04	0.84%	0.00	0.00%
			その他紙容器(リサイクル可)(雑がみ含む)	9	6.13	2.53%	0.00	0.03%
			その他紙容器(リサイクル不可)	10	4.48	1.85%	0.13	0.87%
			その他紙包装	11	2.23	0.92%	0.01	0.04%
			新聞紙・ちらし	12	1.80	0.74%	0.03	0.23%
		容器包装以外	雑誌・書籍	13	5.67	2.34%	0.00	0.00%
			OA用紙	14	1.13	0.47%	0.00	0.00%
			その他紙類(リサイクル可)(雑がみ含む)	15	8.86	3.66%	0.00	0.01%
			その他紙類(リサイクル不可)	16	21.74	8.98%	0.02	0.17%
	草木類			17	4.87	2.01%	0.03	0.25%
	繊維類			18	12.39	5.12%	0.04	0.32%
	紙おむつ類			19	25.02	10.34%	0.00	0.00%
	プラスチック類	容器包装	ペットボトル	20	1.29	0.53%	0.00	0.00%
			その他のボトル	21	3.74	1.55%	0.23	1.65%
			チューブ類	22	0.64	0.26%	0.01	0.06%
			資源発泡トレイ	23	0.54	0.22%	0.00	0.00%
			その他の発泡トレイ	24	0.94	0.39%	0.00	0.00%
			その他プラ容器	25	11.73	4.84%	0.04	0.28%
			その他プラ包装	26	16.16	6.68%	0.02	0.14%
			レジ袋(ごみとして出された袋)	27	3.21	1.33%	0.03	0.25%
		容器包装以外	シングルユースプラスチック	28	0.42	0.17%	0.00	0.00%
			その他	29	4.15	1.71%	0.31	2.24%
	ゴム・皮革類			30	1.04	0.43%	0.23	1.66%
	その他可燃物			31	8.57	3.54%	0.00	0.00%
不燃物	陶磁器・石類			32	0.00	0.00%	1.22	8.79%
	金属類	容器包装	アルミ缶	33	0.05	0.02%	0.05	0.39%
			スチール缶	34	0.37	0.15%	0.44	3.20%
			その他容器類	35	0.14	0.06%	0.80	5.79%
		容器包装以外	その他金属(リサイクル可)	36	0.00	0.00%	1.51	10.92%
			その他金属(リサイクル不可)	37	0.46	0.19%	0.95	6.67%
	びん・ガラス	容器包装	小型家電	38	0.00	0.00%	3.20	23.10%
			生きびん	39	0.00	0.00%	0.00	0.00%
			無色雑びん	40	0.24	0.10%	0.97	7.00%
			茶色雑びん	41	0.12	0.05%	0.11	0.80%
			その他色雑びん	42	0.00	0.00%	0.03	0.22%
		資源回収不適な雑びん	43	0.00	0.00%	0.65	4.66%	
		容器包装以外	44	0.00	0.00%	0.68	4.94%	
	土砂・残土・灰			45	0.00	0.00%	0.00	0.00%
	蛍光管			46	0.00	0.00%	0.05	0.36%
	乾電池・マンガン電池・ボタン電池			47	0.00	0.00%	0.65	4.69%
	体温計(電子体温計を除く)・温度計			48	0.00	0.00%	0.00	0.03%
その他不燃物			49	0.36	0.15%	1.08	7.80%	
外袋	ごみ袋	容器包装	レジ袋	50	1.68	0.69%	0.17	1.22%
		容器包装以外	プラスチック袋	51	1.20	0.50%	0.02	0.17%
合計					242.07	100.00%	13.86	100.00%

(2) 資源化可能物及び不適正な分別の割合

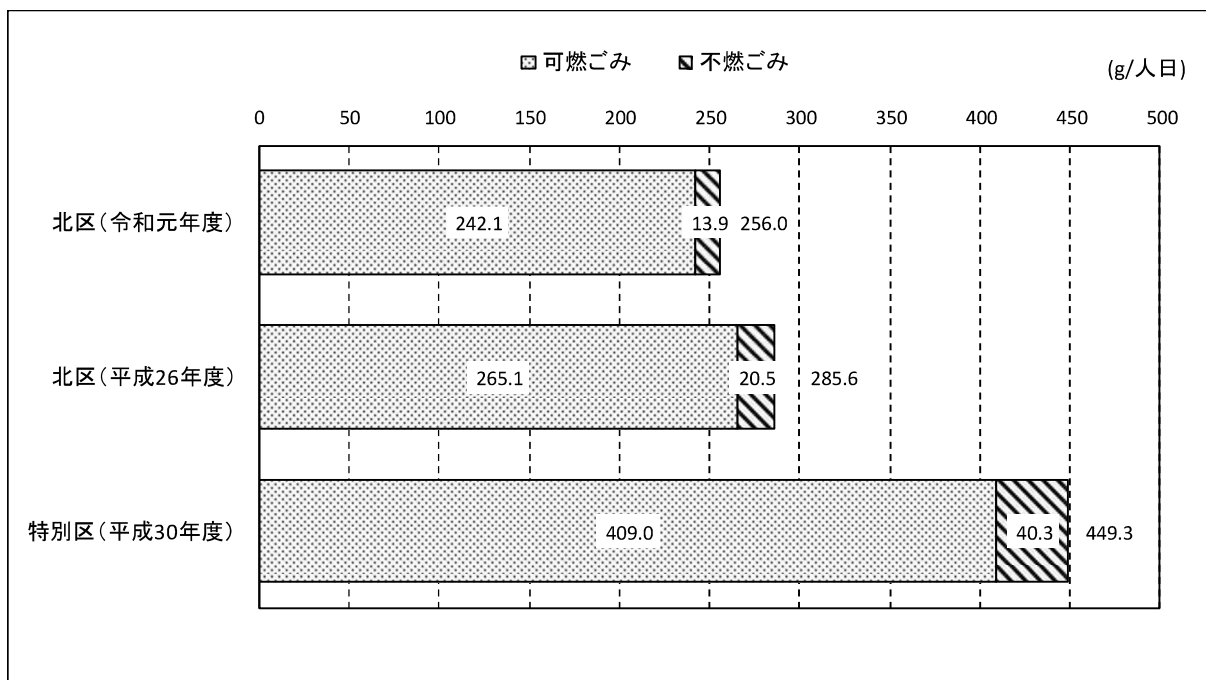
可燃ごみの不適正分別率は14.2%で、そのうち雑がみなど資源化が可能なものは13.8%であった。

不燃ごみの不適正分別率は34.1%で、そのうちびん・缶類など資源化が可能なものは25.8%であった。



注) 1. 可燃ごみの資源化可能物は新聞紙・ちらしや雑がみなど。
2. 不燃ごみの資源化可能物は金属類やびん・ガラスなど。

図S4-7 資源化可能物及び不適正な分別の割合 (令和元年度調査結果)



注) 1. 特別区の1人1日あたりのごみ量は、東京二十三区清掃一部事務組合実施の「ごみ排出原単位等実態調査」報告書(平成31年3月)による。

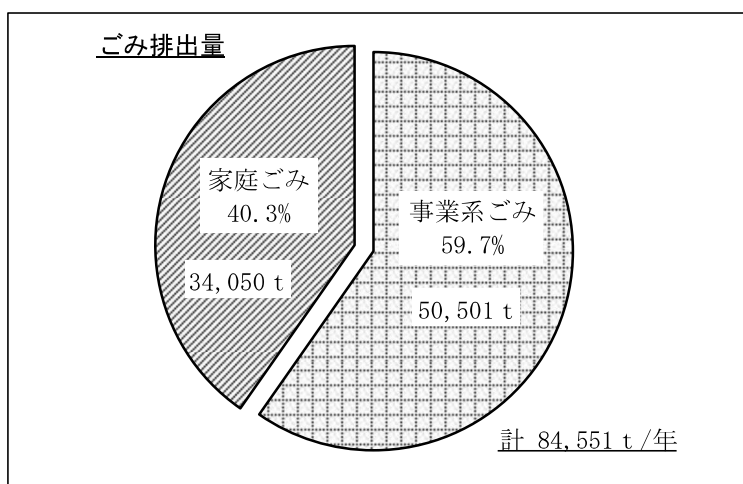
図S4-8 1人1日あたりのごみ量の特別区との比較

(3) 家庭ごみと事業系ごみの割合

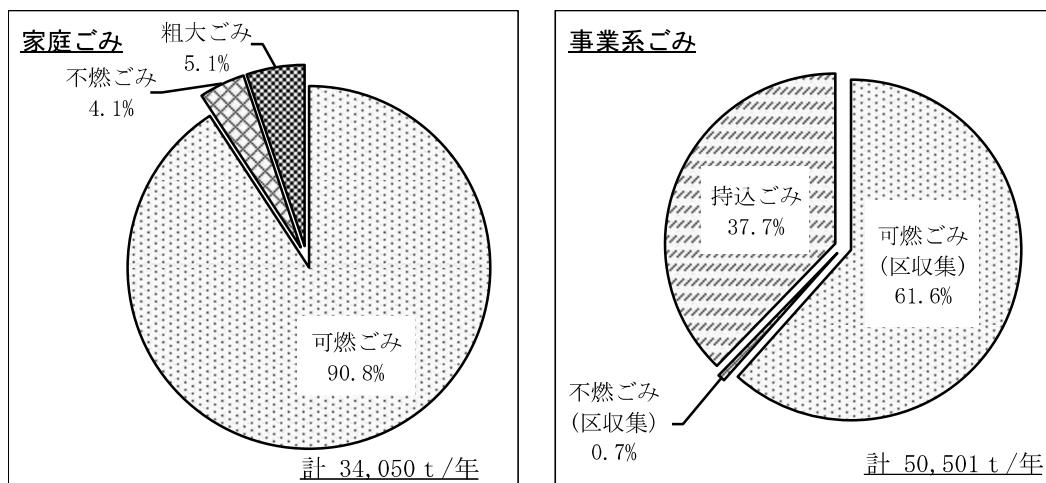
北区のごみ排出量における家庭ごみと事業系ごみの割合（推計）を図S4-9に示す。また、家庭ごみと事業系ごみのそれぞれの内訳（推計）を図S4-10に示す。

北区のごみは、40.3%が家庭ごみ、59.7%が事業系ごみと推計できる。それぞれの内訳をみると、いずれも可燃ごみ(区収集)の割合が大きく、家庭ごみは90.8%、事業系ごみは61.6%を占めている。

なお、家庭ごみと事業系ごみの割合は、排出原単位調査を解析し、推計したものである。



図S4-9 家庭ごみと事業系ごみの割合 (平成30年度推計値)



図S4-10 家庭ごみと事業系ごみの内訳 (資源を除く) (平成30年度推計値)

資料5 人口及び世帯数の将来予測

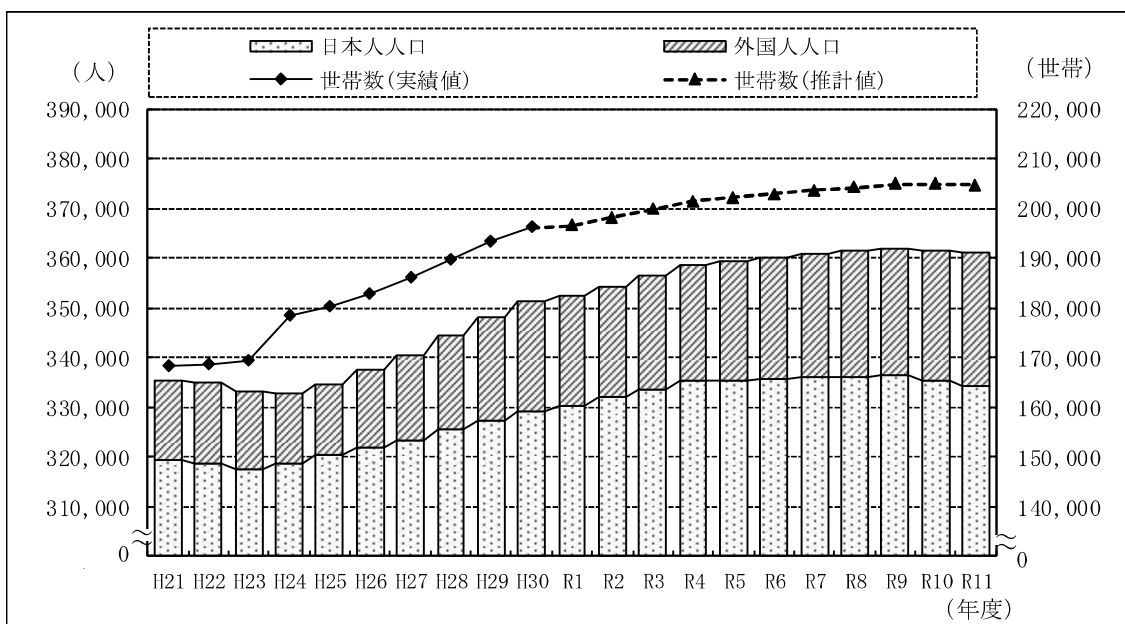
北区における人口及び世帯数の将来予測を表S5-1及び図S5-1に示す。

表S5-1 人口及び世帯数の将来予測

		日本人人口 (人)	外国人人口 (人)	北区総人口 (人)	世帯数 (世帯)
実績値	平成21年度	319,313	16,113	335,426	168,118
	平成22年度	318,642	16,184	334,826	168,731
	平成23年度	317,600	15,451	333,051	169,154
	平成24年度	318,629	14,165	332,794	178,406
	平成25年度	320,359	14,313	334,672	180,241
	平成26年度	322,015	15,517	337,532	182,736
	平成27年度	323,352	17,207	340,559	185,931
	平成28年度	325,546	19,002	344,548	189,678
	平成29年度	327,249	20,659	347,908	193,183
	平成30年度	328,986	22,160	351,146	196,089
推計値	令和元年度	330,368	21,899	352,267	196,541
	令和2年度	332,009	22,383	354,392	198,188
	令和3年度	333,647	22,850	356,497	199,834
	令和4年度	335,300	23,328	358,628	201,476
	令和5年度	335,487	23,810	359,297	202,156
	令和6年度	335,692	24,284	359,976	202,833
	令和7年度	335,908	24,763	360,671	203,514
	令和8年度	336,095	25,237	361,332	204,191
	令和9年度	336,287	25,719	362,006	204,871
	令和10年度	335,325	26,203	361,528	204,809
	令和11年度	334,367	26,679	361,046	204,746

出典：住民基本台帳、北区行政資料集、北区人口推計調査（平成30年3月）

実績値は各年度10月1日現在、推計値は各年度1月1日、世帯数は平成24年度より外国人世帯を含む。



図S5-1 人口及び世帯数の将来予測

資料6 ごみ量等の将来予測

1 現状施策のまま推移した場合のごみ量の将来予測

北区において、平成30年度現状の施策のまま推移すると仮定して、表S6-1に示す各項目について推計を行う。

家庭から排出される可燃ごみは、過去の排出原単位調査結果による1人1日あたりの家庭ごみ量(g/人日)をトレンド推計した。不燃ごみは令和元年度の1人1日あたりのごみ量(g/人日)を固定した。粗大ごみは平成30年度の1人1日あたりのごみ量(g/人日)を固定した。資源回収(分別回収及び拠点回収)、集団回収は平成26～30年度の過去5年間の区民1人1日あたりの量をトレンド推計した。これらの原単位に、各年度の人口及び年間日数を乗じて推計した。

事業系ごみは、経済状況などの影響を受けるため、1人1日あたりの量ではなく、実績値をそのまま推計することとした。区収集ごみに含まれる事業系ごみの可燃ごみと不燃ごみは、平成30年度のごみ量を固定した。一般廃棄物処理業者や事業所が清掃工場に持込む事業系ごみは、平成26～30年度の持込ごみ量をトレンド推計した。

なお、トレンド推計とは、ごみ排出量の将来予測に広く用いられており、過去の動態がこのまま継続していくという仮定の下に推計するものである。本計画では、8式(表S6-2)を使用し、8式からの選定は、原則として、現状(平成30年度実績)から乖離の少ない式とした。しかしながら、必ずしも過去の実績が時系列的な傾向を示さない、推計結果に現実性がない場合があったため、北区における現状施策のまま推移した場合のごみ量の将来予測は過去の実績から表S6-1に示す考え方で推計した。

以上の推計方法により、北区における現状施策のまま推移した場合のごみ量の将来予測量について、ごみ総排出量とごみ排出量を表S6-3と図S6-1、総資源化量及びリサイクル率を表S6-4と図S6-2に示す。

表S6-1 項目ごとの推計方法

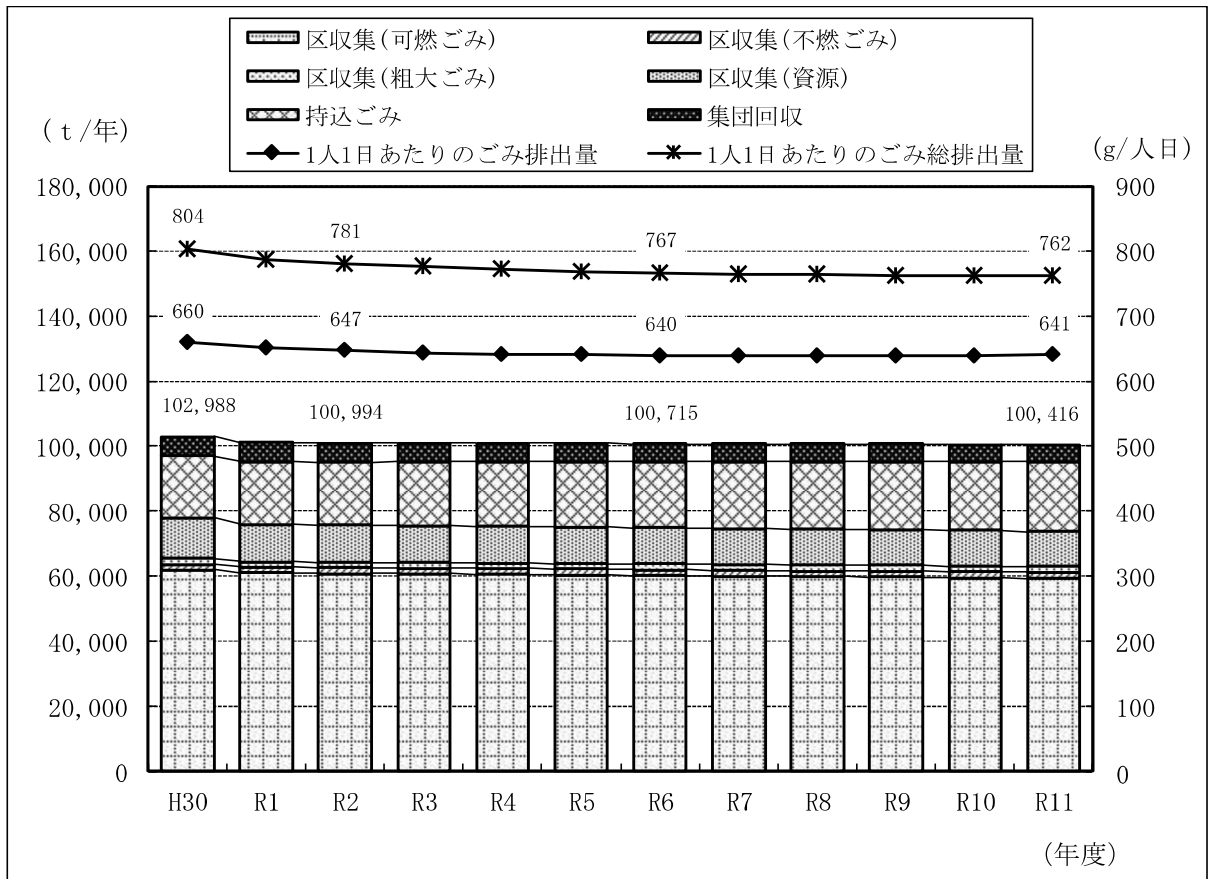
推 計 項 目		推 計 方 法
家庭ごみ	区収集 可燃ごみ	H26～R1 実態調査の1人1日あたりの量をトレンド推計
	区収集 不燃ごみ	R1の実態調査の1人1日あたりの量で固定
	区収集 粗大ごみ	H30の区民1人1日あたりの量で固定
資源ごみ		H26～H30の区民1人1日あたりの量をトレンド推計
集団回収		H26～H30の区民1人1日あたりの量をトレンド推計
事業系ごみ	持込ごみ	H26～H30の実績値をトレンド推計
	区収集 可燃ごみ	R1 実態調査から推計したH30のごみ量を固定
	区収集 不燃ごみ	R1 実態調査から推計したH30のごみ量を固定

表S6-2 トrend推計式

式 名	式	概 要
一次傾向式	$y = a + bx$	トレンドを直線に置き換えたときの公式。式のbはこの勾配の値で、bが正符号のとき上昇傾向となり、bが負符号のとき下降傾向となる。推計値が少なく出る傾向がある。
二次傾向式	$y = a + bx + cx^2$	トレンドを放物線に置き換えたときの推計式。徐々に増加又は減少を示す曲線である。
一次指数式	$y = a b^x$	過去のデータの伸びを一定の比率で増加又は減少させる公式。増加あるいは減少傾向は急激になる。過去のデータが同比率的な傾向のときにあてはめやすいと言われている。
べき乗式	$y = y_0 + a x^b$	過去のデータの伸びを徐々に増加させる公式。実績値が増加し続ける条件で、最もあてはめやすいと言われている。
逆数式	$y = a/x + b$	過去のデータの伸びを徐々に減少させ、最終的に定数bに収束する公式。
平方根式	$y = a\sqrt{x} + b$	過去のデータの伸びを徐々に増減させる公式。変化率を低く抑えるときに有効な式と言われている。
対数式	$y = a \log(x) + b$	過去のデータの伸びを徐々に減少させる公式。
ロジスティック式	$y = k \div (1 + e^{-(b-ax)})$	増加又は減少傾向を加速度的に伸ばした後、徐々に鈍化させ一定の値で飽和に達する推計式。
(式中文字) y : ごみ量、x : 経過年数、y ₀ : 基準年量、k : 飽和係数、a, b, c : 係数		

表S6-3 現状施策のまま推移した場合のごみ総排出量及びごみ排出量の将来予測

	区収集ごみ (t/年)					持込ごみ (t/年)	集団回収 (t/年)	ごみ排出量 (t/年)	ごみ総排出量 (t/年)	1人1日あたりのごみ量 (g/人日)	
	可燃ごみ	不燃ごみ	粗大ごみ	資源回収	合計					排出量	総排出量
H30	62,030	1,716	1,752	12,392	77,890	19,054	6,045	84,551	102,988	660	804
R1	61,061	1,721	1,762	11,431	75,975	19,137	6,043	83,681	101,155	651	787
R2	60,866	1,729	1,772	11,344	75,711	19,359	5,924	83,726	100,994	647	781
R3	60,718	1,737	1,783	11,295	75,533	19,583	5,829	83,821	100,945	644	776
R4	60,607	1,746	1,793	11,244	75,390	19,810	5,746	83,956	100,946	641	771
R5	60,399	1,748	1,797	11,173	75,117	20,040	5,665	83,984	100,822	640	769
R6	60,218	1,751	1,800	11,103	74,872	20,272	5,571	84,041	100,715	640	767
R7	60,064	1,754	1,804	11,045	74,667	20,507	5,503	84,129	100,677	639	765
R8	59,919	1,756	1,807	10,986	74,468	20,745	5,434	84,227	100,647	639	763
R9	59,788	1,759	1,810	10,941	74,298	20,985	5,365	84,342	100,648	638	762
R10	59,578	1,757	1,808	10,860	74,003	21,229	5,292	84,372	100,524	639	762
R11	59,382	1,755	1,805	10,780	73,722	21,475	5,219	84,417	100,416	641	762



図S6-1 現状施策のまま推移した場合のごみ総排出量及びごみ排出量の将来予測

表 S 6 - 4 現状施策のまま推移した場合の資源化量及びリサイクル率の将来予測

	総資源化量 (t/年)			ごみ総排出量 (t/年)	リサイクル率
	直接資源化	集団回収	計		
H30	12,392	6,045	18,437	102,988	17.9%
R1	11,431	6,043	17,474	101,155	17.3%
R2	11,344	5,924	17,268	100,994	17.1%
R3	11,295	5,829	17,124	100,945	17.0%
R4	11,244	5,746	16,990	100,946	16.8%
R5	11,173	5,665	16,838	100,822	16.7%
R6	11,103	5,571	16,674	100,715	16.6%
R7	11,045	5,503	16,548	100,677	16.4%
R8	10,986	5,434	16,420	100,647	16.3%
R9	10,941	5,365	16,306	100,648	16.2%
R10	10,860	5,292	16,152	100,524	16.1%
R11	10,780	5,219	15,999	100,416	15.9%

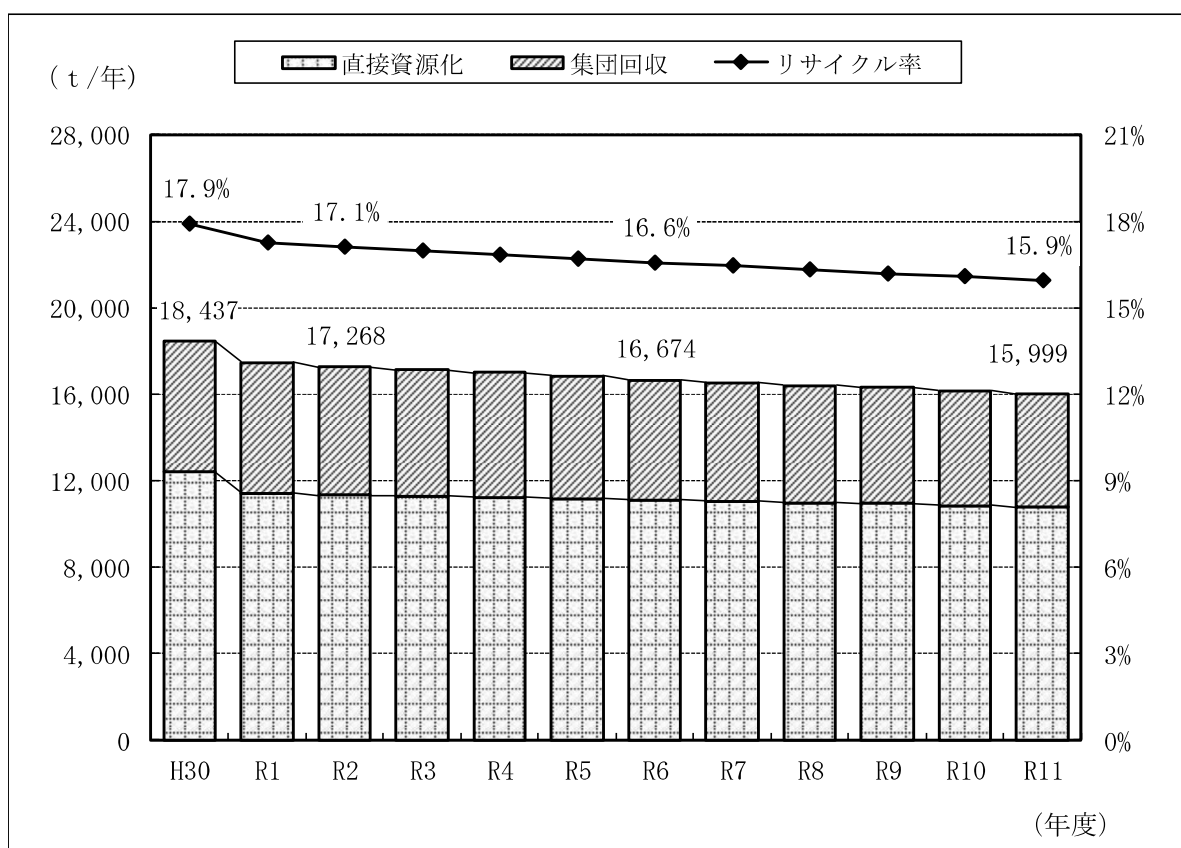


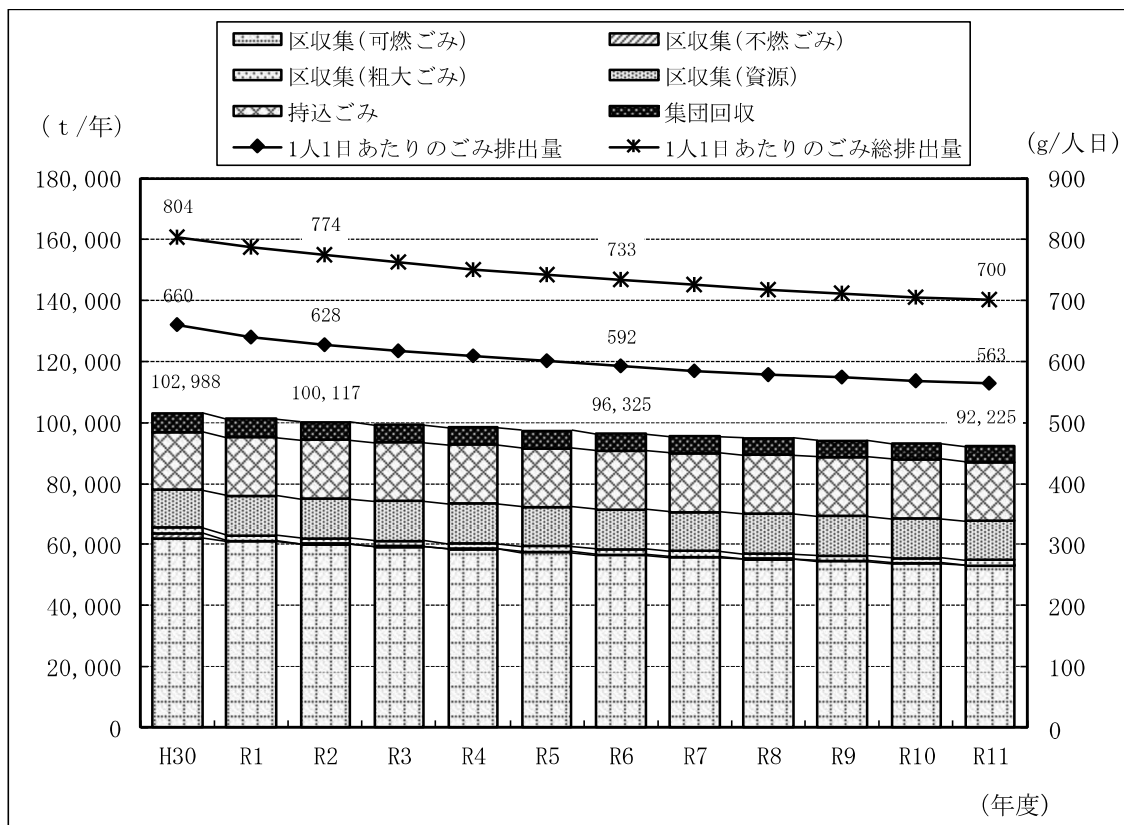
図 S 6 - 2 現状施策のまま推移した場合の資源化量及びリサイクル率の将来予測

2 ごみの減量・資源化目標達成に向けたごみ量の推移

北区におけるごみの減量・資源化目標の達成に向けた、ごみ総排出量及びごみ排出量の将来予測を表S6-5及び図S6-3に、総資源化量及びリサイクル率の将来予測を表S6-6及び図S6-4に示す。

表S6-5 ごみの減量・資源化目標達成に向けたごみ総排出量及びごみ排出量

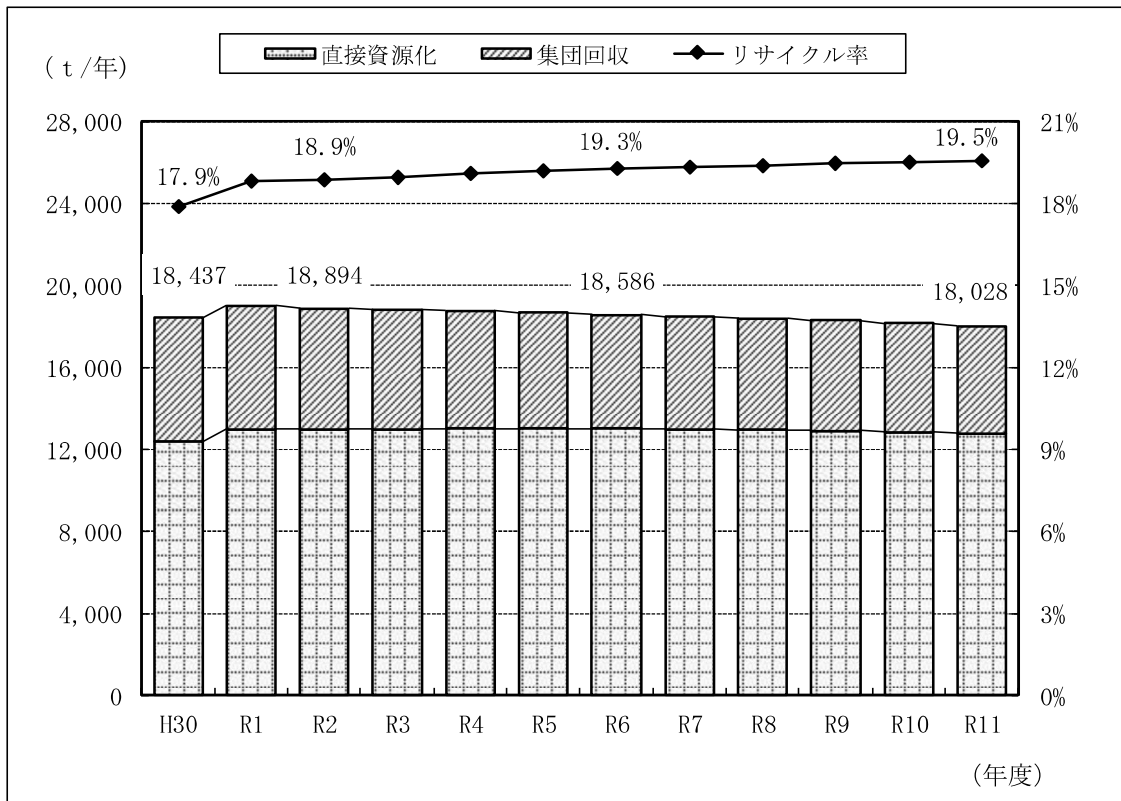
	区収集ごみ (t/年)					持込ごみ (t/年)	集団回収 (t/年)	ごみ排出量 (t/年)	ごみ総排出量 (t/年)	1人1日あたりのごみ量 (g/人日)	
	可燃ごみ	不燃ごみ	粗大ごみ	資源回収	合計					排出量	総排出量
H30	62,030	1,716	1,752	12,392	77,890	19,054	6,045	84,551	102,988	660	804
R1	61,061	172	1,762	12,980	75,975	19,137	6,043	82,132	101,155	639	787
R2	60,123	172	1,763	12,970	75,028	19,165	5,924	81,223	100,117	628	774
R3	59,236	172	1,765	12,998	74,171	19,191	5,829	80,364	99,191	618	762
R4	58,390	171	1,766	13,023	73,350	19,216	5,746	79,543	98,312	608	751
R5	57,457	171	1,761	13,019	72,408	19,238	5,665	78,627	97,311	600	742
R6	56,556	170	1,755	13,015	71,496	19,258	5,571	77,739	96,325	592	733
R7	55,847	169	1,750	12,984	70,750	19,277	5,503	77,043	95,530	585	726
R8	55,151	168	1,744	12,951	70,014	19,293	5,434	76,356	94,741	579	718
R9	54,469	168	1,738	12,932	69,307	19,306	5,365	75,681	93,978	573	711
R10	53,721	166	1,727	12,871	68,485	19,318	5,292	74,932	93,095	568	705
R11	52,989	165	1,715	12,809	67,678	19,328	5,219	74,197	92,225	563	700



図S6-3 ごみの減量・資源化目標達成に向けたごみ総排出量及びごみ排出量

表S6-6 ごみの減量・資源化目標達成に向けた資源化量及びリサイクル率

	総資源化量 (t/年)			ごみ総排出量 (t/年)	リサイクル率
	直接資源化	集団回収	計		
H30	12,392	6,045	18,437	102,988	17.9%
R1	12,980	6,043	19,023	101,155	18.8%
R2	12,970	5,924	18,894	100,117	18.9%
R3	12,998	5,829	18,827	99,191	19.0%
R4	13,023	5,746	18,769	98,312	19.1%
R5	13,019	5,665	18,684	97,311	19.2%
R6	13,015	5,571	18,586	96,325	19.3%
R7	12,984	5,503	18,487	95,530	19.4%
R8	12,951	5,434	18,385	94,741	19.4%
R9	12,932	5,365	18,297	93,978	19.5%
R10	12,871	5,292	18,163	93,095	19.5%
R11	12,809	5,219	18,028	92,225	19.5%



図S6-4 ごみの減量・資源化目標達成に向けた資源化量及びリサイクル率

資料 7 近年のごみ処理技術の動向

1 北清掃工場

北区から排出される可燃ごみの主な搬入先である、北清掃工場の概要を表 S 7 - 1 に示す。

1 日あたり 600 t の処理が可能で、22 年が経過している。本施設では、焼却処理により発生した蒸気で発電を行っており、平成 30 年度は、46,458MWh 発電を行い、そのうち約 46% を場内で使用し、約 54% を民間電力会社に売却し、売却益は約 3.3 億円となっている。また、高温水は、隣接の「北区立元気ふらざ」に供給しており、温水プールや各施設の冷暖房等に利用されている。平成 30 年度は、約 7,549GJ を供給した。

表 S 7 - 1 北清掃工場の概要

所在地	北区志茂一丁目2番36号	
建築概要	敷地面積	約 19,000 m ²
	建築面積	工場棟 : 約 6,160 m ² 飛灰搬出棟 : 約 331 m ²
	工期	平成5年4月 ~ 平成10年3月
	総工費	約 334億円 (本体工事)
	建物	工場棟 : 地下3階、地上6階 飛灰搬出棟 : 地上2階
設備概要	規模	600 t / 日 1基
	焼却炉	全連続燃焼式火格子焼却炉 (マルチン式)
	ボイラ	過熱器付自然循環式水管ボイラ 1基
	蒸気タービン	復水タービン 1基
	蒸気流量 定格	73.54 t / 時間
	蒸気圧力 常用	2.45 MPa (25.0 kg/cm ²)
	発電機出力最大	11,500 kW
	排ガス処理	減温塔 (反応蒸発塔) 水噴霧式 3基 ろ過式集じん器 (バグフィルタ) 1基 洗煙設備 (排ガス洗浄塔) スプレー式、充填塔式 1基 脱硝反応塔 (脱硝塔) 触媒方式 1基
	汚水処理	凝集沈殿、砂ろ過式 1式
	煙突	RC造外筒支持鋼製内筒型 (ステンレス製) 地上高 120m 1基

資料 8 生活排水処理基本計画

1 し尿及び汚泥量の実績

北区及び特別区全体のし尿の収集量の推移を表 S 8 - 1 に、特別区全体の汚泥量の推移を表 S 8 - 2 に示す。また、特別区全体のし尿の収集量及び汚泥量の推移を図 S 8 - 1 に示す。

表 S 8 - 1 し尿の収集量

		単位：t					
		H25	H26	H27	H28	H29	H30
北 区		18	15	15	14	15	14
特別区合計		2,016	1,892	1,704	1,528	1,409	1,248

- 注) 1. 出典：清掃事業年報（東京二十三区清掃一部事務組合）
 2. 北区の収集量は、便所戸数の按分率により算出した推計値

表 S 8 - 2 汚泥量の推移（特別区全体）

		単位：t					
		H25	H26	H27	H28	H29	H30
浄化槽汚泥		4,527	4,274	4,050	3,632	3,394	3,296
ビルピット汚泥		15	16	14	15	16	14
ディスポーザー汚泥		4,084	4,533	4,524	4,665	5,176	4,972
合 計		8,626	8,823	8,588	8,312	8,586	8,283

- 注) 1. 出典：清掃事業年報（東京二十三区清掃一部事務組合）

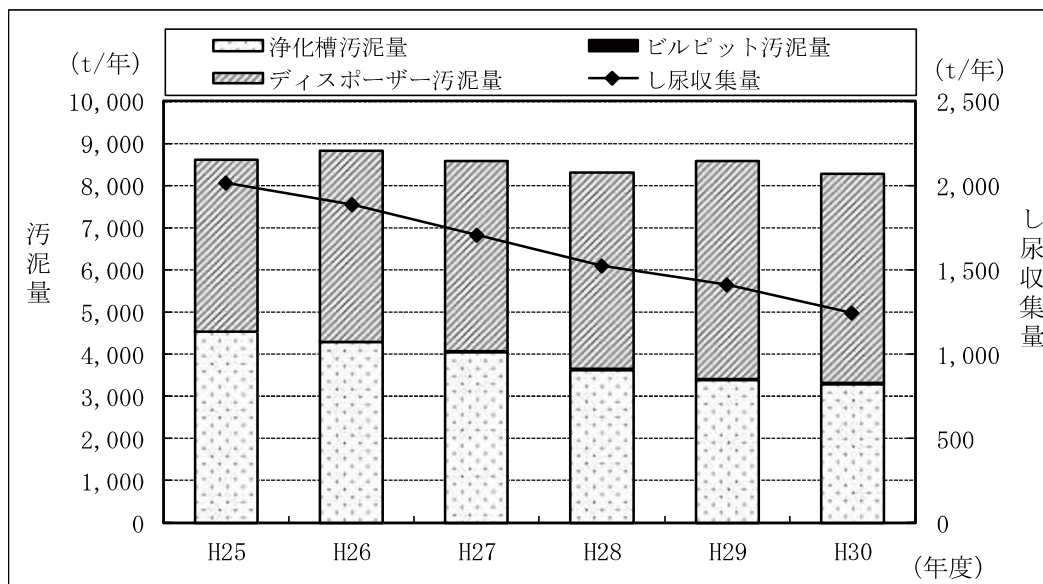


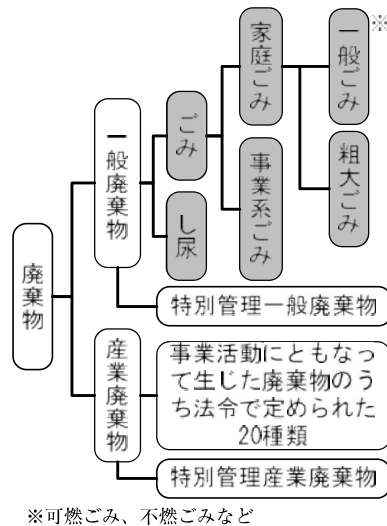
図 S 8 - 1 し尿の収集量及び汚泥量の推移（特別区全体）

■用語の解説

あ行

一般廃棄物

一般廃棄物とは産業廃棄物以外の廃棄物のことであり、ごみとし尿に分類され、下図網掛け項目のことを指す。



か行

拡大生産者責任（EPR）

Extended Producer Responsibility。生産者が生産した商品が使用され、廃棄された後まで、当該製品の適正なリサイクルや処分について一定の責任を負うという考え方。

北区事業系古紙リサイクルシステム

中小企業のオフィスペーパーの共同回収システムのこと。企業から出る古紙を分別回収、自主回収して、回収した古紙を再生品として再利用する。

ケミカルリサイクル

廃プラスチックを化学的に分解して化学製品の原料として再利用すること。

小型家電

携帯電話やデジタルカメラ、ゲーム機、電源アダプタなど 30cm 立方体未満の家電製品。

戸別収集

ごみを集積所等へ出すのではなく、各家庭の玄関先や集合住宅の前等、建物ごとに出し、清掃職員が一軒ずつ収集していく方法。戸別収集ではそれぞれの玄関先等に出すこととなるので、ごみの出し方に対する意識の向上、それに伴うごみの減量や資源回収率の向上に効果があると考えられている。

さ行

サーマルリサイクル（熱回収）

廃棄物から熱を回収すること。ごみの焼却処理から得られる熱が、ごみ発電や施設内の暖房・給湯・温水プール等の外部施設への余熱利用等に活用される。北清掃工場では発電及び隣接施設への高温水提供を行っている。

再利用計画書

事業用大規模建築物所有者が、建築物から排出される廃棄物の再利用に関する計画を作成したもの。区の条例に基づき、年に1度作成し、区長に提出する義務がある。

雑がみ

新聞、雑誌、本、段ボール、紙パック以外の資源化可能な紙類。

資源回収ステーション

週1回、びん・缶・ペットボトルを排出するための決められた回収場所のこと。

集団回収

町会・自治会・マンションの管理組合・PTAなど任意の団体が、家庭から出る古紙などを集め、自ら契約した資源回収業者に引き渡す、自主的な資源回収活動。

循環型社会

製品が廃棄物になることが抑制され、また循環資源になった場合の適正利用、循環資源にならない場合の適正処分が確保され、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会。

食品ロス

本来食べられるのに捨てられてしまう食品。日本全体では、年間643万トン（平成28年度推計値）が捨てられており、国民1人あたりに換算すると年間で約51kg、1人1日あたり茶碗1杯分のご飯を捨てているのと同じ量になる。

清掃事業関連施設

区の清掃事業に関連した収集運搬施設、中継施設やエコ広場館のこと。北区清掃事務所、滝野川清掃庁舎、浮間清掃事業所（車庫）、エコ広場館（富士見橋、赤羽、北ノ台、滝野川西の4カ所）などがある。なお、北清掃工場（焼却施設）は、東京二十三区清掃一部事務組合が管理・運営している施設である。

た行

中間処理

可燃ごみの焼却処理、不燃ごみの破碎・選別処理など、できるだけごみの体積と重量を減らし、最終処分場に埋立後も環境に影響が出ないようにする処理のこと。

低炭素社会

平成20年3月に閣議決定された「第二次循環型社会形成推進基本計画」にて示され、温室効果ガスとして寄与している二酸化炭素の排出量の削減を目指した社会のこと。同計画中では、循環型社会の中長期的なイメージとして、低炭素社会と自然共生社会に向けた取り組みとも統合した、持続可能な社会の実現が掲げられている。

東京二十三区清掃一部事務組合

平成12年4月に特別区が地方自治法第284条に定める一部事務組合として設置した特別区公共団体で特別区内から発生する一般廃棄物の中間処理を実施している。管理者は特別区の区長より互選される。事務内容は、①焼却施設の整備及び管理運営、②ごみ処理施設の整備及び管理運営、③し尿処理の施設の整備及び管理運営。なお、清掃工場等の運営に係る経費は、特別区の分担金（主にごみ量による分担金）、清掃工場搬入時に徴収する手数料、資源の売却等の歳入により賄っている。

は行

廃棄物管理責任者

区の条例に基づき、事業用大規模建築物から排出される事業系一般廃棄物の減量の推進及び適正な処理に関する業務を担当する者。

廃棄物処理原価

ごみ等の処理で要した人件費、物件費、建物などの減価償却費、起債利子の合計を、資源売払い金などの収入を差し引きごみ等の収集量で割り返して、1キログラムあたりの処理原価としたもの。

排出原単位調査

家庭から排出される可燃ごみ及び不燃ごみについて、世帯人数と蓄積日数、ごみの重量から1人1日あたりのごみ排出量を求める調査。区で毎年行っている組成調査が、各組成の割合を求めるのに対し、排出原単位調査では、1人1日あたりの排出量として解析するところに違いがある。

排出者責任

廃棄物の排出者が、その適正なリサイクル等に関する責任を追うべきという考え方。

不燃ごみ処理センター

不燃ごみを破碎・選別により減容化する施設。東京二十三区清掃一部事務組合が所有している施設で、中央防波堤内側及び大田区京浜島の2カ所にある。正式名称は「中防不燃ごみ処理センター」及び「京浜島不燃ごみ処理センター」。

ふれあい訪問収集

ごみ（可燃・不燃）の訪問収集を行う際に、ごみの排出がない場合には安否確認を併せて行う訪問収集。

訪問収集

ごみ（可燃・不燃）を集積所まで運び出すことが困難な方に対して、職員が玄関先まで訪問して収集するサービス。

ま行

マテリアルリサイクル

廃プラスチックをプラスチック製品へと変換するリサイクル方法。ペットボトルの回収等からペレット状の同質の原料や製品などに加工される。

や行

溶融処理

焼却灰をさらに減量化し、環境対策を同時に行うために実施している処理方法。容積は約半分ほどになるため、最終処分場の延命化につながる。環境対策の面では灰に含まれるダイオキシン類の分解や重金属類を封じ込めることができる。

溶融スラグ

溶融処理し、冷却・固化した際に排出される物質。アスファルト舗装やコンクリート二次製品の骨材・埋め戻し材などの土木建設資材に利用される。平成18年7月に、コンクリート用骨材や道路用として有効利用を行うにあたってのJISが公示された。

ら行

リサイクル率

集団回収量を含めたごみ総排出量に占める総資源化量の比率のこと。全国的には総資源化量には中間処理後再生利用量が含まれるが、北区では、中間処理を東京二十三区清掃一部事務組合で実施していることから、総資源化量に中間処理後再生利用量は含まれていない。

北区一般廃棄物処理基本計画 2020
令和2年3月発行

刊行物登録番号

31-1-133

発行 東京都北区生活環境部リサイクル清掃課
東京都北区王子本町1丁目15番22号
電話 03(3908)8538

